

第2次白岡市環境基本計画

【改訂版】

(素案)

令和7年11月

白岡市

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
第 2 章	白岡市の環境の現状と課題	9
第 3 章	白岡市の環境目標	23
第 4 章	望ましい環境像を実現するための三者協働の取組	27
第 5 章	リーディングプロジェクト	63
第 6 章	白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	73
第 7 章	白岡市気候変動適応計画	111
第 8 章	計画の推進方策	119

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成 23 年（2011 年）1 月に「白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）」を施行し、同条例に基づき平成 23 年（2011 年）3 月に「白岡町環境基本計画」を、平成 28 年（2016 年）3 月に同計画の改訂版である「白岡市環境基本計画【改訂版】」（以下、両計画を「第 1 次計画」といいます。）を策定しました。

第 1 次計画の期間中は、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震をきっかけに、環境問題に対する一人一人の意識が大きく変化しました。本市では、平成 23 年（2011 年）5 月の首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」といいます。）白岡菫蒲インターチェンジ（以下、「IC」といいます。）と久喜白岡ジャンクション（以下、「JCT」といいます。）間の開通、平成 24 年（2012 年）10 月の市制施行、平成 27 年（2015 年）10 月の圏央道の桶川北本 IC と白岡菫蒲 IC 間の開通などがあり、まちの姿も変化してきました。

一方、世界では、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成 28 年（2016 年）～令和 12 年（2030 年）までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すための 17 の目標が示されました。

平成 27 年（2015 年）12 月には、COP21 でパリ協定が採択され、令和 2 年（2020 年）10 月に日本では令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減し、令和 32 年（2050 年）までには温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。また、近年の気候変動がもたらす影響が深刻化し、日本でも大雨の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など様々な被害が発生していることから、平成 30 年（2018 年）に「気候変動適応法」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための仕組みが整備されました。

このような背景の中で令和 3 年（2021 年）3 月に第 1 次計画の計画期間を終え、新たな 10 年間の環境への取組を定めた「第 2 次白岡市環境基本計画」（以下、「第 2 次計画」といいます）を策定しました。

しかし、第 2 次計画の策定から 5 年が経過し、令和 5 年（2023 年）6 月に令和 32 年（2050 年）までに本市における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったほか、令和 6 年（2024 年）5 月に日本の環境施策の大綱を定める「第六次環境基本計画」が閣議決定され、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すことが位置付けられるなど、本市を取り巻く環境や環境課題に対する国内外の動向は変化し続けています。

こうした社会情勢の変化や新たな環境課題に対応するため、10 年間の計画期間（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））の折り返しを迎えたこの機に、第 2 次計画の改訂を行い、「第 2 次白岡市環境基本計画【改訂版】」を策定することとしました。

■白岡市環境基本条例 前文

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。

このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。

このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

■白岡市における環境に係る取組の経緯

制定・策定期	内 容
平成 14 年 3 月	白岡町環境率先実行計画の策定
平成 23 年 1 月	白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）の施行
平成 23 年 3 月	（第 1 次）白岡町環境基本計画の策定
平成 24 年 3 月	（第 1 次）白岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 ※白岡町環境率先実行計画から名称を変更
平成 28 年 3 月	（第 1 次）白岡町環境基本計画の改訂（中間見直し）
平成 29 年 3 月	第 2 次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定
令和 3 年 3 月	第 2 次白岡市環境基本計画の策定
令和 4 年 3 月	第 3 次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定
令和 5 年 6 月	ゼロカーボンシティ宣言
令和 8 年 3 月	第 2 次白岡市環境基本計画の改訂（中間見直し） 白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

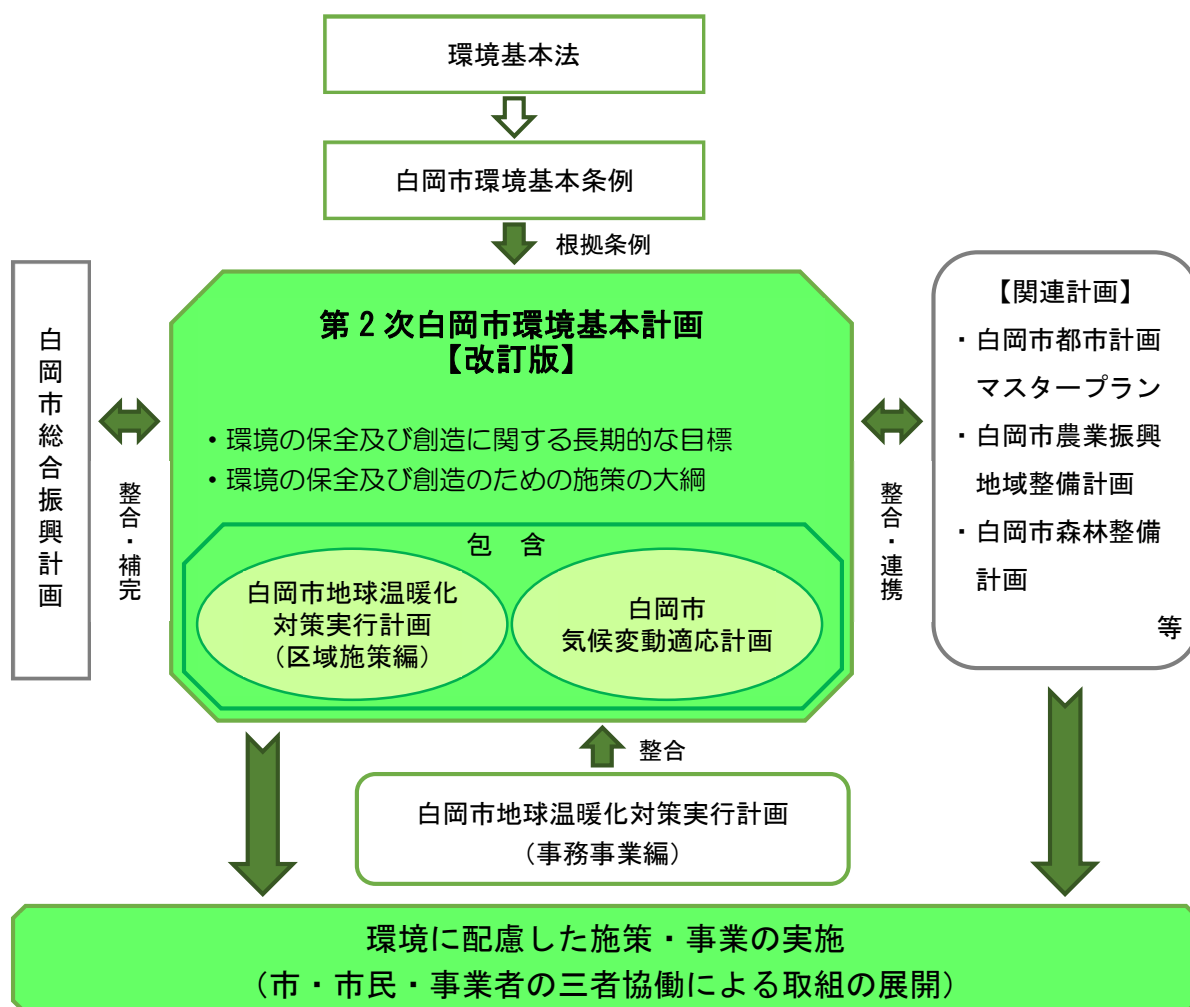
2. 計画の位置付け

本計画は、「白岡市環境基本条例」に基づいて策定するものであり、「白岡市総合振興計画」を上位計画とした個別計画です。環境分野における目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本となるものです。

施策の実施に当たっては、「白岡市都市計画マスタープラン」など、ほかの行政計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す望ましい環境像の実現に当たっては、市民・事業者も環境に配慮した取組を行っていくことが必要なことから、市・市民・事業者の三者の各取組についても示す計画となっています。

なお、第2次計画の改訂に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「白岡市気候変動適応計画」を包含することとし、既に策定されている「白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」との整合を図ります。



■計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。なお、取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、中間年となる令和 7 年度（2025 年度）に改訂を行いました。

また、改訂版より本計画に包含する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス排出量の削減目標については、国の目標年に準拠し、令和 12 年（2030 年）の目標値を設定します。

■計画の期間

計画	年度	H25 (2013)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
第 2 次白岡市環境基本計画							改訂			【改訂版】		
白岡市地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）	基準 年度											
白岡市気候変動 適応計画												

4. 計画が対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 自然環境に関すること

動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に関わる要素が含まれます。

主な要素	樹 林 地：里山林／屋敷林／社寺林 など 農 地：遊休農地／農業体験 など 水辺空間：河川／池沼／用排水路 など 動 植 物：生態系／在来種／外来種 など
------	--

(2) 生活環境に関すること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に、都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

主な要素	都 市 型 公 害：水質汚濁／大気汚染／土壌汚染／悪臭／騒音／振動／排気ガス など 身近な環境汚染：光化学スモッグ／有害化学物質／放射性物質／PFAS など
------	---

(3) 快適環境に関すること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに係る環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化などに関わる要素が含まれます。

主な要素	都市づくり：都市計画／土地区画整理事業／地区計画／道路／歩道／防災／耐震化／ユニバーサルデザイン など 公園や景観：公園・緑地／景観計画／文化財／街路樹／緑化／雑草 など 環 境 美 化：ごみゼロ・クリーン運動／美化活動／不法投棄／環境パトロール など
------	--

(4) 地球環境に関すること

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

主な要素	廃 棄 物：ごみの分別／資源回収／3R など エネルギー：再生可能エネルギー／省エネルギー など 地球温暖化：緑のカーテン／エコライフ／断熱住宅／ZEH など
------	---

(5) 人づくりに関すること

あらゆる環境の保全と創造の取組に向けて考え、行動する人づくりについて取り扱います。環境教育・学習、モラルの向上など、様々な立場、世代、年齢の市民一人一人の意識向上や、人材育成に関わる要素が含まれます。

主な要素	環境教育：学校教育／家庭／環境配慮／意識啓発／人材バンク など
------	---------------------------------

5. 計画の全体構成

本計画の構成は、以下のとおりとします。

第1章 計画の基本的事項

計画の趣旨や期間、対象とする環境の範囲など本計画の基本的な事項について示します。

第2章 白岡市の環境の現状と課題

本市の環境の現状、市民や事業者のアンケート調査結果について整理するとともに、それらを踏まえて本市の環境に関する課題を示します。

第3章 白岡市の環境目標

本市が将来目指すべき望ましい環境像とそれを実現するための目標について示します。

第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組

望ましい環境像を実現するために、市・市民・事業者が取り組むべきことについて示します。

第5章 リーディングプロジェクト

望ましい環境像を実現するために、計画推進の初動を促し、先導的な役割を果たす取組（リーディングプロジェクト）を示します。

第6章 白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、本市から排出される温室効果ガスに関する現況及び将来の推計、削減目標、削減に向けた取組などについて示します。

第7章 白岡市気候変動適応計画

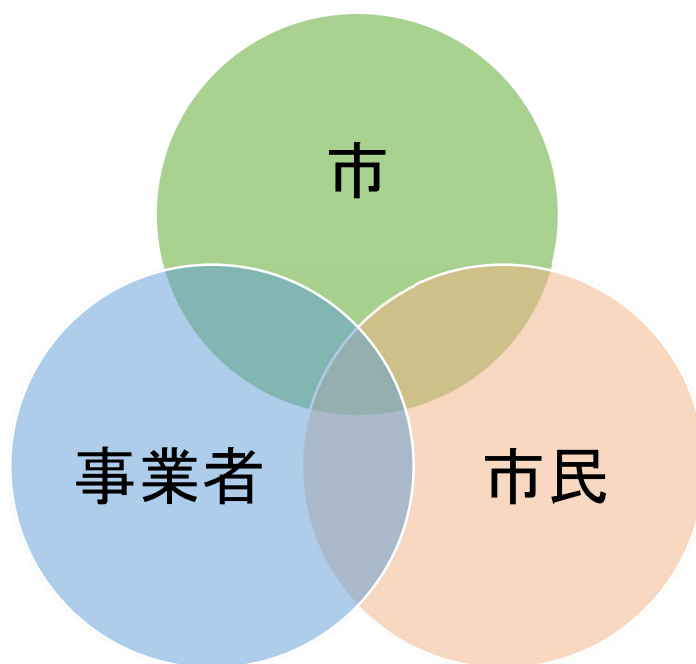
「白岡市気候変動適応計画」を策定し、近年の気候変動に対する適応策について示します。

第8章 計画の進行方策

計画を進行管理するための考え方、方法、組織体制について示します。

6. 計画の実施主体

本計画の実施主体は、市・市民・事業者の三者であり、これら主体の「三者協働」により、本計画の望ましい環境像の実現に向けて取組を実施することとします。



■計画の実施主体

第 2 章 白岡市の環境の現状と課題

1. 白岡市の環境の現状（資料編から抜粋）

（1）概況

【位置と沿革】

白岡市は、埼玉県東部に位置し、総面積は約24.92km²、市域は東西9.8km、南北6.0kmであり、南東部はさいたま市及び春日部市、南西部は蓮田市、北部は久喜市、東部は宮代町にそれぞれ隣接しています。

前身である白岡町は、昭和29年（1954年）9月1日に日勝村、篠津村、大山村（上大崎を除く）の合併により誕生し、その後、平成22年（2010年）の国勢調査で人口が5万人を超えたことから、平成24年（2012年）10月に単独で市制施行し、白岡市となりました。

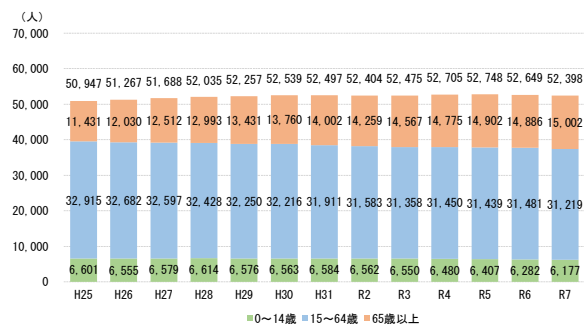


■白岡市の位置

【人口】

白岡市の総人口は、市制施行後の平成25年（2013年）以降は微増傾向となっており、令和7年（2025年）の人口は52,398人となっています。

年齢区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、平成25年（2013年）から約3,600人増加し、人口割合は28.6%となっています。



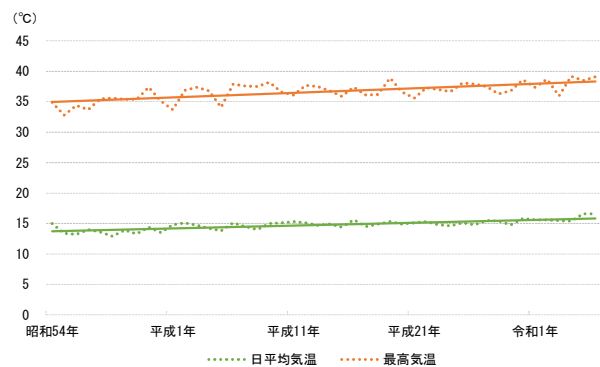
出典：埼玉県町（丁）別人口調査（各年1月1日）

■白岡市の年齢区分別人口の推移

【気象】

白岡市に最も近い久喜地域気象観測所の観測値によると、平成17年（2005年）～令和6年（2024年）までの20年間の平均では、年平均気温は15.3℃、年間降水量は1,272mmとなっています。

また、日平均気温及び最高気温は長期的な上昇傾向を示しております。



出典：気象庁

■気温の推移

(2) 自然環境

【貴重な自然】

●ふるさとの森

現在、市内には2か所の「ふるさとの森」が指定され、市民から親しまれています。

市内に残される樹林地の多くは、屋敷林や社寺林となっていますが、「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」は、市内にわずかに残された雑木林のひとつであり、コナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉樹と、シラカシ、ヒサカキ、シロダモなどの常緑樹がみられます。

■「ふるさとの森」指定状況

No.	名称	所在地	面積	指定期間
1	彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	彦兵衛	1.21ha	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日
2	八幡神社社叢ふるさとの森	白岡	0.51ha	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日

出典：環境課

●保存樹木・保存樹林

白岡市では緑豊かな住みよい自然環境を目指し、市内に残る健全で美観にすぐれ、市民に親しまれている樹木及び樹林を保存樹木・保存樹林に指定し、その維持管理に対して奨励金を交付しています。

現在は9本の保存樹木、8か所の保存樹林が指定されていますが、様々な事情で伐採されるなどして、指定解除される保存樹木も多く、一層の保全施策が求められます。

【ひこべえの森生き物調査】

ひこべえの森では、市民やボランティアによる生き物調査を実施しています。令和2年度の調査では、以下のような動植物が確認されています。

■調査で確認された動植物

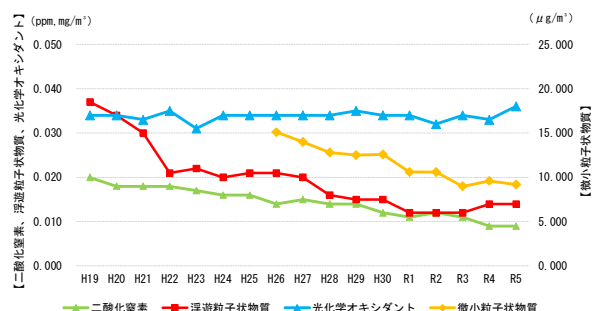
項目	種名
動物編	ニホンアマガエル、ニホンカナヘビ、ショウリョウバッタ、キアゲハ、ナガサキアゲハ、カブトムシ、キジ、コゲラ
植物編	ヒメコウゾ、サンショウ、コナラ、クヌギ、ゴンズイ、ウド、ヘクソカズラ コバギボウシ、ヤブヘビイチゴ

(3) 生活環境

【大気質】

県では、56 か所の一般環境大気測定局を設置し、大気汚染の測定を行っています。

環境基準と比較すると、二酸化窒素と浮遊粒子状物質においては継続して下回っています。また、平成 26 年度（2014 年度）から測定の始まった微小粒子状物質（PM2.5）も年平均値は減少傾向にあり、平成 27 年度（2015 年度）以降は環境基準を下回っています。一方、光化学オキシダントは毎年上回っている状況が続いています。

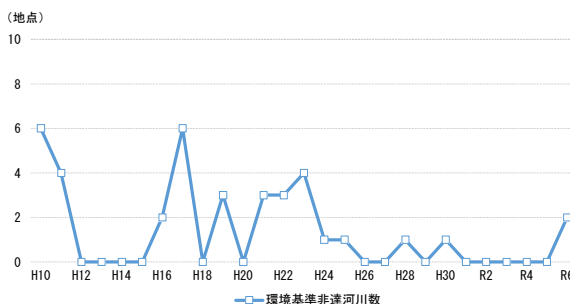


出典：埼玉県環境白書（埼玉県）、
大気汚染常時監視測定結果報告書（埼玉県）
■大気汚染物質濃度の推移

【水質】

白岡市では、6 河川において夏季・冬季の年 2 回の水質分析を行っています。

代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の状況をみると、各河川とも夏季においては、環境基準値（C 類型：5mg/L）を下回っており、おおむね良好な状況にあるといえます。



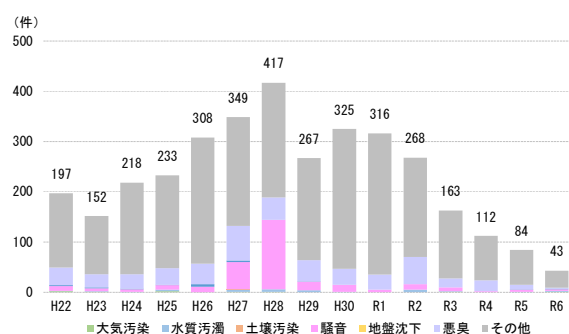
出典：環境課
■BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の推移

冬季においては、以前は多くの地点で環境基準を上回っていましたが、近年は平成 28 年度（2016 年度）の姫宮落川、平成 30 年度（2018 年度）及び令和 6 年度（2024 年度）の隼人堀川、令和 6 年度（2024 年度）の元荒川で環境基準を上回っているものの、その他の河川では近年は環境基準を下回っており、水質が改善されている状況にあります。

また、公共下水道は、令和 6 年度（2024 年度）末で約 37,100 人が利用しており、普及率は 70.6%となっています。

【公害苦情】

白岡市の公害苦情の発生件数は、平成 28 年度（2016 年度）が 417 件と最も多くなりましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和 6 年度（2024 年度）の苦情件数は、「大気汚染」が 1 件、「水質汚濁」が 2 件、「騒音」が 3 件、「振動」が 1 件、「悪臭」が 2 件、「その他」が 34 件、合計で 43 件となっており、平成 22 年度（2010 年度）以降で最も少ない件数となっています。



出典：環境課
■公害苦情の発生件数の推移

（４）快適環境

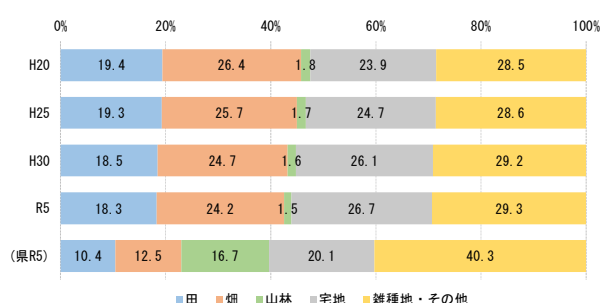
【公園緑地】

●土地利用

白岡市の地目別土地利用をみると、令和5年度（2023年度）では「田」が18.3%、「畑」が24.2%と市では田畑など農地の割合が多く、市の緑地環境を特徴付けていますが、農地は年々減少し、耕作放棄地や宅地が増加する傾向となっています。

農地は、のどかで緑豊かな田園風景を構成するほか、様々な生き物の生息を支える貴重な役割を担っており、未来に残すため保全していくことが大切です。

また、市内の山林はごく限られており、市にとって、主要な樹林地である屋敷林や社寺林は非常に貴重な緑地といえます。



出典：市町村勢要覧（埼玉県）、
埼玉県統計年鑑（埼玉県）

■地目別土地利用

●公園

公園は、市民の健康づくり、憩い、交流の場として、また災害時の避難場所や防災空間として重要な機能を担っています。

市には31か所、37.79haの都市公園があり、平成30年度（2018年度）は一人当たりの公園面積は県平均を上回っていましたが、令和4年度（2022年度）は県平均を下回る水準となっています。

■都市公園整備状況

年度	自治体	都市計画区域人口 (千人)	箇所	面積 (ha)	一人当たりの公園面積 (㎡/人)
H30	白岡市	52	31	37.79	7.27
	埼玉県	7,321	5,318	5,098.43	6.96
R4	白岡市	53	31	37.79	7.13
	埼玉県	7,317	5,720	5,293.65	7.22

出典：市町村別都市公園整備状況（埼玉県）

【文化財】

白岡市には、県指定2件、市指定54件の指定文化財があり、市の歴史や民俗文化を伝えています。

指定文化財は、古くから開けた篠津・白岡地域の寺社をはじめ、人々の生活の舞台となった市域全体に分布しています。代表的なものとしては、篠津久伊豆神社の社殿彫刻や野牛久伊豆神社の新井白石奉納扁額、観福寺の新井白石の肖像画などが挙げられます。

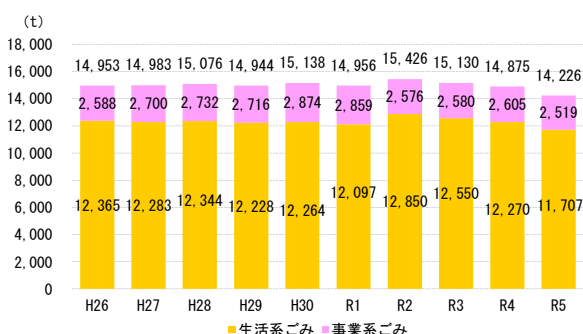
(5) 地球環境

【資源循環】

●ごみ排出量

白岡市のごみ排出量は、令和元年度（2019年度）までは多少の増減はあったもののおおむね横ばい傾向を示し、令和2年度（2020年度）に15,426tと近年で最も多くなりましたが、それ以降は年々減少しています。ごみの区分をみると、総排出量の8割以上を生活系ごみが占めています。

また、1人1日当たりのごみ排出量も総排出量と同様の傾向を示しており、令和2年度（2020年度）以降は年々減少しています。白岡市の1人1日当たりのごみ排出量は、常に全国及び埼玉県 averages を下回る水準で推移しています。



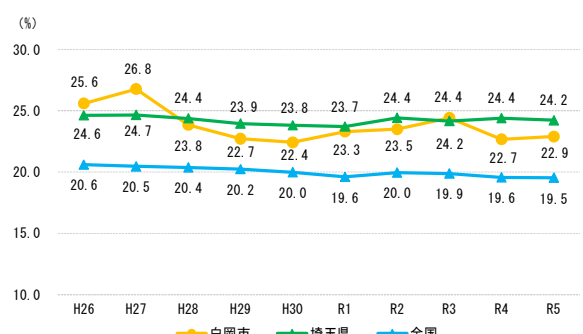
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■ごみ排出量の推移

●リサイクル

白岡市では、家庭ごみを6分別により収集していましたが、平成24年（2012年）10月から新たに8分別とし、収集・中間処理による資源物の回収を行っています。

リサイクル率をみると、国平均を上回り、県とほぼ同等の値で推移していましたが、平成28年度（2016年度）以降は減少傾向を示し、県平均を下回る値となっています。



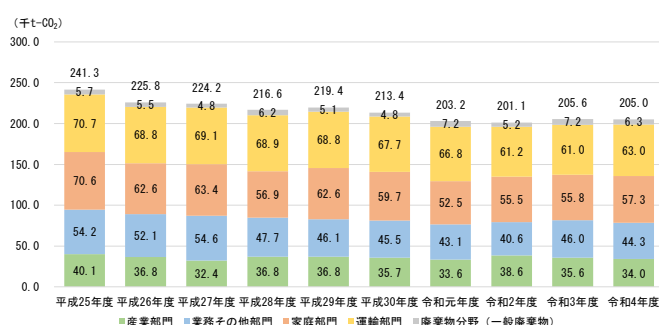
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■リサイクル率の推移

【地球温暖化】

令和4年度（2022年度）に白岡市から排出された二酸化炭素の排出量は205.0千t-CO₂であり、令和2年度（2020年度）までは減少傾向にありましたが、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）はわずかに増加しています。

温室効果ガスの排出量については、令和3年10月22日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画で、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比で46%削減することを目標としています。白岡市の排出量は平成25年度（2013年度）の241.3千t-CO₂と比較すると令和4年度（2022年度）で15.0%の減少となっています。



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

■二酸化炭素排出量の推移

2. 環境に関する市民・事業者アンケート調査

第2次白岡市環境基本計画の改訂に当たり、環境に対する市民や事業者の意識や要望を把握するために環境に関するアンケート調査を実施しました。

環境に関するアンケート調査は以前にも実施しており、可能な限り経年比較を行うことで市民や事業者の意識の変化を把握することとしました。

【アンケート調査実施時期】

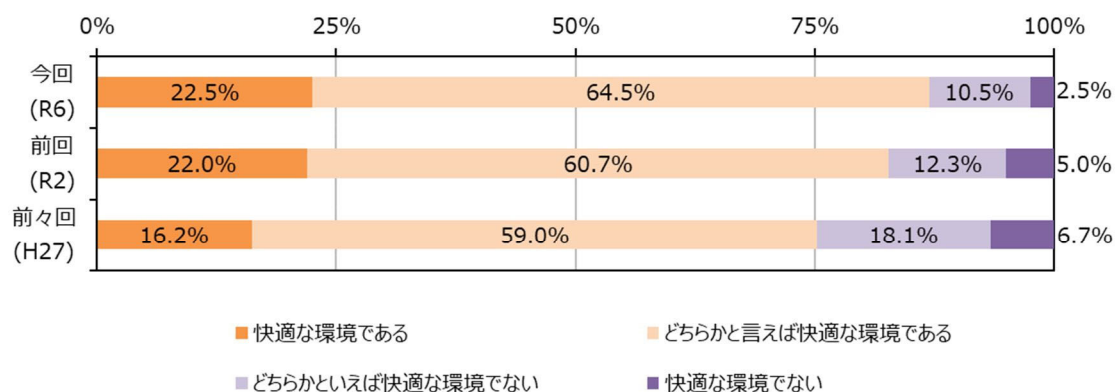
- ・今回（R6）：第2次計画改訂時
- ・前回（R2）：第2次計画策定時
- ・前々回（H27）：第1次計画改訂時

※調査結果の詳細については資料編に示し、本項及び次項では項目を抜粋して記載しています。

（1）環境の快適さ

「快適な環境である」が22.5%、「どちらかと言えば、快適な環境である」が64.5%と80%以上の市民が身近な環境を快適であると感じています。

前回、前々回と比較すると、「快適な環境である」「どちらかと言えば、快適な環境である」が年々増加しています。



有効回答者数：今回476 前回422 前々回315

■ 居住する地域を中心とした環境の快適さ

(2) 環境基本計画の施策の満足度と重要度

①市民

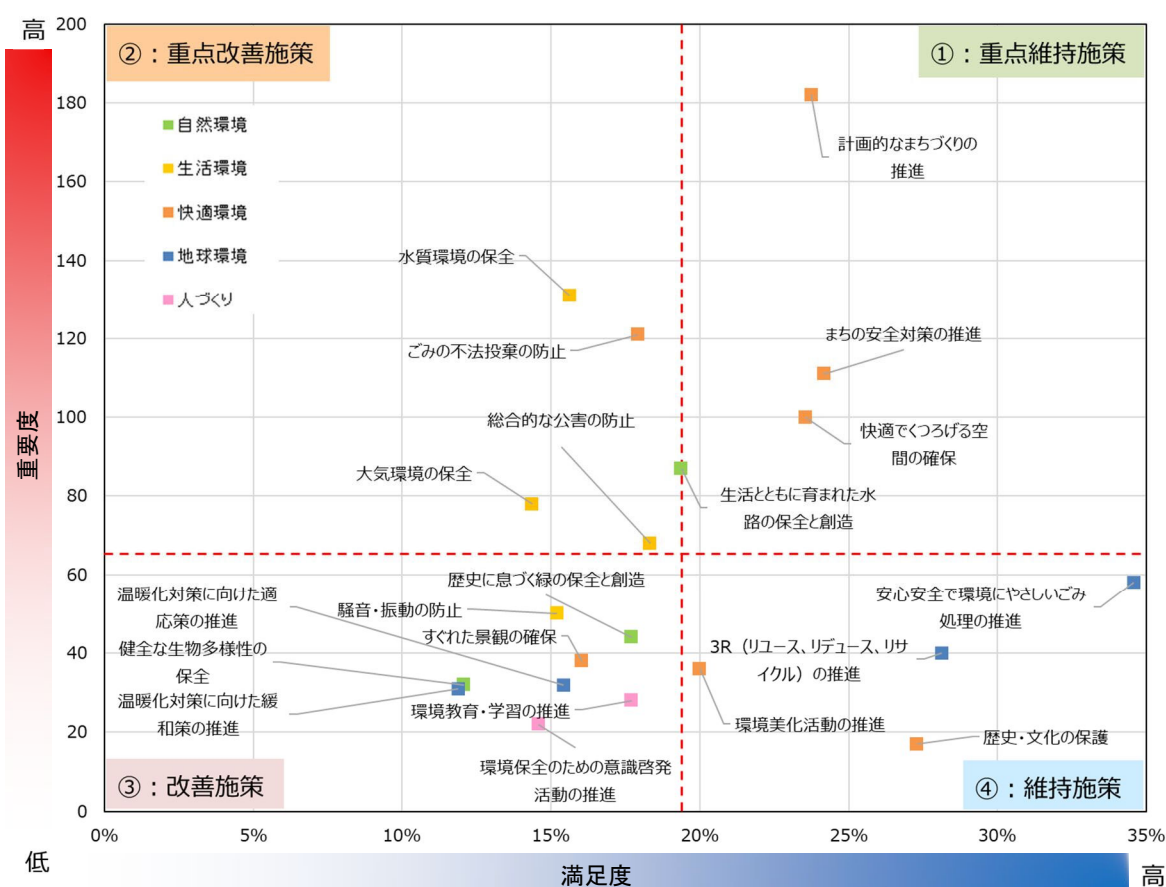
環境基本計画のそれぞれの施策について、満足度と重要度の結果を基に4つのグループに分け、今後重点的に改善すべき施策やそのまま持っていくべき施策を分析しました。

重点維持施策は快適環境のうち、まちづくり関連の施策のみとなっており、重点改善施策は水質、大気環境の保全、公害の防止、水路の保全といった生活環境寄りの施策となっています。生物多様性の保全や緩和策・適応策、人づくりといった施策は重要度も満足度も低く、今後の意識啓発が課題となります。リサイクルやごみ処理、環境美化については、重要視はされていませんが、満足度が高くなっています。

■各グループの概要

グループ	施策	満足度	重要度	概要
①	重点維持施策	高	高	重点的に維持すべき施策
②	重点改善施策	低	高	重点的に改善すべき施策
③	改善施策	低	低	改善すべき施策
④	維持施策	高	低	維持すべき施策

※「満足度」と「重要度」の高低はそれぞれの平均値を基準とした。



※「満足度」と「重要度」の値はそれぞれ以下のとおりとし、赤破線はそれぞれの平均値を示す。

満足度：市民アンケートの問 13 における各施策の「効果があったと思う」と回答した割合

重要度：市民アンケートの問 14 における各施策の得票数

■環境基本計画の施策の満足度と重要度（市民）

②事業者

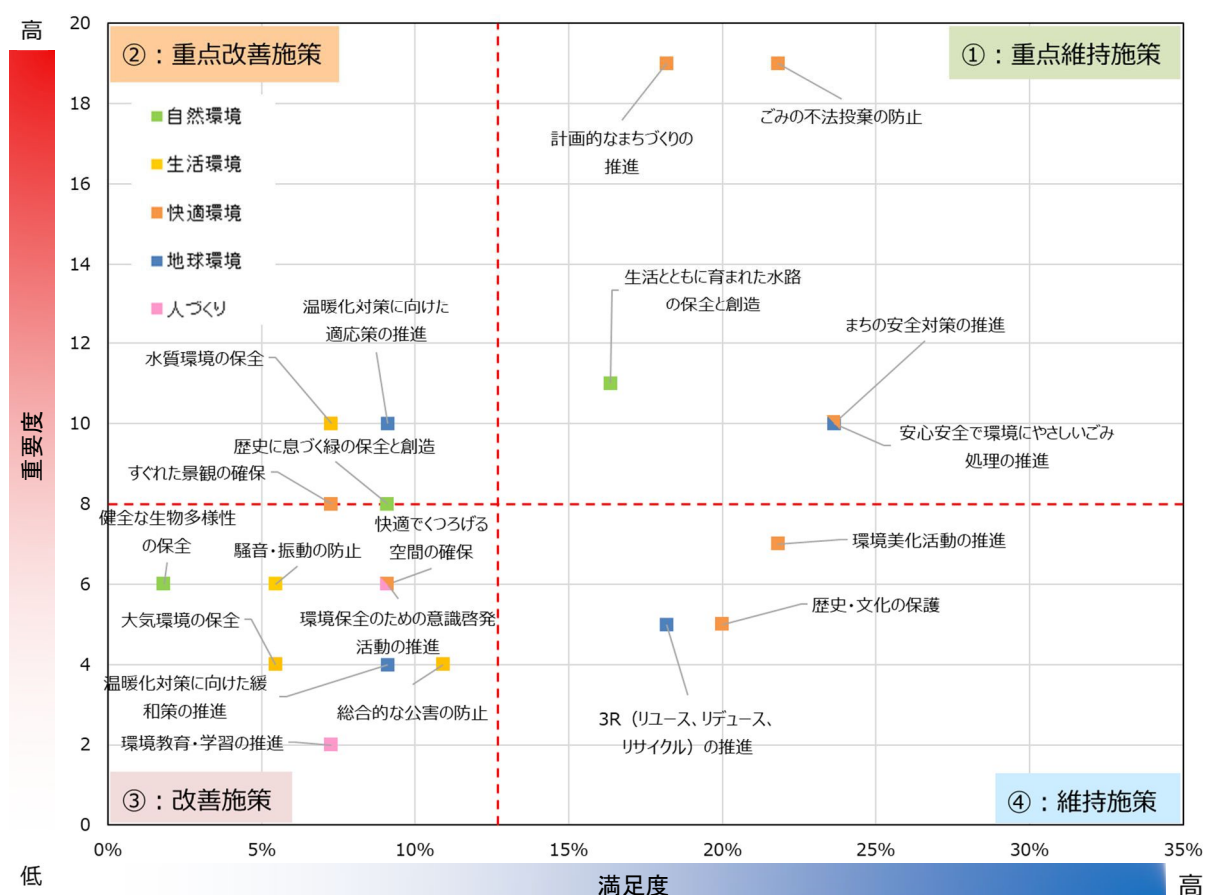
市民アンケートと同様に、環境基本計画のそれぞれの施策について、満足度と重要度の結果を基に4つのグループに分け、今後重点的に改善すべき施策やそのまま持っていくべき施策を分析しました。

おおむね市民アンケートと同様の傾向が得られましたが、大気環境の保全、快適でくつろげる空間の確保については市民よりも満足度と重要度が下がり、適応策の推進、ごみ処理の推進については重要度が高い結果となりました。

■各グループの概要

グループ	施策	満足度	重要度	概要
①	重点維持施策	高	高	重点的に維持すべき施策
②	重点改善施策	低	高	重点的に改善すべき施策
③	改善施策	低	低	改善すべき施策
④	維持施策	高	低	維持すべき施策

※「満足度」と「重要度」の高低はそれぞれの平均値を基準とした。



※「満足度」と「重要度」の値はそれぞれ以下のとおりとし、赤破線はそれぞれの平均値を示す。
 満足度：事業者アンケートの問18における各施策の「効果があったと思う」と回答した割合
 重要度：事業者アンケートの問19における各施策の得票数

■環境基本計画の施策の満足度と重要度（事業者）

3. 白岡市の環境課題

(1) 自然環境に係る課題

本市における自然環境の構成要素は、低地部では水田雑草群落、台地部では果樹園、畑雑草群落が大部分を占めており、農地に伴う植生が緑の主体をなしています。

平成 24 年（2012 年）10 月の市制施行や圏央道の県内全線開通など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し利便性が向上した一方で、宅地開発などの進行や農業従事者の高齢化・後継者不足によって、緑地や農地が減少し、生物種への影響や環境負荷の増大が懸念されます。

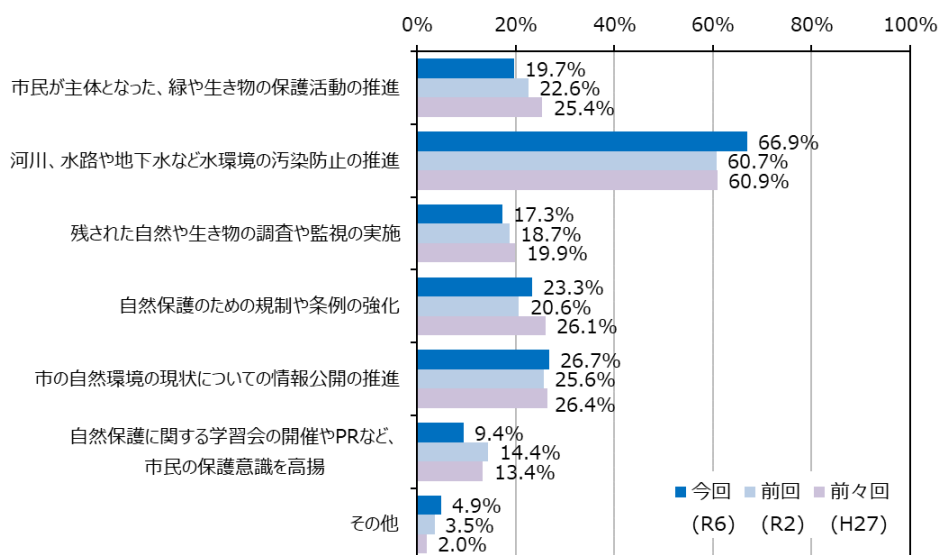
樹林地や農地が減少すると、状況に適応した種によって動物相が形成され、自然環境への依存が強い動物類は姿を消してしまいます。そのため、多様な動植物の生息・生育空間となっている樹林地や農地、水辺空間を守り、育てることで、市の豊かな自然を将来に残すことが大切です。

また、農地は保水・遊水機能など、防災面においても重要な役割を果たしているため、保全していく必要があります。

近年では、特定外来生物であるアライグマなどによる農作物被害や、生態系に被害を及ぼす外来種などの生き物に係る問題が顕著になってきています。

【環境に関する市民・事業者アンケート調査結果】

市民アンケートの調査結果では、市の自然を守るために進めるべき取組として、「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が 66.9%と最も高く、前回、前々回よりも高くなっています。この項目は前回、前々回の調査においても 60%以上と高くなっていたことから、良好な水環境に対する関心が高い状況がうかがえます。



有効回答者数：今回468 前回402 前々回307

■白岡市の自然を守るために進めるべき取組（市民）

（２）生活環境に係る課題

市に寄せられる公害等の苦情件数については、年々減少傾向にあり、令和６年度（２０２４年度）における典型７公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）の苦情件数は９件、その他（害虫、不法投棄等）を含めた合計でも４３件であり、平成２２年度（２０１０年度）以降で最も少ない件数となっています。

しかし、本市を流れる河川の水質については、以前と比較すると改善の傾向が見られますが、いまだ冬季に環境基準を超過する箇所があり、市民アンケートにおいても、気にかかる環境問題としてポイ捨てやごみの不法投棄に次いで２番目に挙げられています。

冬季における水質汚濁は、水量の減少と生活排水による汚濁が影響しているものと考えられ、改善に当たっては、生活排水対策が求められます。

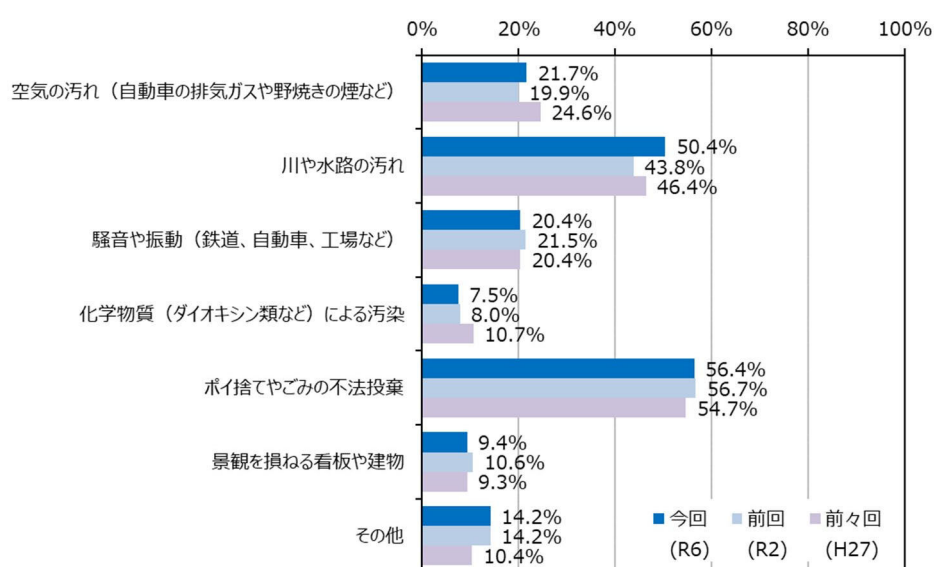
また、大気質の光化学オキシダントや自動車交通騒音についても、環境基準を超過している地点が見られており、更なる対策が求められています。

都市・生活型公害の対策に当たっては、国や県などと連携した実態の把握や、市民・事業者の日常生活、事業活動における環境への負荷の低減に努めていくことが必要です。

【環境に関する市民・事業者アンケート調査結果】

市民アンケートの調査結果では、白岡市において気にかかる環境問題として、「ポイ捨てやごみの不法投棄」が５６．４％と最も多く、次いで「川や水路の汚れ」が５０．４％、「空気の汚れ」が２１．７％、「騒音や振動」が２０．４％となっています。「その他」の回答としては、街路樹や側溝の管理不足などが挙げられました。

前回、前々回と比較すると、「ポイ捨てやごみの不法投棄」は、わずかに減少していますが、５０％以上の市民が気にかけています。「川や水路の汚れ」、「空気の汚れ」は、前回までは減少傾向にありましたが、今回は増加しました。



有効回答者数：今回466 前回386 前々回289

■白岡市において気にかかる環境問題（市民）

（３）快適環境に係る課題

本市は、圏央道の県内全線開通など、道路整備は進んでいますが、未整備となっている生活道路においては、道が狭い、あるいは歩道や自転車道がなく車の往来が間近にあって危険な箇所があります。

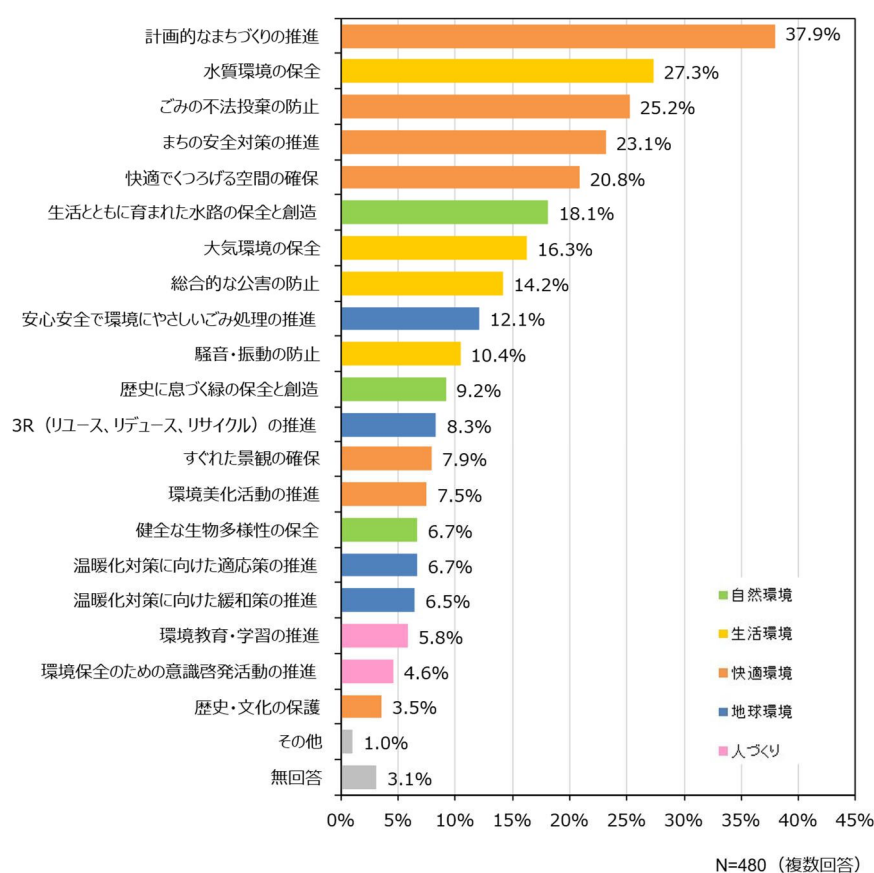
市民が快適に生活するためには、アンケート調査結果からも分かるとおり、計画的で安全なまちづくりを進めていくとともに、水、緑、花などの美しい景観・環境を守り、まちの景観を損なうポイ捨てや不法投棄などを防止することが重要です。

また、本市には、数多くの文化財などが存在しますが、これらは、先人たちから継承されてきた、市の風土や生活と深く関わってきた、貴重な文化遺産として、今後も保全・継承していかなければなりません。

【環境に関する市民・事業者アンケート調査結果】

市民アンケートの調査結果では、重点的に取り組むべき環境基本計画の施策として、「計画的なまちづくりの推進」が最も多く37.9%、次いで「水質環境の保全」が27.3%、「ごみの不法投棄の防止」が25.2%となっていました。上位5施策中4施策は快適環境に関する施策となっており、市民の快適な生活に向けた施策が求められています。

なお、「計画的なまちづくりの推進」や「ごみの不法投棄の防止」については事業者アンケートにおいても上位となっており、市民だけでなく事業者からも望まれています。



■重点的に取り組むべき環境基本計画の施策（市民）

（４）地球環境に係る課題

温暖化をはじめとする地球環境問題は、世界においてますます危機感と意識の高まりが進み、世界各地において様々な対策や、意識啓発活動、行動の促進が展開されています。

令和４年度（２０２２年度）に白岡市から排出された二酸化炭素の排出量は 205.0 千 t -CO₂ であり、令和２年度（２０２０年度）までは減少傾向にありましたが、令和３年度（２０２１年度）及び令和４年度（２０２２年度）はわずかに増加しています。

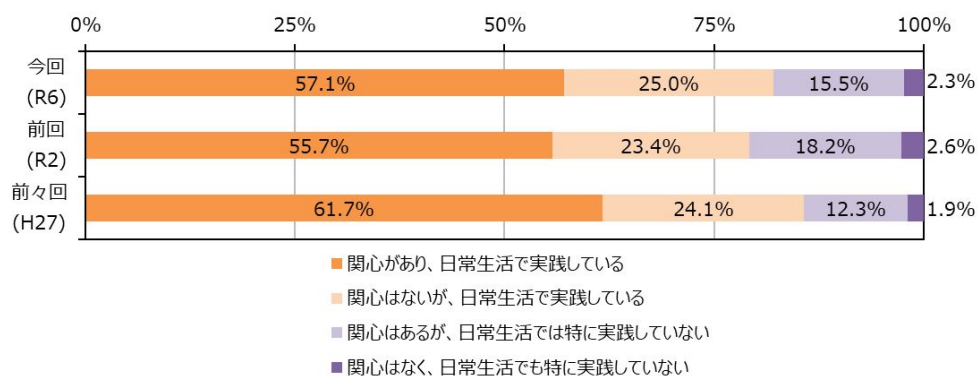
温室効果ガスの排出量については、令和３年 10 月 22 日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画で、令和 12 年度（2030 年度）に温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減することを目標としています。白岡市の排出量は平成 25 年度（2013 年度）の 241.3 千 t -CO₂ と比較すると令和 4 年度（2022 年度）で 15.0%の減少となっており、目標を達成するためには更なる温室効果ガス排出量削減に向けた取組が必要です。これには、省エネ行動の推進、再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギーを利用した電力への切り替えなど、私たちの日常生活や事業活動を、脱炭素型社会の構築を基本としたものに変えていくことが必要であり、様々な主体のあらゆる場面で地球環境のことを考えて取り組んでいくことが重要です。

一人一人が意識を変え、日常生活や事業活動を見直し、行動することが、地球環境を守ることに繋がります。

【環境に関する市民・事業者アンケート調査結果】

市民アンケートの調査結果では、リサイクルや省エネルギーについて「関心があり、日常生活で実践している」が 57.1%、「関心はないが、日常生活で実践している」が 25.0%と 8 割以上の市民がリサイクルや省エネルギーに取り組んでいます。

取組を行わない理由としては、「どのような取組をすれば良いのかわからない」が半分以上を占めています。加えて、「面倒くさい」、「不便な生活を送る必要はない」という否定的な意見が増加しているため、リサイクル・省エネルギーで得られるメリットなどの情報提供や大きな負担とならないような取組の検討が重要です。



■リサイクルや省エネルギーについての関心（市民）

（５）人づくりに係る課題

環境の問題に関しては、一人一人の意識が重要です。また、就業地・生活圏の広域化、生活価値観の多様化などを踏まえ、地域の連帯意識を高めることも必要です。

そのため、学校教育で環境を考える機会を増やすことはもちろん、大人が環境について学ぶ機会を充実させることも必要です。これまで、市が行ってきた学習会やイベントをさらに充実させることも大切ですが、幅広い年齢層が日常から身近な場所で自らが関心を持って環境を考えるようになることも必要です。

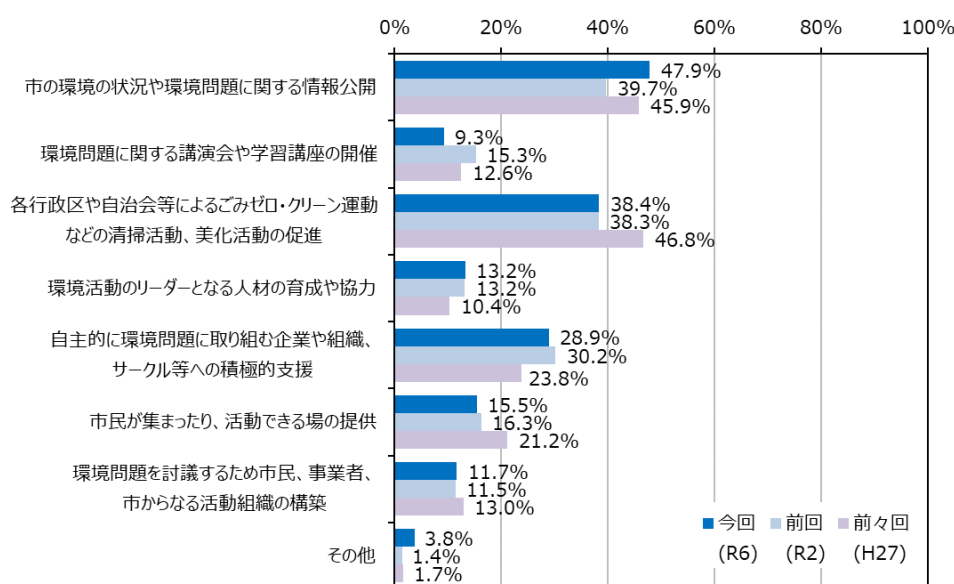
市には自然豊かな公園など世代を超えた交流の場、学習の場になる場所があります。市・市民・事業者が一丸となり、未来につながる環境学習のしくみ、人とのつながりをつくっていくことが望まれます。

あらゆる世代で環境問題を学び、考えることが、市の環境の保全と創造のための大きな行動につながります。

【環境に関する市民・事業者アンケート調査結果】

市民アンケートの調査結果では、参加してみたい自主的な環境づくり活動として地域に根付いた活動の得票率が高くなっていた一方で、「参加したいとは思わない」が25.6%となっており、環境づくりへの参加を促す必要があります。

また、市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこととして、「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」が47.9%と最も多く、前回よりも大きく増加しています。その他にも「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動・美化活動の促進」、「自主的に環境問題に取り組む企業や組織・サークル等への積極的支援」が望まれています。



有効回答者数：今回453 前回295 前々回231

■市民が白岡市の環境づくりに参加するために、市が重点的に取り組むべきこと（市民）

第3章 白岡市の環境目標

1. 白岡市の望ましい環境像

『青空が広がる自然と豊かな心を育むまち しらおか』

これは、前計画である（第 1 次）白岡市環境基本計画で定めた市の望ましい環境像です。

私たちが住む白岡市を見渡すと、様々な自然の恵みや、先人たちから守り伝えられてきた風景を感じることができます。空を見上げると遠くまで見渡せる青空があります。まちを見渡すと、元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす風景があります。

この望ましい環境像は、白岡市で生活し、事業活動を行う私たちが、このような素晴らしい環境を、親から子へ、子から孫へ、そしてさらに次世代へと残すために、環境を思いやる豊かな心を持ち続けることを目指したものです。この理念は、現在も変わらない長期的なテーマと捉えることができます。

そのような中、第 1 次計画期間における市においては、圏央道の白岡菖蒲 IC と久喜白岡 JCT 間の開通、圏央道の桶川北本 IC と白岡菖蒲 IC 間の開通などがあり、まちの姿が変化しています。

各種環境データにおける市の環境の状況では、特に大きな変化は見られませんが、都市化が進展する中での市民アンケート調査結果では、市民の意向として自然環境の保全と都市化の両立が求められています。

また、世界に目を向けると、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である SDGs の採択を契機に、「持続可能な開発」を目指す機運がさらに高まっています。このような中で、白岡市においても地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進していくことが求められています。

今回の改訂では白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含する計画となっており、白岡市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組を強化しています。ゼロカーボンの実現は、まさに「持続可能」な次世代のための白岡市にとって必要な目標といえます。

これらのことから、本改訂版は令和 3 年（2021 年）3 月策定の第 2 次計画で定めた望ましい環境像を踏襲し、引き続き「青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」を目指していくこととしました。

青空が広がる自然と豊かな心を育む
“持続可能”なまち しらおか

白岡市は、この望ましい環境像を目指し、都市として発展しながらも、「市・市民・事業者」の三者協働により、真に豊かで快適な持続可能な環境づくりを行うものとします。

2. 基本目標と取組の目標と SDGs との関係

白岡市の望ましい環境像「青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」を実現するため、5つの基本目標と10の取組の目標を掲げ、施策に取り組みます。

また、各取組は、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取組としても位置付け、白岡市においても地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとします。ここでは基本目標ごとに主に関連するSDGsの目標を示します。

【SDGs－「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」－】

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和12年（2030年）までに取り組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくりなど、先進国が直面する課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1	貧困をなくそう	10	人や国の不平等をなくそう
2	飢餓をゼロに	11	住み続けられるまちづくりを
3	すべての人に健康と福祉を	12	つくる責任、つかう責任
4	質の高い教育をみんなに	13	気候変動に具体的な対策を
5	ジェンダー平等を実現しよう	14	海の豊かさを守ろう
6	安全な水とトイレを世界中に	15	陸の豊かさを守ろう
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	16	平和と公正をすべての人に
8	働きがいも経済成長も	17	パートナーシップで目標を達成しよう
9	産業と技術革新の基盤を作ろう		

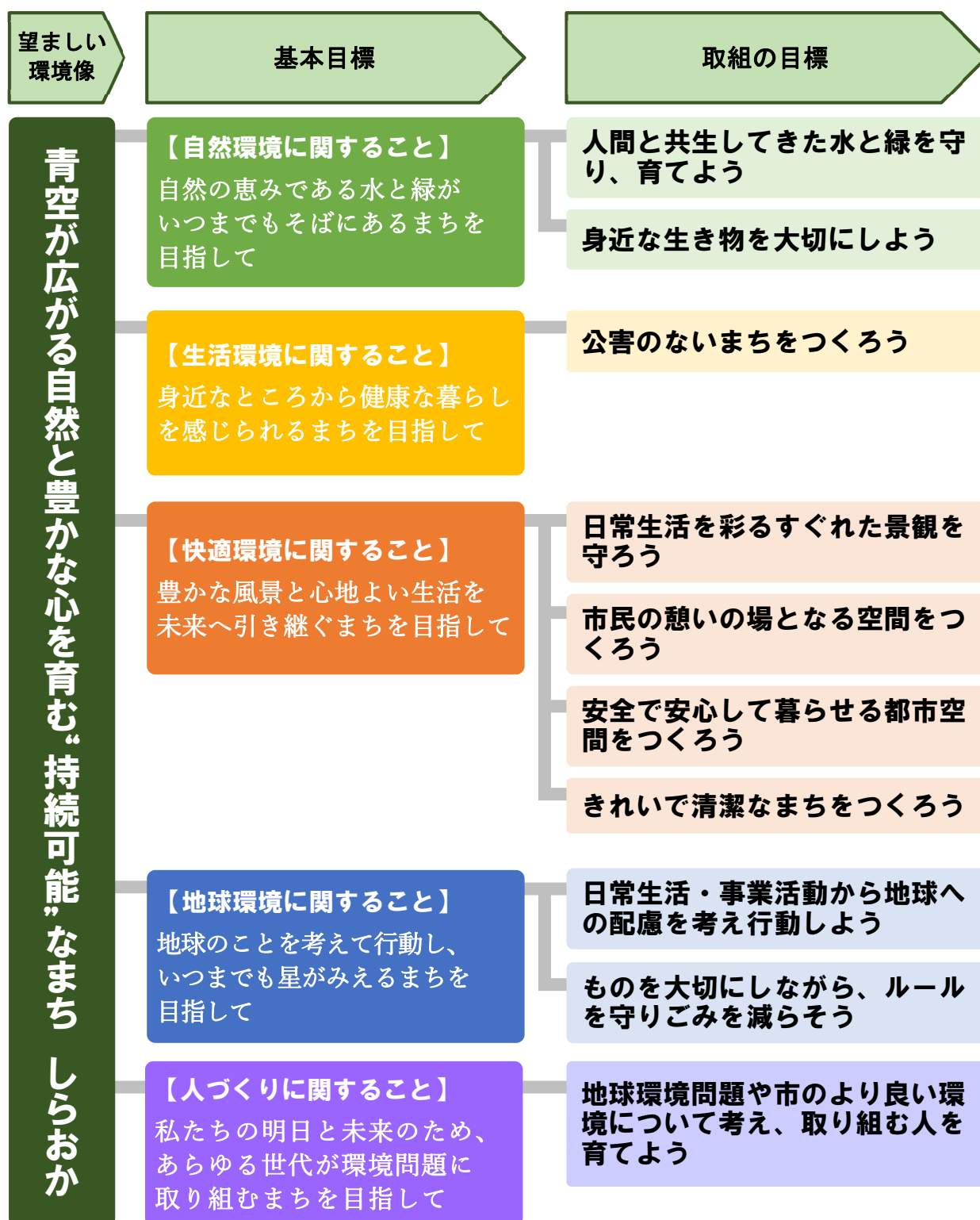
■基本目標と取組の目標及びSDGsとの関係

青空が広がる自然と豊かな心を育む “持続可能”なまち しらおか	【基本目標1 自然環境】 自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して 取組の目標 1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう 2. 身近な生き物を大切にしよう 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナースhipで目標を達成しよう
	【基本目標2 生活環境】 身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して 取組の目標 1. 公害のないまちをつくろう 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナースhipで目標を達成しよう
	【基本目標3 快適環境】 豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して 取組の目標 1. 日常生活を彩るすぐれた景観を守ろう 2. 市民の憩いの場となる空間をつくろう 3. 安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう 4. きれいで清潔なまちをつくろう 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナースhipで目標を達成しよう
	【基本目標4 地球環境】 地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して 取組の目標 1. 日常生活・事業活動から地球への配慮を考え行動しよう 2. ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナースhipで目標を達成しよう
	【基本目標5 人づくり】 私たちの明日と未来のため、あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して 取組の目標 1. 身近に感じられるようになった地球環境問題や、市のより良い環境について考え、取り組む人を育てよう 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを

第4章 望ましい環境像を実現する ための三者協働の取組

1. 取組の体系

市の望ましい環境像の実現に向けた、市・市民・事業者の三者協働の取組の体系を以下に示します。なお、本計画を進める上で、SDGs に対する市の貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた長期的な視点で捉えるべき環境づくりを「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置付けます。



リーディングプロジェクト

第2次計画に引き続き、3つのリーディングプロジェクトを「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置付け、望ましい環境像にも掲げている「持続可能」な社会の構築に向けて、特に強力に取り組を進めていきます。

詳細については、「第5章 リーディングプロジェクト」に示します。



2. 三者協働の取組

【自然環境に関すること】
自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまち
を目指して

取組の目標 1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう

(1) 歴史に息づく緑の保全と創造

【市の取組】

- 維持することが難しくなっている市街化区域内の保存樹木・樹林については、奨励金などの支援により保全に努めます。
- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 各家庭、学校、事業所などで草花や樹木の植え付けなどが行われ、緑豊かでやすらぎが感じられるまちづくりを促進します。
- 地域の特色を活かした公園・緑地の形成を目指します。
- 市街化区域内の農地を生産緑地制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- 大規模志向の強い地域農業の担い手に対し、農地の集積を図り、優良農地の保全、低利用農地及び遊休農地の有効利用を促進します。
- 農地中間管理事業などを活用し、優良な農地の確保と農地の集積、遊休農地の活用を進めることで、生産性の高い農業を目指します。
- 農地の権利移転や農地転用に対し、許可及び審査を行い、適正な農地利用を促進します。
- 農業委員による農地パトロールにより、違法な埋立や転用等を未然に防止します。
- 農業用廃ポリエチレンフィルム等の回収を実施します。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施します。
- 耕作放棄地の解消に努めます。
- 農業・農村が持つ多面的機能が維持・発揮されるよう、国や県の交付金制度を活用した取組を進めます。

【市民の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 農業体験などに参加し、農業に対する理解や関心を深めましょう。
- 周辺地域の人々と話し合い、緑の保全や遊休地の有効活用を図りましょう。
- 身近な動植物に関心を持ち、市の自然環境について話し合う機会を設けましょう。
- 公園や水辺などの自然散策に出かけ、自然を身近に感じる機会を持ちましょう。
- 環境保全団体などが主催する自然保護活動に参加しましょう。
- 市の特産品である梨を病気から守る活動に協力しましょう。
- 所有する土地については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。

【事業者の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 周辺住民や市と連携し、生き物の観察や自然学習会などに参加し、地域の環境保全活動に努めましょう。
- 建設事業においては、自然環境に配慮された工法や構造を採用し、エコ建材など原材料についても積極的に使用しましょう。
- 事業に当たっては、周辺環境への影響を考慮した経営を行いましょう。
- 自然保護や、心地よい景観創出に関わる環境づくり活動への支援・参加に努めましょう。
- 事業所内での緑化を進め、周辺との環境調和や景観美化を図りましょう。

(2) 生活とともに育まれた水路の保全と創造

【市の取組】

- 市内唯一のビオトープである柴山沼の維持管理に努め、親水空間の保全に努めます。
- 多自然型工法の採用による自然環境への配慮を河川管理者に働きかけ、河川等を整備・充実し、水辺環境の保全・創造に努めます。
- 水辺の管理・活用などに関わるボランティア組織の協力体制づくりを促進します。
- 河川・水路の水質監視体制を継続し、汚濁源への改善を要請するとともに、維持・管理に努めます。
- ごみなどの不法投棄防止の啓発活動や、水生生物などを呼び戻す活動、川の国応援団制度などによる河川敷や用排水路の清掃活動など、市民の水環境保全活動を促進します。
- 治水機能の向上に向けて、河川や用排水路、池沼の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる治水機能の向上を求めて国や県に働きかけます。
- 各土地改良区や水利組合等と連携しながら、用排水路やかんがい用水門などの水路設備の適正な維持・管理と長寿命化に努めます。
- 水害防止への対応として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川改修、調節池等の整備を県に要望します。また、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により、総合的な治水対策の推進を図ります。

【市民の取組】

- 川や沼など水辺の環境を守り、生き物の生息環境の確保や水質保全につながるよう、知識や理解を深めましょう。
- 豊かな自然環境や私たちの生活が河川等の水資源から大きな影響を受けていることを認識し、貴重な水資源について関心を持ちましょう。
- 良好な水環境を守り、永く引き継いでいくために、河川等水辺周辺の清掃やボランティア活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 地域の動植物の良好な生育環境を保つため、地域の水辺や緑の保全に努めましょう。
- 河川等水環境保全のための清掃やボランティア活動への支援や協力に努めましょう。

取組の目標 2. 身近な生き物を大切にしよう

(1) 健全な生物多様性の保全

【市の取組】

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生き物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 公園や学校などの公共用地については、生態系に配慮して自然環境の創造に努めます。

【市民の取組】

- 減少傾向にある在来種の保護に努め、また外来種についての情報や知識を共有し、むやみに動物を放すのはやめましょう。
- 敷地内に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を持ち、保全する意識を持ちましょう。

【事業者の取組】

- 河川、森林、農地、湿地などが、様々な動植物の生息基盤となることを認識し、自然環境の保全に努めましょう。
- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を寄せ、環境保全への意識向上のための啓発活動に努めましょう。
- 外来種などの有害鳥獣についての情報収集に努め、駆除活動に協力しましょう。

■自然環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	現 況	目 標 (令和 12 年度)
市街化区域内の保存樹林の指定面積	20,388m ²	20,388m ²	15,873m ² (R7 年度)	15,873m ² (現況値を維持)
市街化区域内の保存樹木の指定本数	10 本	10 本	9 本 (R7 年度)	10 本
ふるさとの森の指定面積	22,580m ²	22,580m ²	15,317m ² (R7 年度)	15,317m ² (現況値を維持)
ビオトープの数	1 箇所	1 箇所	1 箇所 (R7 年度)	1 箇所
公園緑地面積	39.43ha	39.43ha	39.02ha (R7 年度)	40.54ha
川の国応援団登録数	6 団体	9 団体	9 団体 (R7 年度)	12 団体

※現況の（ ）内は実績年度を示す。

【生活環境に関すること】
身近なところから健康な暮らしを感じられるまち
を目指して

取組の目標 1. 公害のないまちをつくろう

(1) 大気環境の保全

【市の取組】

- 大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質の排出規制等の指導の徹底を図るとともに、情報提供や意識啓発に努めます。
- 公共交通機関や自転車の利用、エコドライブの普及など、排気ガス抑制に向けた取組を推進します。
- 環境汚染による市民の健康被害を防ぐため、PM2.5に関する情報、光化学スモッグに関する注意報・警報など緊急を要するものや、環境測定調査結果などの情報の周知を図ります。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）の大気中への飛散を防ぐため、建築物の解体工事などにおける飛散防止対策の周知を行います。

【市民の取組】

- 自動車に頼る生活が、市のきれいな空を汚し、農作物や市民の健康に影響を及ぼすことを認識しましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- ノーカーデーに率先して協力しましょう。
- 自家用車の購入の際には、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自家用車の利用をなるべく控え、徒歩や自転車、電車などの公共交通機関を利用しましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）について正しい知識を持ち、事業者からの情報開示の機会には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 環境関係法令を遵守し、有害な物質は適切な方法で処理しましょう。
- 事業活動を進めるに当たっては、大気・土壌汚染などに配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- ノーカーデーの実践に努めましょう。
- 低公害車や次世代自動車の導入を進めましょう。
- 自動車の急発進、無駄な空ぶかし、過積載をなくしましょう。
- 工事での重機等使用においては、排出ガス対策型建設機械を使用し、大気環境汚染の防止に努めましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）を含む建築物の解体時には、事前調査や分別解体の徹底、廃棄物の適正処理を行いましょう。

（２）水質環境の保全

【市の取組】

- 河川の水質浄化を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水処理対策を推進します。
- 都市の健全な発展と公衆衛生の向上や公共水域の水質保全のため、「白岡市生活排水処理基本計画」に沿った下水道事業を進めます。
- 事業実施においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- 農業用水路の維持管理に努めます。
- 農業集落排水施設の計画的な改修や更新を進め、適正な維持・管理に努めます。

【市民の取組】

- 油やしょうゆ、みそ、お酒などは流しに流さないよう日常生活から出る排水に気を配り、市のきれいな水環境を守る意識を持ちましょう。
- 調理器具や食器は、汚れをふきとってから洗いましょう。
- 洗剤の使いすぎに注意しましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域以外で単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への転換を図りましょう。
- 年に一度、浄化槽の法定点検を受けましょう。

【事業者の取組】

- 環境関係法令を遵守し、有害な物質は適切な方法で処理しましょう。
- 事業活動を進めるに当たっては、水質汚濁に配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。

(3) 騒音・振動の防止

【市の取組】

- 交通騒音に関して、適宜測定を行い、基準を超過する地点については、関係機関に適切な処置を講じるよう働きかけます。
- 建築、土木工事及び工場等の機器の騒音・振動について、基準値の周知や監視・指導の強化に努めます。
- 道路の維持補修を推進します。
- 市民一人一人の騒音・振動防止意識の高揚に努めます。

【市民の取組】

- 日常生活に伴う音や振動が、近隣住民の迷惑となることを日頃から認識し、時間帯などを考慮した生活行動を心掛けましょう。
- 家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。
- 住宅地内などの生活道路ではゆっくり走りましょう。
- 日常生活に伴う音や振動を防ぐために、発生源を囲う、床に消音材を敷く、塀を設けるなどの工夫をしましょう。

【事業者の取組】

- 輸送や運搬においては、道路周辺住民の生活の妨げとならないよう、車の制限速度を守り、騒音や振動の軽減に努めましょう。
- 生活道路の通り抜けはやめましょう。
- 法令による基準を遵守し、周辺住民に迷惑がかからないようにしましょう。また、工事等により発生する騒音・振動は極力制御し、周囲の理解を得る努力をしましょう。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めましょう。
- 工事などで使用する機械等は、低騒音型のものを採用しましょう。
- 近隣の環境に配慮した作業時間を設定しましょう。

(4) 総合的な公害の防止

【市の取組】

- 公害についての監視を強化し、公害発生の未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、公害の発生源に対して、事業所への立入検査、適正な管理や改善についての指導を行います。
- 開発行為に当たっては、白岡市開発行為等指導要綱に基づき、開発区域周辺の住環境等に配慮します。
- 分別収集の徹底等適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するよう努めます。
- 新たな有害化学物質に関する情報の収集及び提供に努めます。
- 環境にやさしい農業を促進するため、農薬や化学肥料の使用量を減らして栽培する技術の普及・拡大を図ります。
- 農薬の適性使用や管理について指導に努めます。
- ダイオキシン類やばい煙などの排出抑制と廃棄物の適正処理のため、野外での焼却（野焼き）は、農業者が行うやむを得ないものを除いて指導します。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」にのっとり、市が管理する屋外照明等において、安全・防犯と自然環境の保全・省エネルギーの両立を目指します。
- 公害や環境問題等、市民から寄せられる様々な苦情や提案については、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

【市民の取組】

- 除草剤や有機溶剤など有害物質の使用はできるだけ控え、使用する場合は適正に使用しましょう。
- 野外焼却は一部認められているものを除いて原則禁止のため、家庭から出る生活ごみの野外焼却はやめましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。

【事業者の取組】

- 工場や事業所から排出される排水による汚染や廃棄物の混入など、環境汚染の未然防止に努めましょう。
- 廃棄物の減量化を積極的に進め、排出された廃棄物は、法令等を厳守し適正に処理しましょう。
- 環境保全のための有効な取組やしくみを構築し、積極的に環境改善に努めましょう。
- 化学物質の有害性を把握し、リスク評価や管理を徹底し、自主的な改善への取組を行いましょう。
- 農薬の散布には飛散しにくい薬剤を選び、風向きや位置、方向に細心の注意を払い、事故を未然に防ぎましょう。
- 環境対策の担当者を明確にし、問合せや苦情に対応するしくみをつくりましょう。
- 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めて適正に運用しましょう。
- 廃棄物の野外焼却を行わず、法律に従い適正に処理しましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」にのっとり、適正に屋外照明等を設置し、使用しましょう。

■生活環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	現 況	目 標 (令和 12 年度)
生活排水処理率	80.4%	90.0%	81.8% (R6 年度)	95.0%
下水道整備率	95.8%	96.5%	80.3% (R6 年度)	97.0%
河川 BOD 濃度の基準値達成状況 (市内 6 河川／夏季・冬季)	すべての箇所で 5mg/L 以内	すべての箇所で 5mg/L 以内	冬季 2 か所で 基準値超過 (R6 年度)	すべての箇所で 5mg/L 以内

※現況の（ ）内は実績年度を示す。

※下水道整備率は、公共下水道事業認可面積の拡大に伴い、公共下水道未接続の世帯が増加したため現況が基準よりも低くなっている。

※市内 6 河川：隼人堀川、姫宮落川、備前堀川、星川、元荒川、三ヶ村落川

【快適環境に関すること】
豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまち
を目指して

取組の目標 1. 日常生活を彩るすぐれた景観を守ろう

(1) すぐれた景観の確保

【市の取組】

- 優良な農地や水辺空間、里山などの保全に努めます。
- 名木や古木、屋敷林、社寺林、史跡など、歴史・文化的景観の保護を図ります。
- 神社仏閣などによる歴史的な景観の維持・保護に努めます。
- 県の記念物や市の天然記念物、市の有形民俗文化財などの歴史的な景観資源の保護・活用に努めます。
- 遊休農地の活用やビオトープの形成など自然景観の回復に努めます。
- 周辺の景観に与える影響が大きい一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕、資材置き場等の整備に当たっては、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- 埼玉県景観計画において、特定課題対応区域として位置付けられた区域を中心に、農地や水辺空間などの自然景観の保全に努めます。
- 地区計画制度の適正な運用により良好な都市景観の維持・保全を図ります。
- 産業系土地利用による産業基盤整備に当たっては、「埼玉県景観計画」等に基づき、周辺環境と調和した景観形成が図られるよう適正な指導、助言に努めます。
- 耕作放棄地の解消や、「花いっぱい運動」、「オープンガーデン」など、市民主体の花や緑を活かした景観づくりを促進します。
- 都市計画道路や駅前空間は、街路灯により演出される景観の形成を図ります。
- 「観光・レクリエーション拠点」としての柴山沼を中心とする公園については、良好な水辺や緑を活かして適切な景観整備を進めます。
- 白岡駅や新白岡駅の駅前空間は、住民の交流の場として、案内板・情報掲示板の設置や駅前広場の整備等により景観の向上を図ります。
- 公園については、周辺に配慮した適切な景観整備に努めます。
- 白岡ニュータウンやパークシティ白岡が形成している良好な都市景観の維持・保全を図ります。
- 街路樹や花、建物の誘導などにより、美しい街並み景観の形成を図ります。
- 学校での景観に対する学習機会を増やし、子どもの頃から自然景観や街並み、建築デザイン等に対する関心、意識の向上に努めます。
- 公共施設の整備・改修に当たっては、明確なコンセプトのもと、開放感を備え、緑に囲まれ、美しく親しみやすい建築物を建てる等、統一性のある景観を形成します。

【市民の取組】

- 所有する土地については、適正な手入れ、管理、保全に努めましょう。
- 住民同士で協力しあい、定期的に地域の清掃・美化活動に参加しましょう。
- 庭などに木を植えたり、塀を設置する際はブロック塀ではなく生垣にしたりするなど、敷地内の緑を増やしましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動に協力しましょう。
- 市の心地よい景観を確保するため、緑化活動やまちづくりなどに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所敷地内や周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境意識の向上や美化に努めましょう。
- 周辺住民や市と協力し、農地や水辺、里山などの保全に努めましょう。
- 事業所内での緑化を進め、周辺との環境調和や景観美化を図りましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動団体への支援、協力を図りましょう。

取組の目標２．市民の憩いの場となる空間をつくろう

（１）快適でくつろげる空間の確保

【市の取組】

- 公園、緑地、河川、水路、農地、社寺林、屋敷林、街路樹、庭木、公共空間、私的空間などのそれぞれの役割を果たした緑のネットワークの形成に努めるとともに、計画的な緑の整備（公園の整備等）の推進、私的空間などの緑の創出の促進などを図ります。
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、街区公園の整備を進めます。また、公園や緑地は、住民の健康づくりや交流の場として安全に利用できるよう管理に努めます。
- 河川等については、地域特性を活かし、景観や生態系に配慮しつつ、沼や河川・用水路の親水環境や、遊歩道等の整備を検討するなど自然とふれあうことのできる水辺空間の形成を目指します。
- 河川沿いの親水空間を活用した快適な遊歩道を整備し、「緑のヘルシーロード」や「水と緑のふれあいロード」との連携を図ります。
- 白岡市総合運動公園周辺について、自然環境を活かした公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 柴山沼周辺は、多くの人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 地域コミュニティの場として、既存の公園・緑地の充実を図るとともに、市民や関係団体等との協働による適切な維持・管理に努めます。一部の遊具・施設の老朽化が進んでいることから、公園長寿命化計画を策定し、計画に基づき更新・補修を推進します。
- 快適で安全な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化など、人にやさしい道づくりを推進します。
- 良好な住環境の整備・改善により住宅地の質の向上を目指します。また、公共施設の整備により日常生活を豊かにし、快適な生活環境の実現を目指します。
- 自然の中の緑及び優良農地は、これを極力保全し、生活の中に憩いと安らぎを与える良好な緑地空間の形成を目指します。
- 市民ニーズを的確に把握し、市民や関係団体等の参画により、誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を図ります。

【市民の取組】

- 公園・緑地が動植物の生息地や生育地となり、市の良好な自然環境を形成していることを認識しましょう。
- 歩道や沿道などの設備への緑化・美化活動には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 配送時の駐車においては、周辺の交通状況に配慮し、作業時間の短縮を図り、交通の流れを妨げることのないよう努めましょう。
- 従業員一人一人が高い社会意識を持ち、環境整備活動や地域ボランティアには積極的に参加しましょう。

（２）歴史・文化の保護

【市の取組】

- 白岡市文化財保存活用地域計画に基づき、地域の環境、景観などを含めた指定、未指定の文化財を一体のものとして捉え保護するとともに、市民と協働して地域の文化財を地域の手で守る取組の充実を図ります。
- 児童生徒や市民を対象とした学習講座、講演会、ワークショップなどの文化財学習の機会を充実し、文化財の重要性についての教育普及活動に努めます。
- 指定、未指定にかかわらず地域文化財の保存・活用を図り、文化財の総合的把握に関する調査研究活動を充実させ、その成果に関する積極的な情報発信に努めます。

【市民の取組】

- 身近な文化財や地域の環境、景観などを含めた歴史文化に関心を持つとともに、関心を持つ人の輪を広げましょう。
- 文化財愛護活動や学習会に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 市内の文化財を尊重し、地域の歴史文化を産業に取り込み活かす商品開発、営業活動に努めましょう。

取組の目標3. 安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう

(1) 計画的なまちづくりの推進

【市の取組】

- 都市計画マスタープランなどに基づき、水と緑が調和した計画的な土地利用の促進に努めます。
- 公共建築物の建設、道路や橋梁の整備などに当たっては、周囲の景観に調和した統一的なデザインや色彩の積極的な導入や、多自然型工法の採用、緑化などに努め、民間の景観への取組をリードします。また、国・県等の公共事業についても、地域景観に配慮するよう要請していきます。
- 歩道や交通安全施設などの道路環境の向上、ポケットパークや多目的トイレの整備、ユニバーサルデザインの積極的な導入の促進など、人にやさしいまちづくりを進めます。
- 土地区画整理事業等により整備された住宅地は、今後も良好な環境の維持・保全を図るとともに地域の活性化を図ります。
- 大規模小売店舗の進出に際しては、「大規模小売店舗立地法」に基づき、周辺地域の生活環境や景観の保持に努めます。
- 建築物は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を図ります。特に、公共建築物については、民間建築物の模範となるよう、より水準の高いバリアフリー化を図ります。
- 景観、環境等に配慮した道路整備を推進します。
- 関係団体と連携し、市民主体の花と緑を活かした観光まちづくりを促進します。
- 整備済みの公園等は、効果的な活用に向けて、市・市民・事業者の協力により、市民参加のシステムづくりやボランティア活動の組織づくりを行い、魅力あふれる緑の形成を図ります。

【市民の取組】

- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加しましょう。
- 美しい景観が市の財産となることを認識し、景観向上のための意識の高揚を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所内での緑化を進め、周辺との環境調和や景観美化を図りましょう。
- 歩道など道路上で歩行の妨げになる看板等の設置はやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加・協力しましょう。

（２）まちの安全対策の推進

【市の取組】

- 大規模地震などの災害から市民の生命・財産を守るため、地震に強い建物づくりを進めます。
- 避難場所・避難路となる公園・道路等の防災空間の確保、防災上有効な緑化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 空き地や空き家が周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。
- 公共施設のバリアフリー化など、市民が安心して外出できる環境の整備に努めます。
- 住宅改修の補助等により、市民の居住環境の向上を図るとともに、高齢者や障がい者等にやさしい住宅のバリアフリー化の普及を促進します。
- 歩道の幅員の確保、自転車道の整備を含む歩車道の分離、歩道段差の解消、誘導案内機能の充実など誰もが安心・安全に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、歩行空間の整備を推進します。
- 市民にとって重要な移動手段となる鉄道やバス等の公共交通機関は、駅舎やバス停等ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共交通施設の整備に努めます。
- 防犯灯の設置については二酸化炭素の削減効果が高い LED 照明採用し、適切な維持管理に努めます。
- 犯罪の起こりにくい環境づくりのために、道路・公園等の樹木を剪定・伐採し、死角を作らないよう、維持管理に努めます。
- 広場・空き地の有効利用、公園・緑地の整備を推進し、身近な避難場所となるオープンスペースを確保します。
- 農地や河川の自然空間の保全により治水機能を保持します。
- 駅周辺の生活環境保持のため、駐輪スペースの確保や放置自転車の定期的な撤去、啓発活動等を今後も引き続き実施し、放置自転車対策を推進します。

【市民の取組】

- 渋滞の原因や事業の妨げとなり、日常生活への支障となる違法駐車や路上駐輪をやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には積極的に参加しましょう。
- 所有する土地・家屋を適切に管理し、安全で清潔な生活環境の保全に努めましょう。

【事業者の取組】

- 事業所の周辺、輸送や移動に伴う違法駐車や路上駐輪の防止に努めましょう。
- 事業所の新築・増改築に当たっては、耐震性、防災面、環境面などを考慮しましょう。
- 事業所敷地内において、倉庫や設備の点検を定期的に行い、日頃から防災への意識向上を図りましょう。

取組の目標4. きれいで清潔なまちをつくろう

(1) ごみの不法投棄の防止

【市の取組】

- 警察をはじめ関係機関及び地域住民との協力や環境パトロールを実施して、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。
- 道路、河川敷などに捨てられた不法投棄物の収集・処理を行うとともに、不法投棄防止看板の設置を行います。
- ごみ・たばこの吸殻のポイ捨て、ペットのフンの後始末など、マナーの向上を推進します。

【市民の取組】

- ごみ・たばこの吸殻やペットボトル・空き缶等のポイ捨てをやめ、ペットのフンの後始末を徹底し、外出先にはごみ袋を持参し、ごみを持ち帰りましょう。
- 地域の清掃活動等に参加しましょう。
- 所有する土地・家屋の管理に責任を持ち、不法投棄の防止対策や衛生管理に努めましょう。

【事業者の取組】

- 市民や行政と連携し、情報を共有しながら、廃棄物の不法処理を防止する活動に協力しましょう。
- 事業所周辺の美化に努めましょう。
- 事業で発生した廃棄物は、事業主が責任を持って処分をしましょう。

(2) 環境美化活動の推進

【市の取組】

- 各行政区や自治会等の協力を得て、ごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動を促進します。
- 子どもの頃からの環境美化教育、市民や事業者への啓発により、ごみの散乱防止を図ります。
- 公園、街路樹の整備と適切な管理など、公共空間の美化・緑化に努めます。
- 関係機関と連携し、害虫等の駆除・発生源対策に努めます。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施し、農産物被害の拡大を防止します。
- 市民の水環境に関する学習機会の充実を図るとともに、市民主体による河川美化活動や水環境愛護活動を支援します。

【市民の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加しましょう。
- 子どもの環境美化教育に努めましょう。
- 自宅や周辺の清掃活動に参加し、市内の美化に努めましょう。

【事業者の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加・協力しましょう。

■快適環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	現 況	目 標 (令和 12 年度)
公園緑地面積（再掲）	39.43ha	39.43ha	39.02ha (R7 年度)	40.54ha
天然記念物の保全	4 件	4 件	4 件 (R7 年度)	4 件
住宅の耐震化率	93%	95%	96% (R6 年度)	98%
不法投棄物回収（環境パトロール） 実施回数	月 4 回以上 実施	月 4 回以上 実施	月 4 回以上 実施 (R6 年度)	月 4 回以上 実施
ごみゼロ・クリーン運動参加者数	年間 9,225 人	年間 9,600 人	年間 6,999 人 (R7 年度)	年間 7,000 人
環境美化活動の実施支援団体数	延べ 20 団体	延べ 30 団体	延べ 29 団体 (R6 年度)	延べ 40 団体

※現況の（ ）内は実績年度を示す。

※ごみゼロ・クリーン運動参加者数は年々減少しているため、直近3か年の数値を基に目標値を変更した。

【地球環境に関すること】

地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して

取組の目標 1.

日常生活・事業活動から地球への配慮を考え行動しよう

(1) 温暖化対策に向けた緩和策の推進

【市の取組】

- 公共施設の電力調達については、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用・活用を積極的に推進している事業者から調達します。
- 公共施設は、石油依存度低下につながる再生可能エネルギー機器の導入・活用を推進します。
- 市民や事業者に対して、低公害車や次世代自動車の普及、ノーカーデー、エコドライブの促進を図ります。
- 市役所や公共施設の事務・事業に当たっての移動については、できる限り自転車や徒歩で移動します。
- 公用車の更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めます。
- 公用車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施します。
- 公用車の運転の際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めます。
- 防犯灯の更新及び新設に当たっては、二酸化炭素の削減効果が高い LED 照明など省エネルギーなものを選択します。
- 企業に対して、環境関連情報の提供に努めます。
- 公共施設においては、空調や照明の適正管理、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、節水等を推進して、省エネルギーの取組を進めます。施設の更新等に当たっては、省エネルギー、再生可能エネルギー機器等の導入に努めます。
- 市民や市内の事業者に対して、冷暖房の適温管理や資源の再利用、省エネルギーの取組の普及を図ります。
- 創エネルギー・省エネルギー機器の設置に対する助成を行います。
- 限りある資源の大切さなど節水意識の向上を図ります。
- 市の事務事業にかかる委託業務に当たっては、委託業者に向けた環境配慮等の促進を行います。
- 省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅（ZEH 等）の普及を図り、環境にやさしい住宅づくりを促進します。
- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進します。

- 温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発に努めます。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）を、市民・事業者に周知します。
- エコライフ DAY&WEEK の参加を広い世代、様々な主体に呼びかけます。

【市民の取組】

- 自然環境について関心を持ち、家庭や様々なコミュニティにおいて、私たちの暮らしと環境の関わりについて、理解を深めましょう。
- これまでの生活活動を見直し、節水や節電に努め、日常における様々な無駄をチェックしましょう。
- 一人一人が省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーについての理解や知識を深め、再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 高効率エアコンや高効率給湯器などの省エネ機器を導入しましょう。
- 電力を再生可能エネルギーを利用した電力（再エネ電力）に切り替えましょう。
- 新築やリフォームを行う際には、断熱等級の高い住宅にしたり、環境にやさしいエコ建材や技術を取り入れたりするなど、住宅の ZEH 化や省エネルギー化を図りましょう。
- 既存住宅については、断熱改修（内窓の設置など）を行い、断熱性能の向上を図りましょう。
- 外出の際には、できるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 自動車の購入の際には、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめにしましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- こまめに蛇口を閉める、泡切れのいい洗剤を選ぶ、シャワーヘッドに節水器を取り付けるなど、家庭内において節水を実践しましょう。
- 水道メーターなどを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 緑のカーテンを自宅に設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所内の温度を適正に管理し、消灯などの節電、節水を徹底し、備品の再利用など省エネルギーに努めましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、自主的な取組を行いましょう。
- 事業所や事業活動において省エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入を図りましょう。
- 省エネ性能の高い設備・機器や省エネ診断の利用などによる施設の ZEB 化を図りましょう。
- 事業所の車両購入・更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施しましょう。
- 走行の妨げとなる駐車はやめましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- 輸送や移動には低公害車や次世代自動車を導入し、環境保全や事故防止につながるエコドライブや物流の効率化を図りましょう。
- 事業所内の給水設備などを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 事業所に緑のカーテンを設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。
- 通勤の際にはできるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 温暖化対策の推進につながる環境保全団体に対する協力・支援や情報提供に努めましょう。

（２）温暖化対策に向けた適応策の推進

【市の取組】

- 河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流水対策等を推進します。
- 下水道管や雨水流出抑制施設等の適切な維持管理を行います。
- 市民、事業者への地震・洪水ハザードマップの周知徹底を図ります。
- 防災訓練や防災に係る出前講座などを通じて、市民の防災意識の向上を図ります。
- 地域の自主的な防災組織の育成を促進します。
- 公共施設におけるエアコンの使用に当たっては、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念される熱中症の予防に関する情報提供を行います。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念されるデング熱等の発生など、感染症リスクに関する情報提供を行います。
- 気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

【市民の取組】

- 家庭において、様々な知恵を活かしたクールビズやウォームビズを実践しましょう。
- 暑さ対策や熱中症対策として、外出する際は日傘を活用しましょう。
- 暑さ指数を確認できる熱中症モニターを携行しましょう。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけましょう。
- 地震・洪水ハザードマップを把握しましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 地域の防災活動に参加しましょう。
- 温暖化による気温上昇に伴い傷みやすくなる食品の衛生管理など、食中毒対策を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所内の温度を適正に管理し、クールビズやウォームビズに努めましょう。
- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討をしておきましょう。
- 事業活動における熱中症対策を徹底しましょう。

取組の目標 2.

ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

【市の取組】

- 公共施設におけるごみの発生抑制及び省資源化の強化を図ります。
- 廃棄物の発生抑制と資源化に関する意識啓発と情報提供を行います。
- リサイクル資源となるペットボトルキャップや入れ歯、インクカートリッジなどの回収を推進します。
- 封筒、コピー用紙など、市・市民・事業者による再使用の促進を図ります。
- フリーマーケットなど、不用品の交換活動の活性化を図ります。
- 市の事務における物品の購入、使用、廃棄に当たっては、「グリーン購入法」に基づき、環境にやさしい物品等の購入を図るとともに、リサイクルの推進に努めます。
- 資源ごみの分別収集の徹底を図るとともに、PTA などの団体による資源回収を促進し、リサイクルの推進を図ります。
- 市民や市内の事業者に対して、3R（リデュース・リユース・リサイクル）や適正処理について周知し、資源循環を促進します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動を普及促進するため、「広報しらおか」などにより情報提供を行うとともに、学校や市民に向けた学習機会を設け、市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- 市主催会議やイベント参加者へのマイボトル持参を呼びかけます。
- 埼玉県プラごみゼロウィークの PR を通じて、プラスチックごみを出さないライフスタイルへの変換を呼びかけます。

【市民の取組】

- 商品を選ぶときには環境に配慮した材料を用いているもの、長く大切に使えるものを選びましょう。
- 買い物をするときには、不要なものは買わず、エコバッグを携帯し、過剰な包装は断りましょう。
- 日常生活において廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 市民同士の交流を深め、互いに協力し合い、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に努めましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、市などが行う分別・回収に積極的に協力しましょう。
- 再生品、リサイクル品等を積極的に利用しましょう。
- 資源ごみの分別を徹底するとともに、PTAなどの団体による資源回収に協力しましょう。
- ごみに関する環境学習やボランティア活動に参加し、ごみ問題の改善に向けて積極的に取り組みましょう。
- ごみ収集時には分別を徹底し、ごみの資源化・再利用に努めましょう。

【事業者の取組】

- 製品の製造に当たっては、製造、使用から廃棄までの環境負荷の低減を図り、環境配慮設計を心がけましょう。
- 事業活動において廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 商品調達の際には、環境に配慮した商品を優先的に選ぶグリーン購入法の考え方を実践しましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、分別・回収に協力しましょう。
- 事業所内において、ごみ抑制に努めるとともに、従業員一人一人の意識啓発と市内の環境保全活動への参加を推進しましょう。
- 事業所内において、廃棄物の再資源化に積極的に取り組みましょう。

(2) 安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進

【市の取組】

- ごみ処理・し尿処理施設の適切な維持管理及び効率的かつ効果的なごみの分別・収集体制の確立を促進します。
- 産業廃棄物の適正な処理について、関係機関に対して適正な処理施設の設置を働きかけると同時に、事業者に対して適正処分に努めるよう促進します。

【市民の取組】

- ごみの分別やごみを出すときのルール・マナーを守りましょう。
- 電化製品を廃棄する際は、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づく適切な廃棄方法で行いましょう。
- 食べきり、水きり、使いきりの「3きり」を徹底しましょう。また、「3きり」ができない場合はコンポストを活用して堆肥化するなど、生ごみの減量を図りましょう。

【事業者の取組】

- 効率的なごみの分別に努めましょう。
- 事業所内で発生した廃棄物は適正に処理するとともに資源化を図り、ごみの減量化に努めましょう。
- 事業に伴うごみの抑制を図り、従業員の意識啓発に努めましょう。

■地球環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	現 況	目 標 (令和 12 年度)
白岡市の事務事業に伴い発生する 温室効果ガス排出量	3,417,552 kg-CO ₂ (R2 年度)	—	3,536,046 kg-CO ₂ (R6 年度)	2,201,000 kg-CO ₂
住宅用太陽光発電システム設置 助成による最大出力量累計	83kW	425kW	524kW (R6 年度)	850kW
防犯灯の LED 化率 (LED 化防犯灯／市内防犯灯総数)	30%	39%	100% (R6 年度)	100%
公共施設への太陽光発電システム 設置か所数	5 か所	5 か所	5 か所 (R6 年度)	12 か所
住宅用創エネ・省エネ機器設置費用 累計助成件数	50 件	250 件	284 件 (R6 年度)	700 件
市役所庁舎電気使用量	1,016,412kwh	955,427kwh	1,039,654kwh (R6 年度)	904,606kwh
市役所庁舎水道使用量	4,496m ³	4,226m ³	3,754m ³ (R6 年度)	3,500m ³
公用車燃料使用量(ガソリン、軽油)	21,096L	19,830L	14,389L (R6 年度)	12,950L
コピー用紙購入枚数(A4換算)	4,842,500 枚	4,551,950 枚	4,770,000 枚 (R6 年度)	3,300,000 枚
環境学習会・講座累計参加者数	59 人	350 人	108 人 (R6 年度)	400 人
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	784g/人・日	746g/人・日	732g/人・日 (R6 年度)	730g/人・日 (R14 年度目標)
リサイクル率(蓮田市を含む)	21.0%	25.3%	24.6% (R6 年度)	25.3% (R11 年度目標)
埋立処分量(蓮田市を含む)	1,032t	794t	675t (R6 年度)	769t (R11 年度目標)
し尿・浄化槽汚泥処理量	7,394kL	6,912kL	6,505kL (R6 年度)	5,906kL (R11 年度目標)

※現況の()内は実績年度を示す。

※白岡市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量は、改訂版から追加した項目のため中間目標は設定していない。

※防犯灯の LED 化率は、ESCO 事業実施時に 100%を達成したため以降は「100%現状維持」とする。

※目標年度が令和 11 年度の項目は、蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物処理基本計画で位置付けられた目標としている。市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、同計画の令和 12 年度の目標値をすでに達成しているため、令和 14 年度の予測値を目標とする。

※住宅用創エネ省エネ機器設置費用助成件数と環境学習会・講座累計参加者数の累計の目標は令和 3 年度以降の累計とする。

【人づくりに関すること】
私たちの明日と未来のため、
あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して

取組の目標 1. 地球環境問題や市のより良い環境について
考え、取り組む人を育てよう

（１）環境教育・学習の推進

【市の取組】

- ボランティア団体などと連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校や市民に向けた学習機会の拡大を図ります。
- 保育所や児童館などにおいて、児童や親子に向けて環境配慮の周知に努めます。
- 環境関連事業の実施や、学校の授業における環境関連の副読本の活用などにより、学年に応じた環境教育や意識啓発を推進します。
- 学校等と連携し、植栽・緑化活動、緑のカーテン事業などを通じた緑化意識の高揚やエネルギー問題に関する啓発を図ります。さらに、緑化活動を推進する人材の育成に努めます。
- 自然学習指導者や公園ボランティアなどの育成を図ります。
- 人づくりや社会教育において、エネルギーに関わる様々な環境問題と資源・エネルギーの消費及び排出物の増加につながる生活様式を見直す教育を進めます。
- 自然観察や自然保護のイベント等の情報を積極的に発信し、参加者の拡大を図るとともに、市民が自然を体験できるふれあい活動を推進します。
- 「ウィークエンドいきいき体験教室」など、親子で活動することができる学習機会の充実を図るとともに、「町ぐるみん白岡」の活動を支援し、多様なプログラムの提供に努めます。
- 学校において、避難訓練や交通安全教室、施設設備の安全点検・危機管理対策等を確実に実施し、児童・生徒の安全確保を図るとともに、自他の生命を尊重し、日常に潜む危険や自然災害に対して的確に判断し行動できる児童・生徒の育成を目指します。
- 自然や文化などの地域特性を活かし、まち独自の魅力を創出することができるイベントの開催を支援します。

【市民の取組】

- グリーンツーリズムなどのエコツアーに参加し、環境について楽しみながら学べる機会を多く持ちましょう。
- 自然観察会や環境学習に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。
- 子どもたちが将来にわたり、健康的な食生活を実践できるよう、食に関する正しい知識を身につける「食育」への取組を行いましょう。
- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。

【事業者の取組】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に関示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。

(2) 環境保全のための意識啓発活動の推進

【市の取組】

- 自然や自然観察のイベントなどについて、「広報しらおか」やホームページなどで積極的に情報発信をします。
- 各種行事における環境配慮製品やパンフレットなどの配布を通じて、市民の意識啓発を推進します。
- 人材バンクを活用した環境保全に関する意識啓発活動を展開します。
- 白岡市環境保全活動団体登録制度により、市内の環境に関連する団体の把握に努め、環境に関する情報提供や施策等の実施に当たって積極的な参加を呼びかけます。
- 地球環境に負荷の少ない生活への転換を促進するため、「広報しらおか」やパンフレット等により情報を提供するとともに、学校教育や社会教育等の機会を捉えて、温暖化対策に関する啓発を進めます。
- 市民が地球規模の環境問題を身近な問題として捉えて、常に地球環境を意識した取組を実践できるよう支援します。
- 家庭や事業所において身近に実践できる取組などについて、「広報しらおか」やイベント等を通じて情報の提供と意識の醸成を図ります。

【市民の取組】

- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。
- 市の環境保全に対する取組や、環境関連のイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 環境に関連する団体同士の交流に努めましょう。
- 家庭や地域の身近なところから実践できる環境配慮行動を見つけて、実践しましょう。

【事業者の取組】

- 環境関連のイベントや行事に参加しましょう。
- 市の環境保全に対する取組に積極的に参加し、従業員の環境配慮行動を促すための体制やしくみをつくり、周知徹底に努めましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に開示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

■人づくりにおける数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	現 況	目 標 (令和 12 年度)
環境学習会・講座累計参加者数 (再掲)	59 人	350 人	108 人 (R6 年度)	400 人
生涯学習事業参加者数 (自然・環境関係)	243 人	250 人	138 人 (R6 年度)	300 人
市内小・中学校における SDG s を テーマにした環境学習の実施	年間 32 回	年間 48 回以上	年間 151 回 (R6 年度)	年間 160 回以上
緑のカーテン活用講座累計受講者数	41 人	250 人	96 人 (R7 年度)	300 人
市民の白岡市環境基本条例の認知度 (名前も内容も知っている)	2.3%	10.0%	4.2% (R6 年度)	10.0%
市民の白岡市環境基本計画の認知度 (名前も内容も知っている)	3.1%	10.0%	4.8% (R6 年度)	10.0%

※現況の（ ）内は実績年度を示す。

※環境学習会・講座累計参加者数と緑のカーテン活用講座累計受講者数の累計の目標は令和 3 年度以降の累計とする。

第5章 リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの考え方

本計画は、令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間で実施する環境課題に対する取組の基本的な考え方を示したものです。白岡市は今後も都市化が進展し利便性が高まっていくまちですが、まちの中にはこれまでの市民生活とともに育まれてきた豊かな自然もあり、今後は自然環境の保全と都市化の両立が求められます。これは、白岡市がこれから持続可能なまちとして発展していくための重要なポイントであると言えます。

一方で、世界に目を向けると、持続可能な開発目標（SDGs）が、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択されました。SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取り組まれているものです。

これらの背景から、白岡市が持続可能なまちとして発展するための取組は、世界の持続可能な開発にも貢献するものと捉えることができます。

本計画の目標年度と SDGs の目標年は同じであることから、第 2 次計画では SDGs への白岡市としての貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた長期的な視点で特に強力に進めるべき取組を「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置付けていました。

改訂版では第 2 次計画の望ましい環境像を踏襲しており、その実現に向けて引き続き取組を進めていくため、リーディングプロジェクトも改訂版に引継ぐこととし、数値目標に基づく進捗管理のもと、着実な施策の展開を図っていくこととします。

リーディングプロジェクト1

低炭素社会から脱炭素社会の
実現にチャレンジする

**脱炭素社会を実現しよう！
プロジェクト**

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



13 気候変動に
具体的な対策を



リーディングプロジェクト2

多様な生き物が生息・生育する
環境づくりにチャレンジする

**生物多様性を保全・創出しよう！
プロジェクト**

14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



リーディングプロジェクト3

多くの市民が
環境づくりにチャレンジする

**環境を学び行動する市民を増やそう！
プロジェクト**

4 質の高い教育を
みんなに



17 パートナリープで
目標を達成しよう



リーディングプロジェクト1

低炭素社会から脱炭素社会の実現にチャレンジする 脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト

市民アンケート調査では、リサイクルや省エネルギーに関して、「関心があり、日常生活で実施している」、「関心はないが、日常生活では実施している」の合計が約 8 割に達し、市民が日常生活においてリサイクルや省エネルギー活動を実践していることがわかりました。特に、50 歳以上は実践している比率が高くなっている一方で、10～20 歳代で関心をもって実践している層が低く、若年層への意識啓発が求められます。

我が国では、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告されたことを契機に、脱炭素社会に向けて令和 32 年（2050 年）二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、従来の「低炭素社会」から、一歩進んだ「脱炭素社会」の実現を目指した取組が求められています。

さらには、近年の気象災害の激甚化について、今も排出され続けている二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、今後も豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、将来世代にわたる影響が強く懸念されています。このような状況は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」と言われています。

こうした背景を踏まえ、温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、植物などの吸収源による吸収量の均衡を通じて排出実質ゼロを目指した脱炭素社会を実現するための取組を推進することとします。

なお、市では、「第 3 次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、公共施設の省エネ対策など、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。また、第 2 次計画の改訂と併せて、第 6 章に示す「白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び第 7 章に示す「白岡市気候変動適応計画」を策定しました。脱炭素社会の実現に向けては、これらの計画と連携しながら取組を推進していきます。

【参考：SDGs における「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、

「13.気候変動に具体的な対策を」の目標の内容】

〈抜粋〉



- 令和 12 年（2030 年）までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 令和 12 年（2030 年）までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 令和 12 年（2030 年）までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

脱炭素社会を実現するための取組

- ◆ **省エネルギー活動や再生可能エネルギー、高効率なエネルギーの利用を進めます！**
 - 公共施設は、石油依存度低下につながる再生可能エネルギー機器の導入・活用を推進します。
 - 省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅（ZEH等）の普及を図り、環境にやさしい住宅づくりを促進します。
 - 創エネルギー・省エネルギー機器の設置に対する助成を行います。
- ◆ **暮らしの中で身近に取り組める行動を促進します！**
 - 地球温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発にも努めます。
 - 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）を行い、市民・事業者に周知します。
 - エコライフ DAY&WEEK の参加を広い世代、様々な主体に呼びかけます。
- ◆ **白岡市の生活に潤いを与え、貴重な緑の保全と緑化を推進します！**
 - 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
 - 各家庭、学校、事業所などで草花や樹木の植え付けが行われ、緑豊かでやすらぎが感じられるようなまちづくりを促進します。

【市民の取組の例】

- 一人一人が省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーについての理解や知識を深め、再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組の例】

- 事業所や事業活動において省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を図りましょう。
- 事業所内の温度を適正に管理し、消灯などの節電、節水を徹底し、備品の再利用など省エネルギーに努めましょう。

【数値目標】

- 住宅用創エネ・省エネ機器設置費用累計助成件数
284件 ⇒ 700件
(R6) (R12)
- 公共施設への太陽光発電システム設置か所数
5か所 ⇒ 12か所
(R6) (R12)
- 市役所庁舎電気使用量
1,039,654kWh ⇒ 904,606kWh
(R6) (R12)
- 市民1人1日当たりのごみ排出量
732g/人・日 ⇒ 730g/人・日
(R6) (R14※)

※蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物処理基本計画で位置付けられた目標

リーディングプロジェクト2

多様な生き物が生息・生育する環境づくりにチャレンジする 生物多様性を保全・創出しよう！プロジェクト

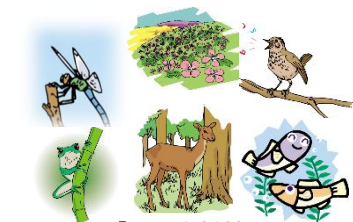
新たな街並みが形成されていく白岡市において、これまで市民生活とともに育まれてきた自然の豊かさは、より貴重なまちの資源となっていくと見られます。8割以上の市民が身近な環境を快適であると感じており、その傾向は増加傾向にあります。

市民アンケート調査では、身近な環境を「快適」とする理由としては、「鳥類・昆虫類が多い」、「緑が多く自然が豊か」、「静かで過ごしやすい」などが挙げられ、閑静な環境、自然の豊かさが評価されています。

また、自然を取り巻く社会情勢としては、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」、「生態系の多様性」の生物多様性の3つのレベルが豊かに保たれていることが求められています。

「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森（ひこべえの森）」では市民のいきもの調査が実施されていますが、多様な生き物が確認されており、白岡市の自然が豊かであることを示しています。一方、市内全体ではアライグマやミシシippアカミミガメ、クビアカツヤカミキリなどの外来種が確認されており、生物多様性を保全していく上での課題となっています。

こうした背景を踏まえ、白岡市の新しい街並みと自然が共生し、多様な生き物が生息・生育するまちを目指した生物多様性の保全・創出に向けた取組を推進することとします。



【種の多様性】

鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがあること。



【遺伝子の多様性】

同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があること。



【生態系の多様性】

各地に森林、草地、河川など様々なタイプの自然があること。

■生物多様性の3つのレベル

【参考：SDGsにおける「14.海の豊かさを守ろう」

「15.陸の豊かさを守ろう」の目標の内容】

〈抜粋〉



- 令和2年（2020年）までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。



- 令和12年（2030年）までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。
- 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、令和2（2020）年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 令和2年（2020年）までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

生物多様性を保全・創出するための取組

◆ 多様な生き物の息づくまちをつくります！

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生き物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 公園や学校などの公共用地については、生態系に配慮して自然環境の創造に努めます。

◆ 市民も生き物も安心して共生できる緑や水辺などの保全・創造を推進します！

- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 市街化区域内の農地を生産緑地制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- 農業・農村が持つ多面的機能が維持・発揮されるよう、国や県の交付金制度を活用した取組を進めます。
- 市内唯一のビオトープである柴山沼の維持管理に努め、親水空間の保全に努めます。
- 多自然型工法の採用による自然環境への配慮を河川管理者に働きかけ、河川等を整備・充実し、水辺環境の保全・創造に努めます。

【市民の取組の例】

- 減少傾向にある在来種の保全に努め、また、外来種についての情報や知識を共有し、むやみに動物を放さないようにしましょう。
- 敷地内に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を持ち、保全する意識を持ちましょう。

【事業者の取組の例】

- 河川、森林、農地、湿地などが、様々な動植物の生息基盤となることを認識し、自然環境の保全に努めましょう。
- 建設事業等に当たっては、生物や生態系に配慮した工法を用いましょう。
- 外来種などの有害鳥獣についての情報収集に努め、駆除活動に協力しましょう。

【数値目標】

- 市街化区域内の保存樹林の指定面積
15,873m² ⇒ 現況値の維持
(R7) (R12)
- 市街化区域内の保存樹木の指定本数
9本 ⇒ 10本
(R7) (R12)
- 公園緑地面積
39.02ha ⇒ 40.54ha
(R7) (R12)
- 川の国応援団登録数
9団体 ⇒ 12団体
(R7) (R12)

リーディングプロジェクト3

多くの市民が環境づくりにチャレンジする 環境を学び行動する市民を増やそう！プロジェクト

市民アンケート調査の結果では、環境に関する情報提供や知識の増進が課題となっています。また、リサイクルや省エネルギー行動を実践していないと回答した理由については、「どのような取組をすれば良いのかわからない」という理由が多く挙げられています。

「例えば、SDGsの認知度について市民全体では、「言葉も内容や意味も知っている」・「言葉だけは知っている」を合わせて約9割が知っていると答えており、認知度が上昇しています。

また、10歳代においても6割以上が知っていると答えており、学校等による環境教育の効果が見られます。」

環境基本条例及び環境基本計画（改訂版を含む）の認知度については、10歳代では約1割が知っていると答えている一方で、20歳代以降は1割以下の認知度となっており、「名前も内容も知らない」が6割以上と、ほとんどの市民に認知されていない状況となっています。

こうした背景を踏まえ、「白岡市環境基本条例」や「白岡市環境基本計画」のさらなる周知に努めるとともに、環境に対する知識の向上を目指した学びの機会の充実を図り、環境に関心を持ち、学び、行動する市民を増やすための取組を推進することとします。

【参考：SDGsにおける「4.質の高い教育をみんなに」、

「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の目標の内容】

〈抜粋〉



- ・令和12年（2030年）までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



- ・政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- ・貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間およびリーダーシップを尊重する。
- ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

環境を学び行動する市民を増やすための取組

◆ 多様な主体、世代が学べる機会を充実させます！

- ボランティア団体等と連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校教育や社会教育での学習機会の拡大を図ります。
- 保育所や児童館などにおいて、児童や親子に向けて環境配慮の周知に努めます。
- 環境関連事業の実施や、学校の授業における環境関連の副読本の活用などにより、学年に応じた環境教育や意識啓発を推進します。
- 自然観察会や体験学習、各種環境関連の生涯学習講座等の実施、拡充を通じて、幅広い世代の市民に対する環境学習を促進するとともに、自然学習指導者や公園ボランティアなどの育成を図ります。
- 地球環境に負荷の少ない生活への転換を促進するため、「広報しらおか」やパンフレット等により情報を提供するとともに、学校教育や社会教育等の機会を捉えて、地球温暖化対策に関する啓発を進めます。

◆ 市民、事業者に対する白岡市の環境行政への理解を深める機会をつくります！

- 「広報しらおか」やホームページ、教育・学習の場、イベント時など様々な場所と場面で、「白岡市環境基本条例」、「白岡市環境基本計画」を周知する機会を作ります。

【市民の取組の例】

- グリーンツーリズムなどのエコツアーに参加し、環境について楽しみながら学べる機会を多く持ちましょう。
- 自然観察会や環境学習の機会に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。

【事業者の取組の例】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

【数値目標】

- 環境学習会・講座累計参加者数
108人 ⇒ 400人
(R6) (R12)
- 市内小・中学校におけるSDGsをテーマにした環境学習の実施
年間151回 ⇒ 年間160回以上
(R6) (R12)
- 白岡市環境基本条例認知度（名前も内容も知っている）
4.2% ⇒ 10.0%
(R6) (R12)
- 白岡市環境基本計画認知度（名前も内容も知っている）
4.8% ⇒ 10.0%
(R6) (R12)

【白岡市ゼロカーボンシティ宣言】

白岡市では、市民が安心・安全に生活することができる環境を保ち、環境負荷の少ないまちを次世代に引き継ぐためにも脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者をはじめ、市が協働しながら令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指していくことを宣言しました。



白岡市ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界各地で地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、洪水や干ばつなどの自然災害が頻発し、我が国でも集中豪雨や大型台風、猛暑などの異常気象が毎年のように発生するなど、もはや「気候危機」とも言われている状況です。

今後も自然災害の頻発化、激甚化が予想されており、このまま地球温暖化の進行を放置すれば近い将来において、私たちの生命や財産の危機、さらには生態系への悪影響など、人類の生存基盤を根本から揺るがす、極めて深刻な問題となりかねません。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命以前の平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く示され、我が国においても、2020年10月の内閣総理大臣の所信表明で、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが表明されました。

白岡市でも、この地球規模の課題である「気候危機」に対して、私たち一人ひとりが今まで以上に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化し、将来にわたって豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく必要があります。

このことから白岡市においても、豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を実現するための取組を推進していくことを、ここに宣言します。

令和 5 年 6 月 1 日

白岡市長

藤井 栄一郎

■白岡市ゼロカーボンシティ宣言

第6章 白岡市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

1. 区域施策編策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化とは、主に人間の活動によって引き起こされる温室効果ガスが大気中に蓄積され、太陽からの熱を逃がさずに地表付近に留めることにより地球の平均気温が長期的に上昇する現象を指します。

温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン類などがあり、これらのガスは、化石燃料の燃焼、森林伐採、農業活動、産業活動などによって大気中に放出されます。

地球温暖化が進行することにより、地球全体の気温が上昇し、気候変動や異常気象、海面上昇、生態系への影響など、さまざまな環境問題を引き起こします。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）ウェブサイト

■温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

(2) 気候変動の影響

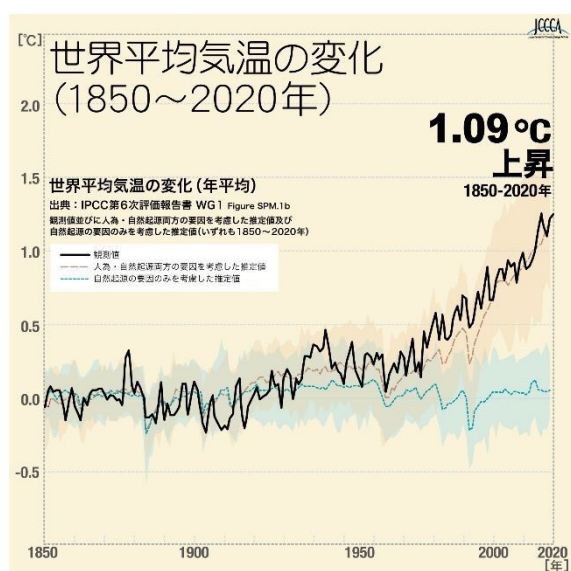
気候変動は、地球温暖化によって引き起こされる環境変化であり、自然環境と人間社会に多大な影響を及ぼしています。自然環境では、気温の上昇、海面の上昇、異常気象の増加、生態系の変化、そして海洋の酸性化が進行しています。これにより、多くの動植物が生息地を失い、絶滅の危機に瀕しています。

人間社会においては、食糧供給の不安定化、水資源の不足、健康への悪影響、経済的損失、そして気候難民の増加が懸念されています。これらの影響は、持続可能な発展に対する大きな課題であり、温室効果ガスの削減や適応策の強化、国際協力の推進が求められています。

令和3年(2021年)8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、世界の平均気温は1850年から2020年で1.09℃上昇しており、この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。

また、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター
(JCCCA) ウェブサイト

■世界平均気温の変化 (1850~2020 年)

温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化		
第1次報告書 First Assessment Report Climate Change 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report Climate Change 1995	1995年	「影響が地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大气・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには 疑う余地がない。

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター
(JCCCA) ウェブサイト

■これまでの報告書における表現の変化

(3) 地球温暖化対策をめぐる動向

①国際的な動向

●気候変動枠組条約

「気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change, UNFCCC）」は、地球温暖化をはじめとする気候変動に対処するための国際的な枠組みを提供する条約で、平成4年（1992年）にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミットで採択されました。これに基づき、毎年気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、対策が議論されています。

●京都議定書とパリ協定

平成9年（1997年）に京都で行われた第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で「京都議定書」が採択され、気候変動への国際的な取決めとして、先進国全体で先進国の温室効果ガスの排出量を1990年比で5%減少させることを目標として掲げました。

その後、平成27年（2015年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

【パリ協定の目標】

- ✓ 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力の追求
- ✓ 今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡

令和3年（2021年）に英国・グラスゴーにおいて開催された第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、最新の科学的知見をよりどころに、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を行っていくことが確認されました。

●IPCC「1.5℃特別報告書」

パリ協定において、地球の気温上昇を産業革命以前から1.5℃以内に抑える努力を追求することが合意されたことを受けて、平成30年（2018年）に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は「1.5℃特別報告書」を公表しました。

同報告書では、気候変動の脅威への世界的な対応の強化、気温上昇にかかる影響やリスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等について示されています。

②国内の動向

●地球温暖化対策計画

日本では、京都議定書の採択を受け、平成 10 年（1998 年）に地球温暖化対策を推進するための法律として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。

当初は、政府における基本方針の策定、地方公共団体における実行計画の策定などが主な内容でしたが、パリ協定の締結をはじめとした国際的な動向や日本国内の動向を踏まえて度々改正が行われています。

平成 25 年（2013 年）の改正では、これまでの「京都議定書目標達成計画」に代わり、新たに「地球温暖化対策計画」を策定することを規定し、パリ協定の採択を踏まえ、平成 28 年 5 月 13 日に地球温暖化に関する総合計画として「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

令和 3 年（2021 年）10 月に地球温暖化対策計画が改定され、政府が令和 12 年度（2030 年度）において温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）から 46%削減すること、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明したことを受けて、新たな目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を示しました。

その後、令和 7 年（2025 年）2 月に地球温暖化対策計画が再び改定され、政府が世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す、新たな「日本の NDC（国が決定する貢献）」を気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出したことを踏まえ、新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けています。

●気候変動適応計画

平成 30 年（2018 年）6 月に気候変動による影響を軽減し、社会や経済、自然環境の持続可能性を確保することを目的に、日本における気候変動の影響に適応するための基本的な法律として「気候変動適応法」が制定されました。

また、同法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30 年（2018 年）11 月 27 日に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

令和 3 年（2021 年）10 月に改訂された気候変動適応計画では、気候変動適応に関する施策の基本的方向性、気候変動適応に関する分野別施策、気候変動適応に関する基盤的施策等について記載されています。また、PDCA サイクルの下で、分野別施策及び基盤的施策に関する KPI の設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標の設定等による進捗管理等の実施についても記載されています。

なお、令和 5 年（2023 年）5 月には、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が行われています。

●2050 年カーボンニュートラル宣言

令和 2 年（2020 年）10 月に政府は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、『カーボンニュートラル』」を目指すことを宣言し、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要であると表明しました。

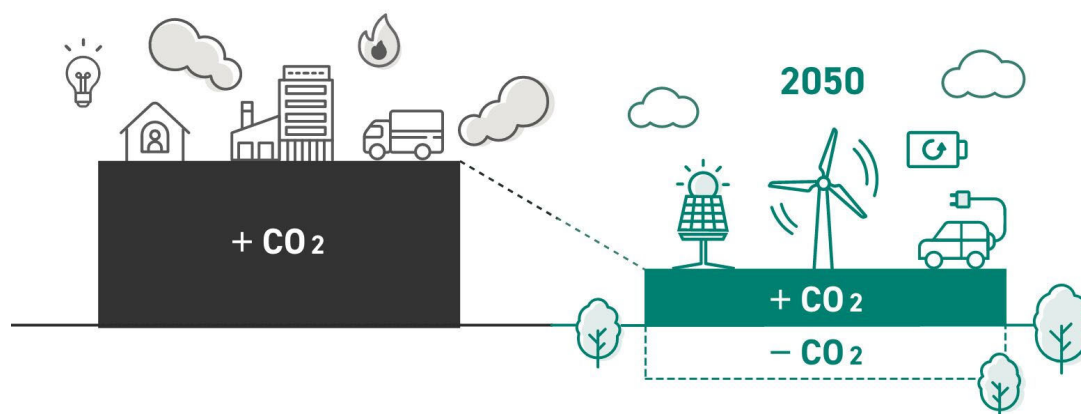
同宣言では、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションが鍵になるとしており、実用化を見据えた研究開発を加速度的に推進するとしました。

その他にも、グリーン投資の更なる普及、環境関連分野のデジタル化による効率的・効果的なグリーン化の推進、再生可能エネルギーの最大限導入等を目指すとしています。

これにより、日本は政府による国家レベルで温室効果ガスの削減、カーボンニュートラルの実現に向けて動き出しています。

【カーボンニュートラルとは】

カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を均衡させ、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。なお、ここでの温室効果ガスの「排出量」と「吸収量」は、いずれも人為的なものを指します。



出典：環境省ウェブサイト

■カーボンニュートラルのイメージ

●地域脱炭素ロードマップ

令和 3 年（2021 年）6 月に地域の特性や資源を活かしながら温室効果ガスの削減を目指し、持続可能な社会を実現することを目的として「地域脱炭素ロードマップ」が発表されました。

脱炭素ロードマップは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に令和 12 年（2030 年）までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

③白岡市の動向

本市では、平成 23 年（2011 年）1 月に「白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）」を施行し、同条例に基づき平成 23 年（2011 年）3 月に「白岡町環境基本計画」を、平成 28 年（2016 年）3 月に同計画の改定版である「白岡市環境基本計画【改訂版】」を策定し、環境課題の解決に向けて取組を進めてきました。

令和 3 年（2021 年）には、第 1 次計画の計画期間を終え、SDG s やパリ協定の採択をはじめとした国内外の社会情勢の変化に対応するため、新たな 10 年間の環境への取組を定めた「第 2 次白岡市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像である「青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」の実現に向けてより一層の取組を推進してきました。

その中で、令和 5 年（2023 年）6 月には市民が安心・安全に生活することができる環境を保ち、環境負荷の少ないまちを次世代に引き継ぐためにも脱炭素社会の実現に向け、令和 32 年（2050 年）までに本市における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

■白岡市における環境に係る取組の経緯（再掲）

制定・策定期間	内 容
平成 14 年 3 月	白岡町環境率先実行計画の策定
平成 23 年 1 月	白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）の施行
平成 23 年 3 月	（第 1 次）白岡町環境基本計画の策定
平成 24 年 3 月	（第 1 次）白岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 ※白岡町環境率先実行計画から名称を変更
平成 28 年 3 月	（第 1 次）白岡町環境基本計画の改訂（中間見直し）
平成 29 年 3 月	第 2 次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定
令和 3 年 3 月	第 2 次白岡市環境基本計画の策定
令和 4 年 3 月	第 3 次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定
令和 5 年 6 月	ゼロカーボンシティ宣言
令和 8 年 3 月	第 2 次白岡市環境基本計画の改訂（中間見直し） 白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

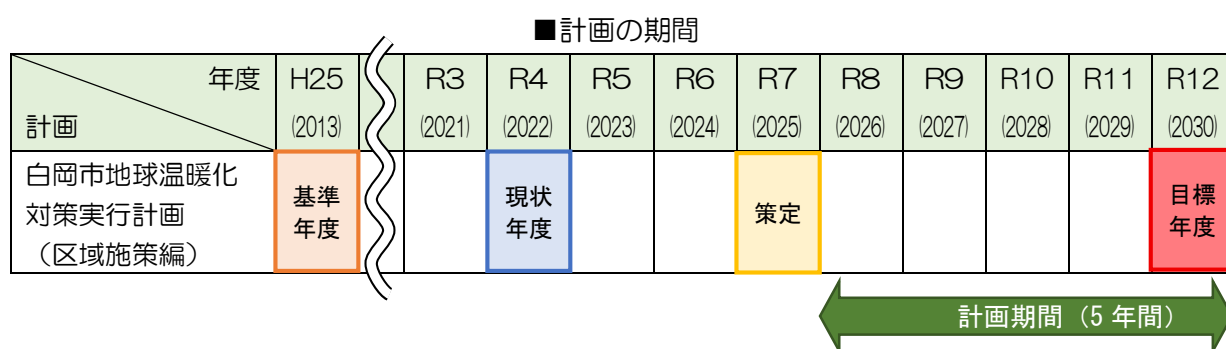
「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて作成されるものであり、地方公共団体が地域の特性に応じた温室効果ガスの削減を目指すための具体的な施策を示す計画です。

本市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、市、市民、事業者が一体となって取り組んでいくことを目的に「白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。

基準年度及び目標年度については、国の地球温暖化対策計画に基づき、基準年度は平成 25 年度（2013 年度）、目標年度は令和 12 年度（2030 年度）とします。



(3) 対象とする温室効果ガス

①温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では 7 種類の温室効果ガスが定められていますが、国内の温室効果ガスの約 90%が二酸化炭素となっているため、本計画においては二酸化炭素のみを対象とします。

■温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	化石燃料の燃焼 等
メタン (CH ₄)	25	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立て 等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化石燃料の燃焼、工場排水処理 等
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	1,430 等	冷凍空気調和機器の製造、化学物質の製造、建物の断熱材 等
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390 等	半導体の製造、溶剤としての使用 等
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	半導体の製造、変圧器等電気器具の製造 等
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造 等

②対象部門

対象部門は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」において「特に把握が望まれる」とされている、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野とします。

■対象部門

起源	部門・分野		主な排出源
エネルギー起源	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費
	運輸部門	自動車(旅客)	自動車(旅客)におけるエネルギー消費
		自動車(貨物)	自動車(貨物)におけるエネルギー消費
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費
非エネルギー起源	廃棄物分野（一般廃棄物）		廃棄物の焼却処分

3. 温室効果ガス排出量の現況推計

(1) 白岡市の二酸化炭素排出量

令和4年度(2022年度)に白岡市から排出された二酸化炭素の排出量は205.0千t-CO₂であり、令和2年度(2020年度)までは減少傾向にありましたが、令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)はわずかに増加しています。

部門別では、運輸部門が30.7%と最も高くなっており、次いで家庭部門が28.0%、業務その他部門が21.6%、産業部門が16.6%、廃棄物分野(一般廃棄物)が3.1%となっています。

全国や埼玉県と比較すると、産業部門及び業務その他部門の割合が低く、家庭部門及び運輸部門の割合が高くなっています。

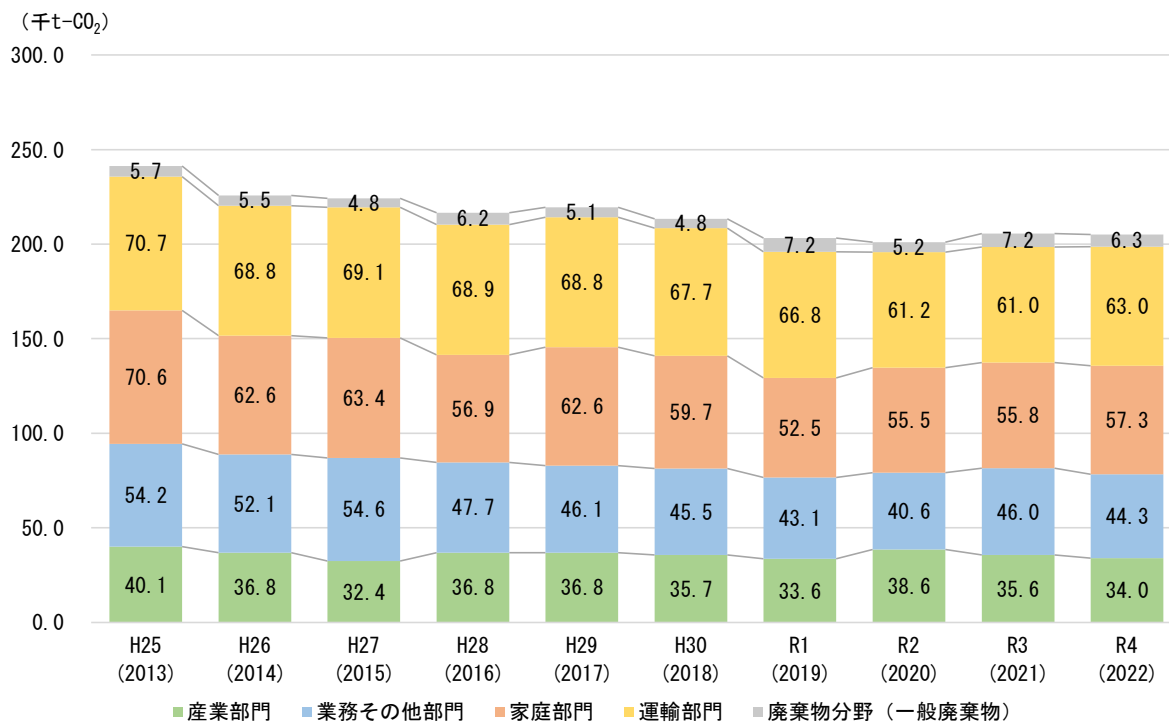
温室効果ガスの排出量については、令和3年10月22日に閣議決定された国の地球温暖化対策計画で、令和12年度(2030年度)に温室効果ガスを平成25年度(2013年度)比で46%削減することを目標としています。白岡市の排出量は平成25年度(2013年度)の241.3千t-CO₂と比較すると令和4年度(2022年度)で15.0%の減少となっています。

■二酸化炭素排出量

		(千t-CO ₂)									
部門・分野		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
産業部門		40.1	36.8	32.4	36.8	36.8	35.7	33.6	38.6	35.6	34.0
	製造業	37.7	34.8	30.5	34.9	34.9	33.8	31.9	32.4	29.6	28.8
	建設業・鉱業	2.2	1.8	1.7	1.7	1.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.7
	農林水産業	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	4.6	4.2	3.5
業務その他部門		54.2	52.1	54.6	47.7	46.1	45.5	43.1	40.6	46.0	44.3
家庭部門		70.6	62.6	63.4	56.9	62.6	59.7	52.5	55.5	55.8	57.3
運輸部門		70.7	68.8	69.1	68.9	68.8	67.7	66.8	61.2	61.0	63.0
	自動車	66.7	65.0	65.3	65.2	65.2	64.4	63.6	58.1	57.9	59.9
	旅客	44.7	42.9	42.8	42.9	42.8	42.3	41.5	37.0	36.1	38.3
	貨物	22.0	22.1	22.4	22.3	22.4	22.0	22.1	21.1	21.8	21.6
	鉄道	4.0	3.8	3.8	3.7	3.6	3.3	3.2	3.1	3.1	3.1
廃棄物分野(一般廃棄物)		5.7	5.5	4.8	6.2	5.1	4.8	7.2	5.2	7.2	6.3
合 計		241.3	225.8	224.2	216.6	219.4	213.4	203.2	201.1	205.6	205.0
平成25年度比 排出量		—	-15.5	-17.1	-24.7	-21.9	-27.9	-38.1	-40.2	-35.7	-36.3
		—	-6.4%	-7.1%	-10.2%	-9.1%	-11.6%	-15.8%	-16.7%	-14.8%	-15.0%

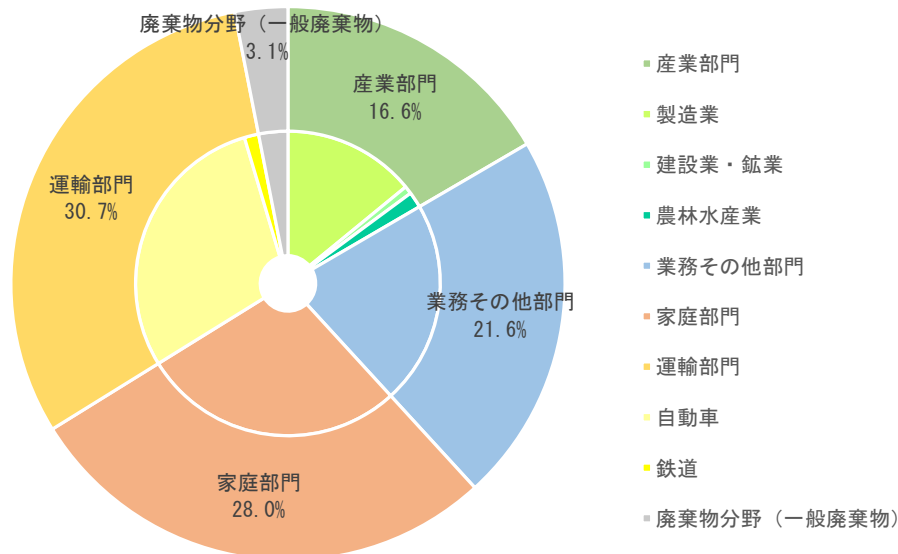
※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

出典：自治体排出量カルテ(環境省)



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

■ 二酸化炭素排出量の推移



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

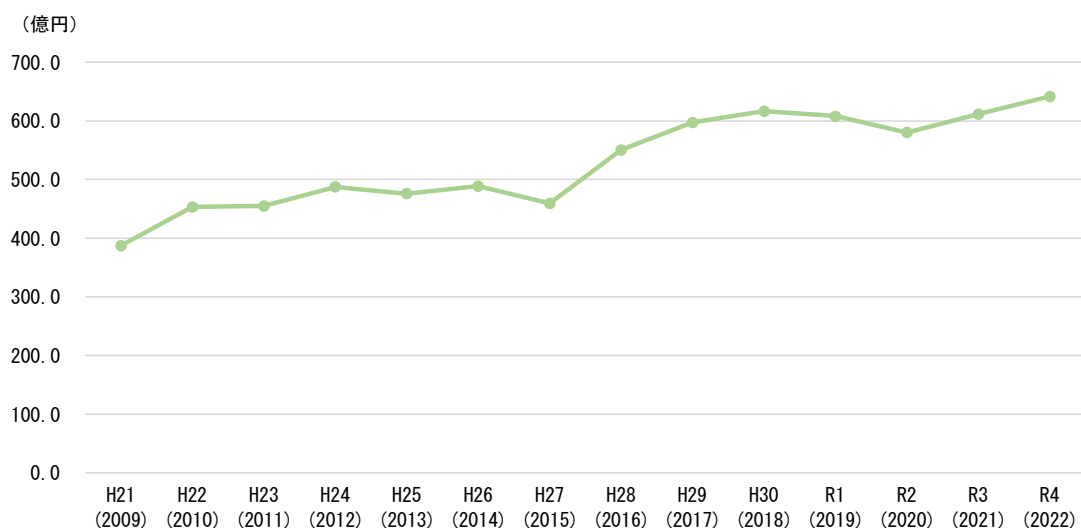
■ 部門・分野別二酸化炭素排出量（令和4年度（2022年度））

(2) 部門・分野別指標（活動量）

①産業部門

●製造品出荷額等

白岡市の製造品出荷額等は増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）は641.8億円と平成21年度以降で最高額となっています。



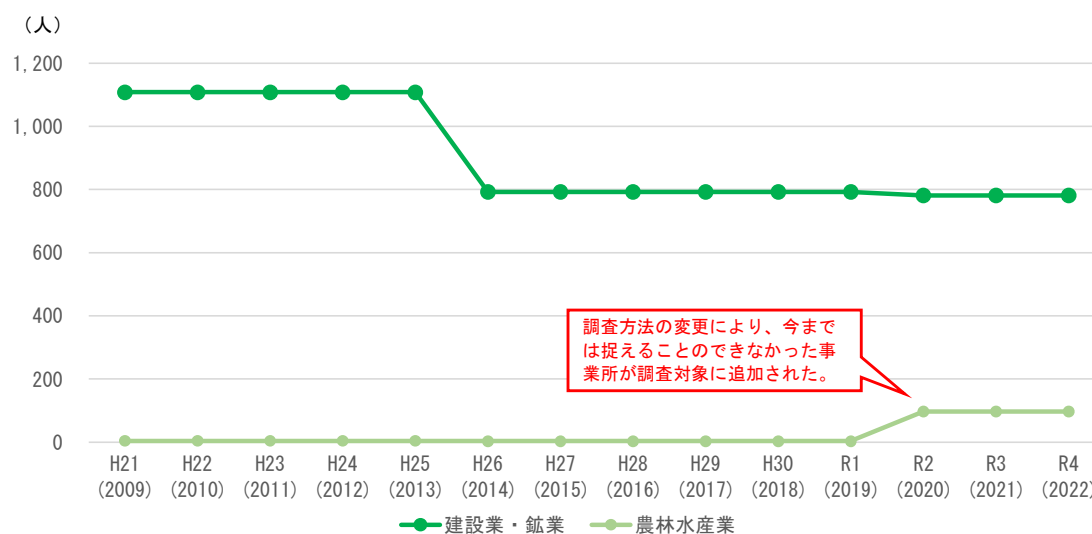
出典：自治体排出量カルテ（環境省）

■製造品出荷額等の推移

●従業者数（建設業・鉱業、農林水産業）

白岡市の従業者数は、建設業・鉱業においては平成26年度（2014年度）に大きく減少し、以降はおおむね横ばいであり、令和4年度（2022年度）は781人となっています。

農林水産業においては令和2年度（2020年度）に大きく増加しており、令和4年度（2022年度）は97人となっています（ただし、調査方法の変更による影響が想定されます）。



調査方法の変更により、今までは捉えることができなかった事業所が調査対象に追加された。

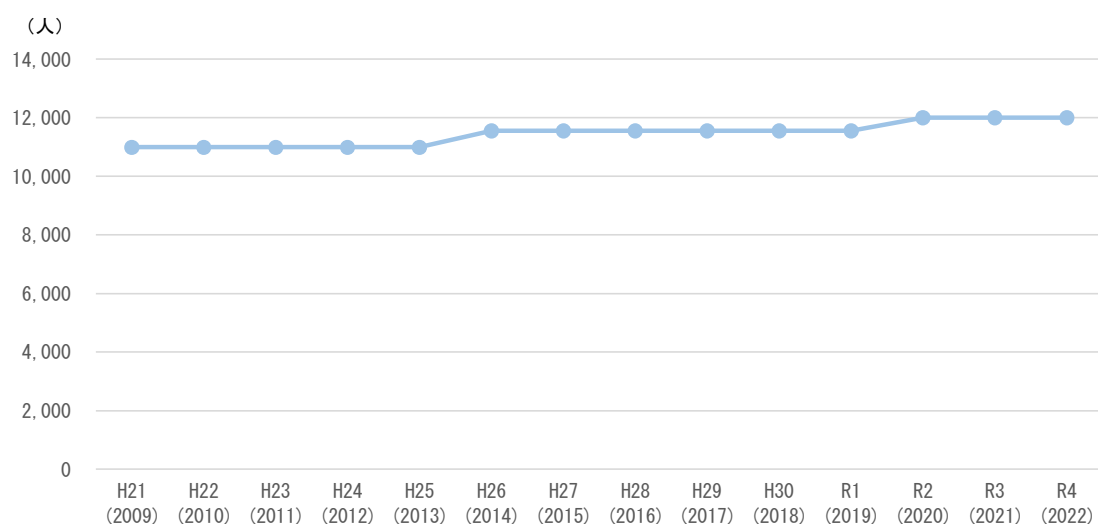
出典：自治体排出量カルテ（環境省）

■従業者数の推移（建設業・鉱業、農林水産業）

②業務その他部門

●従業者数

白岡市の業務その他部門の従業者数は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は12,001人となっています。



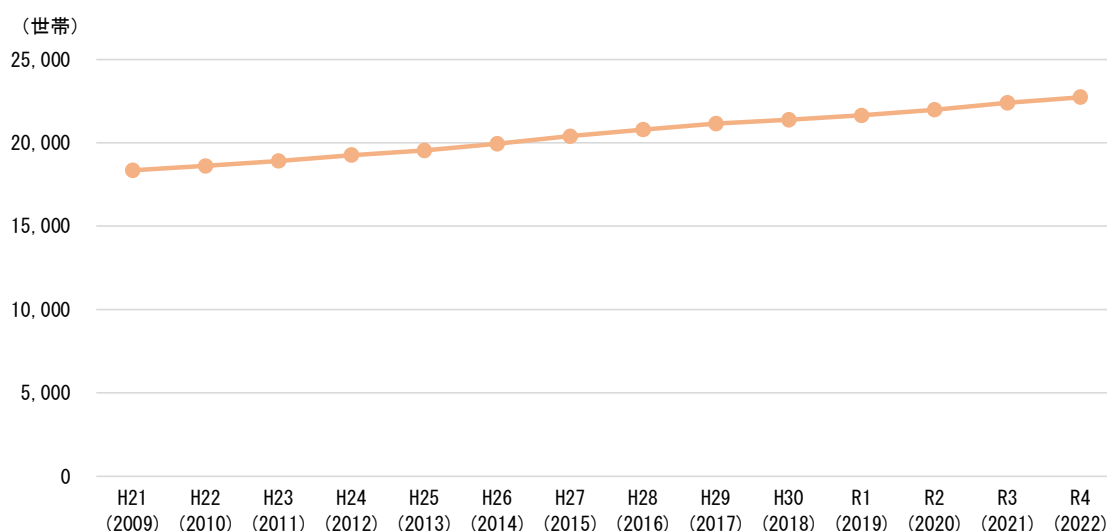
出典：自治体排出量カルテ（環境省）

■従業者数の推移（業務その他部門）

③家庭部門

●世帯数

白岡市の世帯数は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は22,738世帯となっています。



出典：自治体排出量カルテ（環境省）

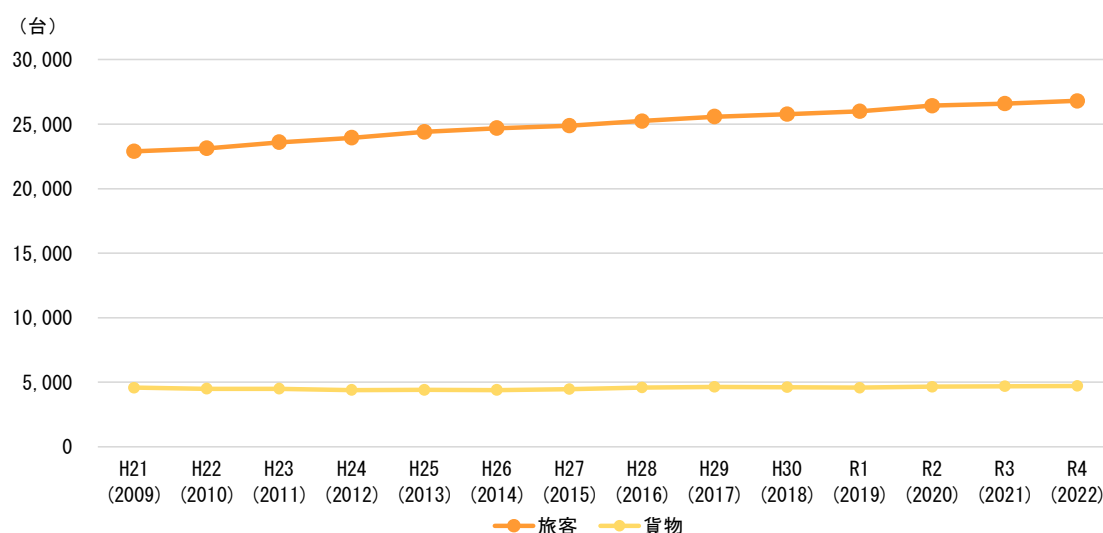
■世帯数の推移

④運輸部門

●自動車保有台数

白岡市の自動車保有台数は、旅客においては増加傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）は 26,801 台となっています。

貨物においてはおおむね横ばいとなっており、令和 4 年度（2022 年度）は 4,714 台となっています。



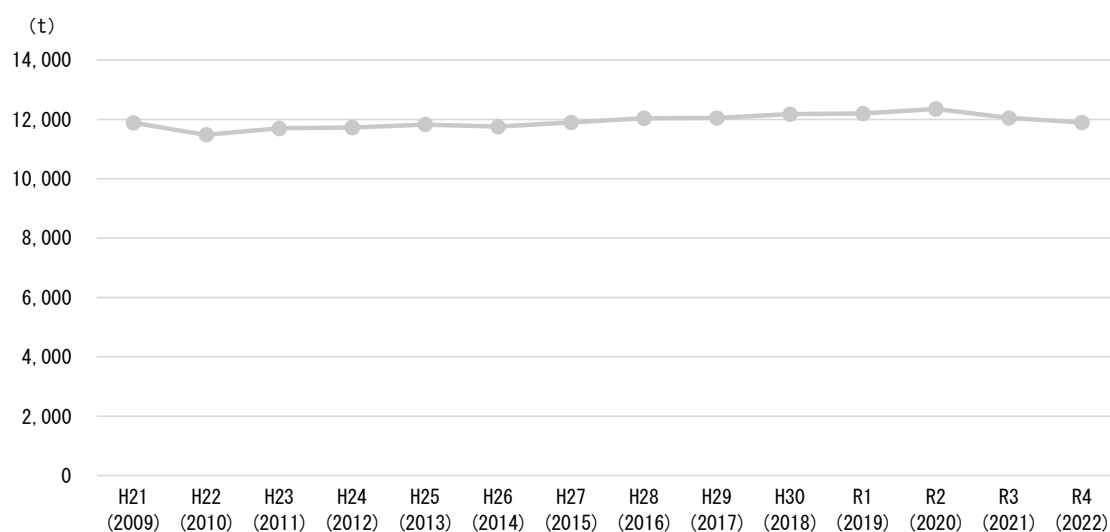
出典：自治体排出量カルテ（環境省）

■自動車保有台数の推移

⑤廃棄物分野

●ごみの焼却処理量

白岡市のごみの焼却処理量はおおむね横ばいとなっており、令和 4 年度（2022 年度）は 11,898t となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■ごみの焼却処理量の推移

4. 温室効果ガス排出量の将来推計

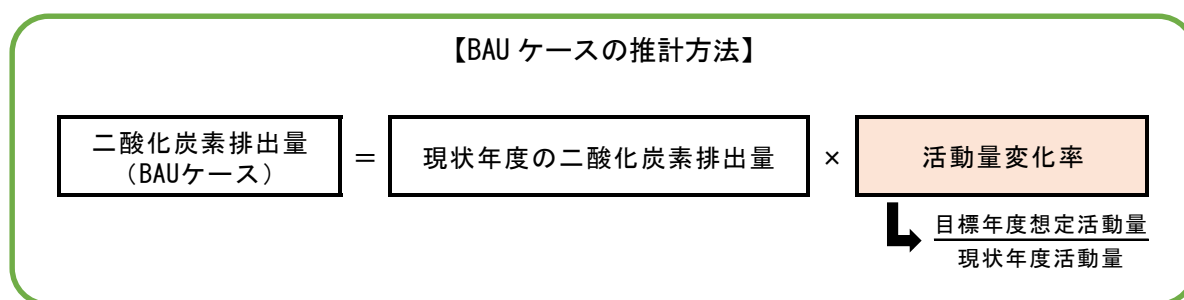
(1) 現状趨勢ケース (BAU : Business As Usual)

将来の見通しを踏まえて計画目標の設定や部門別の対策・施策の立案を行うため、現状趨勢ケース (BAU ケース) の二酸化炭素排出量について推計しました。

現状趨勢ケース (BAU ケース) とは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合を指します。

①推計方法

BAU ケースの推計は、二酸化炭素排出量に関する「活動量」の変化率を設定し、現状年度における二酸化炭素排出量に乘じることで実施しました。



■目標年度想定活動量の推計方法

部門・分野		活動量指標	推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額	平成 21 年度 (2009 年度) 以降は増加傾向のため、一時近似式を用いて推計した値を採用
	建設業・鉱業	従業員数	平成 26 年度 (2014 年度) に大きく減少し、以降もわずかに減少傾向が続いているため、自然対数式を用いて推計した値を採用
	農林水産業	従業員数	調査方法の変更により令和 2 年度 (2020 年度) に大きく増加し、現行の調査方法での実績が少ないため、現状年度の値を採用
業務その他部門		従業員数	平成 21 年度 (2009 年度) 以降はわずかに増加傾向であるため、一時近似式を用いて推計した値を採用
家庭部門		世帯数	平成 21 年度 (2009 年度) 以降は増加傾向のため、一時近似式を用いて推計した値を採用
運輸部門	自動車 (旅客)	自動車保有台数 (旅客)	平成 21 年度 (2009 年度) 以降は増加傾向のため、一時近似式を用いて推計した値を採用
	自動車 (貨物)	自動車保有台数 (貨物)	平成 21 年度 (2009 年度) 以降はおおむね横ばいであるものの、各年によって多少の増減があるため、平成 21 年度 (2009 年度) から令和 4 年度 (2022 年度) の平均値を採用
	鉄道	人口	国立社会保障・人口問題研究所の推計値 (令和 5 年 (2021 年) 推計) を採用
廃棄物分野 (一般廃棄物)		焼却処理量	平成 21 年度 (2009 年度) 以降はおおむね横ばいであるものの、各年によって多少の増減があるため、平成 21 年度 (2009 年度) から令和 4 年度 (2022 年度) の平均値を採用

②推計結果

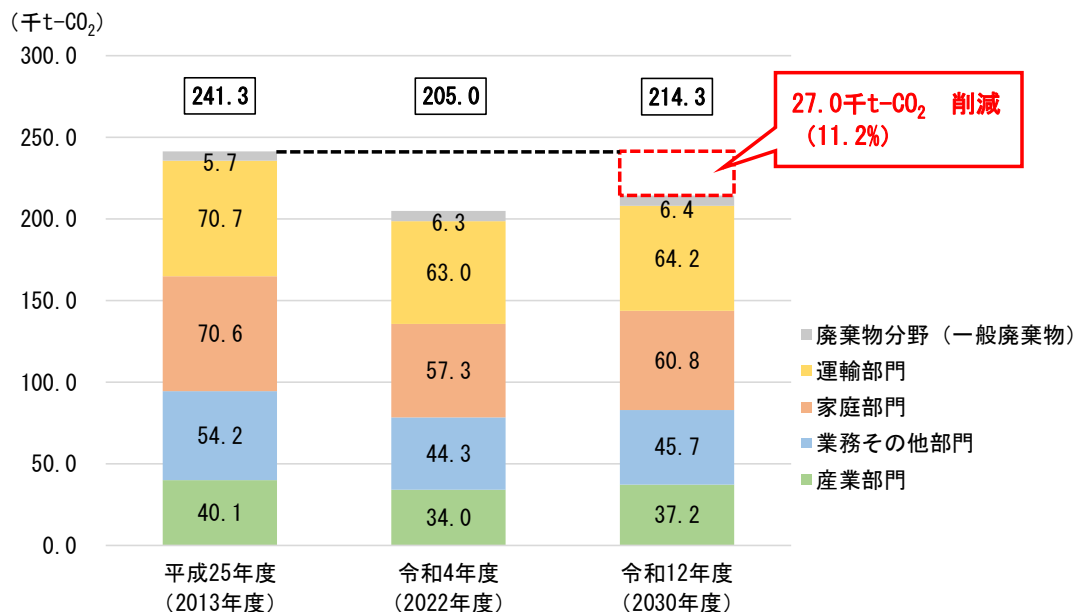
推計の結果、今後追加的な対策を行わず現状維持のまま推移した場合、令和 12 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量は 214.3 千 t-CO₂、平成 25 年度（2013 年度）比で 11.2%の削減になると推計されました。

しかし、活動量の製造品出荷額や世帯数、自動車保有台数（旅客）などが近年増加傾向であるため、令和 4 年度（2022 年度）からは増加すると推計されました。

■BAU ケースの二酸化炭素排出量推計結果

部門・分野	基準年度	現状年度	目標年度
	平成 25 年度 (2013 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
産業部門	40.1	34.0	37.2
製造業	37.7	28.8	32.2
建設業・鉱業	2.2	1.7	1.6
農林水産業	0.2	3.5	3.5
業務その他部門	54.2	44.3	45.7
家庭部門	70.6	57.3	60.8
運輸部門	70.7	63.0	64.2
自動車	66.7	59.9	61.2
旅客	44.7	38.3	40.3
貨物	22.0	21.6	20.8
鉄道	4.0	3.1	3.1
廃棄物分野（一般廃棄物）	5.7	6.3	6.4
合 計	241.3	205.0	214.3
平成 25 年度比 排出量	—	-36.3	-27.0
	—	-15.0%	-11.2%

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある



■BAU ケースの二酸化炭素排出量推計結果

(2) 対策ケース

国の施策等によって省エネルギー行動や省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入をはじめとした地球温暖化対策が進んだ場合（対策ケース）の二酸化炭素排出量について推計しました。

①推計方法

対策ケースの推計は、「未対策ケース」、「国省エネ施策反映ケース」、「AIM モデルケース」の3ケースに分けて算定を行いました。

■各ケースの概要

ケース	概要
未対策ケース	国の省エネ対策による二酸化炭素排出量の削減効果を考慮せず、市の施策として省エネを実施するケース
国省エネ施策反映ケース	国の第6次エネルギー基本計画や地球温暖化対策実行計画による省エネ対策とその対策量を参考に、白岡市の省エネ効果量を算定したケース
AIM モデルケース	AIM（アジア太平洋統合評価モデル：Asia-Pacific Integrated Model）で想定されるエネルギー消費量を参考に、白岡市のエネルギー消費量を推計したケース

【AIM（アジア太平洋統合評価モデル：Asia-Pacific Integrated Model）】

AIM（アジア太平洋統合評価モデル：Asia-Pacific Integrated Model）は、気候変動とその影響、さらにそれに対する政策対応を評価するための統合評価モデルです。このモデルは、特にアジア太平洋地域を対象としており、環境、経済、エネルギー、土地利用などの多様な分野を統合的に分析することを目的としています。

【AIM の利用例】

気候政策の評価：各国の温室効果ガス削減政策の効果を評価し、より効果的な政策立案を支援します。

エネルギー計画：再生可能エネルギーの導入シナリオを分析し、エネルギー政策の方向性を示します。

土地利用の評価：森林保護や農業政策が環境に与える影響を評価します。

AIM は、気候変動対策の科学的基盤を提供する重要なツールの一つであり、研究機関や政府機関、国際機関などで広く利用されています。

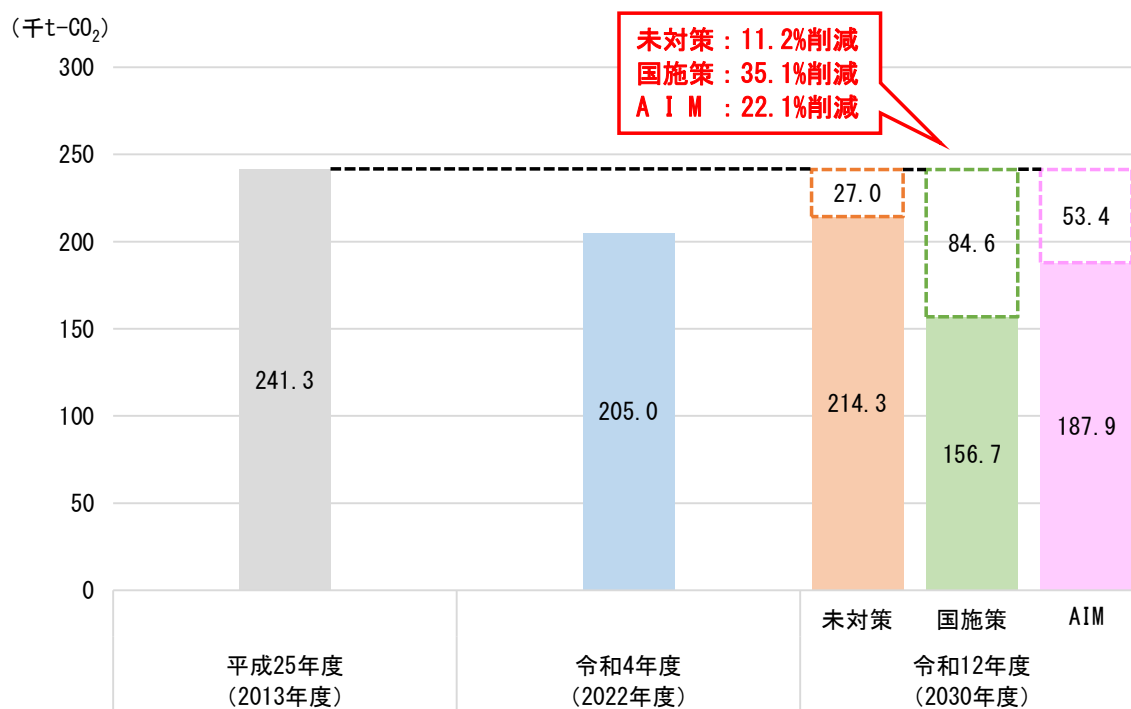
②推計結果

推計の結果、令和 12 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量は、国省エネ施策反映ケースでは 156.7 千 t-CO₂（省エネ効果量：57.6 千 t-CO₂）、平成 25 年度（2013 年度）比で 35.1%の削減、AIM モデルケースでは 187.9 千 t-CO₂（省エネ効果量：26.4 千 t-CO₂）、平成 25 年度（2013 年度）比で 22.1%の削減になると推計されました。

■対策ケースの二酸化炭素排出量推計結果

(千 t-CO₂)

部門・分野		基準年度	現状年度	目標年度	
		平成 25 年度 (2013 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	
未対策	二酸化炭素排出量	241.3	205.0	214.3	-11.2% (H25 比)
	省エネ効果量	—	—	—	
国施策	二酸化炭素排出量	241.3	205.0	156.7	-35.1% (H25 比)
	省エネ効果量	—	—	57.6	
AIM	二酸化炭素排出量	241.3	205.0	187.9	-22.1% (H25 比)
	省エネ効果量	—	—	26.4	



■対策ケースの二酸化炭素排出量推計結果

5. 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 二酸化炭素排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計の結果を踏まえ、本計画の目標年度である令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量の削減目標は、国の削減目標と同じ「平成25年度（2013年度）比で46%削減」とします。

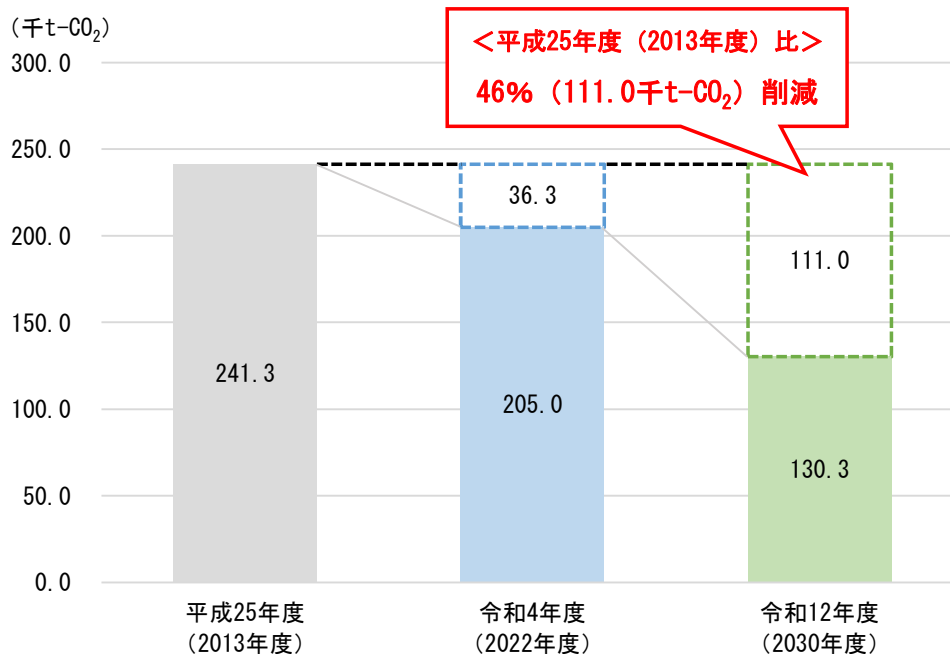
【削減目標】

令和12年度（2030年度）における白岡市からの二酸化炭素の排出量を
平成25年度（2013年度）比で **46%削減**

■二酸化炭素排出量の削減目標

(千t-CO₂)

目標	基準年度	現状年度	目標年度
	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)
二酸化炭素 排出量目標	241.3	205.0	130.3
二酸化炭素 削減目標	—	—	-46%



■二酸化炭素排出量の削減目標

（２）白岡市による追加対策

①目標達成に必要な追加対策量

各対策ケースの現況推計及び将来推計の結果を基に、目標達成に必要な追加対策量（国の施策等による削減量（省エネ効果量）では足りず、白岡市の追加対策による削減が必要な量）を算定しました。

削減目標を達成するためには、令和 12 年度（2030 年度）における白岡市からの二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）から 46%（111.0 千 t-CO₂）削減しないとはいけませんが、現状趨勢の影響による削減量は 11.2%（27.0 千 t-CO₂）にとどまります。

各対策ケースにおける省エネ効果量を反映した場合でも削減目標を達成することはできないため、白岡市による追加の対策が必要となります。目標達成に必要な追加対策量は、未対策ケースで 84.0 千 t-CO₂、国省エネ施策反映ケースで 26.4 千 t-CO₂、AIM モデルケースで 57.6 千 t-CO₂ です。

本計画では、近年の社会情勢や各ケースの目標としての妥当性等を踏まえ、「国省エネ施策反映ケース」を脱炭素シナリオとして設定します。

■各対策ケースの二酸化炭素排出量と目標達成に必要な追加対策量

（千 t-CO₂）

項目		基準年度	目標年度		
		平成 25 年度 (2013 年度)	令和 12 年度（2030 年度）		
			未対策	国施策	AIM
二酸化炭素 排出量	BAU 推計	241.3	214.3	214.3	214.3
	排出量目標	—	130.3	130.3	130.3
省エネ効果量		—	—	57.6	26.4
二酸化炭素排出量 （省エネ効果反映）		—	214.3	156.7	187.9
目標達成に必要な 追加対策量		—	84.0	26.4	57.6

②再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

白岡市による追加対策の主なものとしては、「再生可能エネルギーの導入」があります。

「REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）」によると、電力利用時のポテンシャルについては、太陽光発電における建物系（建物の屋根や壁に太陽光パネルを設置）の発電ポテンシャルが770.6TJ/年、土地系（専用の土地に太陽光パネルを設置）の発電ポテンシャルが226.6TJ/年となっています。

熱利用時のポテンシャルについては、太陽熱が360.8TJ/年であり、地中熱が1,984.4TJ/年となっています。熱利用によるポテンシャルの値が非常に高くなっていますが、地中熱（クローズドループ）については、現状の技術では熱効率が低く、設備が非常に高価で用途も限定されてしまうといった課題があるため、2030年度の目標達成に向けては太陽光発電設備の導入を推進します。

■再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	小区分 1	小区分 2	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	官公庁		9.4	TJ/年
		病院		3.8	TJ/年
		学校		14.4	TJ/年
		戸建て住宅等		404.2	TJ/年
		集合住宅		8.6	TJ/年
		工場・倉庫		38.5	TJ/年
		その他建物		290.9	TJ/年
		鉄道駅		0.8	TJ/年
		合計		770.6	TJ/年
	土地系	最終処分場	一般廃棄物	0.0	TJ/年
		耕地	田	47.2	TJ/年
			畑	74.4	TJ/年
		荒廃農地	再生利用可能（営農型）	31.1	TJ/年
			再生利用困難	74.0	TJ/年
		ため池		0.0	TJ/年
		合計		226.6	TJ/年
風力	陸上風力			0.0	TJ/年
中小水力	河川部			0.0	TJ/年
	農業用水路			0.0	TJ/年
地熱	蒸気フラッシュ			0.0	TJ/年
	バイナリー			0.0	TJ/年
	低温バイナリー			1.7	TJ/年
再生可能エネルギー（電力）合計				999.0	TJ/年
太陽熱	太陽熱			360.8	TJ/年
地中熱	地中熱（クローズドループ）			1,984.4	TJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計				2,246.7	TJ/年
木質バイオマス資源利用				0.0	TJ/年

出典：REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）（環境省）より作成

③再生可能エネルギーの導入目標

国省エネ施策反映ケースにおける削減目標達成に必要な追加対策量の 26.4 千 t-CO₂ を再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入によって賄う場合、電力量に換算すると 212.6TJ（59,060MWh）となります。これは白岡市が持つ太陽光発電のポテンシャル（997TJ）の 21%に相当します。

太陽光発電には大きく「建物系」と「土地系」があり、ポテンシャルや設置の容易性、電源としての有効性等を考慮し、「土地系その他」を除いた 3 つの再エネ種を対象に、削減目標の達成に向けた太陽光発電の導入目標量と導入目安を設定しました。

ただし、それぞれ利点や制約等があるため、実際の導入に当たっては設置場所や目的に応じて適切な選択が求められます。

■太陽光発電の導入目標量と二酸化炭素削減量

再エネ種			単位	ポテンシャル	導入目標量	二酸化炭素削減量
再エネ電力			TJ	997	213	26.4 千 t-CO ₂
			MWh	277,013	59,060	
太陽光発電	建物系	戸建て住宅	TJ	404	110	13.7 千 t-CO ₂
			MWh	112,283	30,587	
		その他施設	TJ	366	101	12.5 千 t-CO ₂
			MWh	101,774	27,959	
	土地系	営農型	TJ	153	2	0.2 千 t-CO ₂
			MWh	42,396	514	
		その他	TJ	74	—	—
			MWh	20,560	—	

※その他施設の対象範囲 [官公庁、病院、学校、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅]

※営農型の対象範囲 [耕地（田・畑）、荒廃農地（再生利用可能）]

※その他の対象範囲 [最終処分場（一般廃棄物）、荒廃農地（再生利用困難）、ため池]

■太陽光発電設備の導入目安

再エネ種			導入目安
太陽光発電	建物系	戸建て住宅	1 軒当たり 5kW 程度の出力設備を新規に 4,500 軒程度導入
		その他施設	1m ² 当たり 110W 程度の出力設備を新規に 190,000m ² 程度導入
	土地系	営農型	30kW 程度の出力設備を新規に 13 件導入
		その他	導入目安なし

6. 温室効果ガスの削減に向けた取組

(1) 脱炭素ビジョン

本計画の目標年度は令和12年度（2030年度）ですが、令和32年（2050年）のゼロカーボンを達成するためには、全ての市・市民・事業者が目指すべき姿やビジョンを共有し、取組を進めていくことが求められます。

後述する温室効果ガスの削減に向けた取組を確実に実施していくため、市・市民・事業者が一体となって取組を進めていくための共通指針となる脱炭素ビジョンのイメージ図を以下に示します。



※この図は脱炭素ビジョンを表現したイメージ図です。

■令和32年（2050年）のゼロカーボン達成に向けた脱炭素ビジョンのイメージ図

（２）地域脱炭素の方針

①地域脱炭素と地方創生

令和 7 年（2025 年）2 月に国の新たな地球温暖化対策実行計画が閣議決定され、2050 年 ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこととしています。

改定された地球温暖化対策計画には、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策として、主にエネルギー転換、産業・業務・運輸等、地域・くらし、横断的取組等が位置付けられており、フォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図ることとしています。

地方公共団体においては、地域の自然的・社会的条件に応じて取組を進める必要があり、そのためには住民や事業者と協力しながら公共施設の管理やまちづくりを進め、再生可能エネルギーを最大限に利用し、省エネルギーを徹底することが大切です。

また、取組の推進に当たっては、第六次環境基本計画で改めて示された「地域循環共生圏」の考え方に基づき、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を行うことで、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待されます。

地域のポテンシャルに応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯めて、賢く使うことは、エネルギーの価格高騰や供給不足に強い地域になるとともに、未利用の資源を活用することで、産業の発展や地域経済の改善、公共交通の維持等の様々な地域課題を解決することができ、地方創生においてとても重要な要素となります。

②白岡市の地域課題

白岡市は平成 24 年（2012 年）10 月に、人口が市制要件の一つである5万人を超えたことから単独で市制施行し、その後も圏央道の白岡菖蒲インターチェンジの開設や県内全線開通、子育て支援の充実、土地区画整理事業の推進等、国等との連携を図りながら産業基盤や市民生活の向上に取り組んできた結果、本市の人口は着実に増加してきました。

一方で、少子高齢化やそれに伴う農業の後継者不足、気候変動の影響による水害等、未だ本市には多くの地域課題が残されています。

そこで、本市の地域課題を整理するとともに、地域課題を解決するための対応策・基本方針を以下に示します。

■地域課題と対応策・基本方針

地域課題	課題概要	対応策（案）	基本方針
健康 医療 福祉	・ 少子高齢化や世帯規模の縮小、高齢者のみの世帯増加に対する福祉支援の強化	・ 高齢者の健康寿命延伸や社会参加を促すため、IoT 等を活用した健康・医療・福祉の仕組みを構築	各部門の脱炭素への取組強化（家庭）
自然環境 生活安全	・ 水害、首都直下型地震等の災害に対する備え強化 ・ 市民への環境配慮行動の周知・促進	・ 再エネ設備・蓄電池の導入、マイクログリッドの構築等による、災害時のエネルギー確保の仕組みを構築	再エネ・資源の 最大限活用 各部門の脱炭素への 取組強化 エネルギーの地産地消
子育て 教育 文化	・ 子育て世代の転入による保育所の充実化 ・ 教育施設の老朽化等の対策 ・ 児童への環境に対する教育の場の創出	・ 保育所施設の省エネ改修による老朽化対策の実施 ・ 児童への環境教育の実施	各部門の脱炭素への 取組強化（業務） 市民の意識改革
産業 雇用	・ 農業の担い手の確保や遊休農地の解消 ・ 市内への企業誘致や雇用促進による昼夜間人口比率の改善 ・ 駅周辺の商業集積とにぎわいの創出	・ 主要な農産物（特産品）の活用、付加価値創出 ・ 工業団地への脱炭素化に関する支援強化と企業誘致（脱炭素型工業団地の創出） ・ 脱炭素製品による付加価値の創出	再エネ・資源の 最大限活用 各部門の脱炭素への 取組強化（産業）
都市基盤 住環境 公共交通	・ 日常生活の移動手段確保 ・ AI、IoT、5G、再生エネを活用したコンパクトで持続可能なまちづくり ・ 既存施設老朽化等への対策	・ 公共交通機関の整備拡充 ・ 次世代自動車の積極的導入 ・ 再エネ導入による持続可能なまちづくり ・ 既存施設の省エネ改修等による老朽化対策と脱炭素化	再エネ・資源の 最大限活用 各部門の脱炭素への 取組強化 （業務・家庭・運輸）
協働 人権	・ 多様化・複雑化するニーズ対応のため、企業・自治体の連携強化	・ 市内事業者との連携強化 ・ 市民への環境教育や脱炭素に関する情報提供による意識啓発	市民の意識改革
行財政 運営	・ コストの低減、環境に配慮した取組	・ 業務の効率化・省資源化 ・ 市内で創出した再エネを売電し地域へ還元	各部門の脱炭素への 取組強化（業務） エネルギーの地産地消

(3) 温室効果ガスの削減に向けた取組

本市の地域課題を解決するための基本方針ごとの具体的な取組を以下に示します。

なお、各施策は検討中の施策なども含んでおり、現時点では全ての取組を達成できるとは限らない状況ですが、温室効果ガスの削減に向けて取組を推進していきます。

方針 1

再生可能エネルギー・資源の最大限利活用

施策 1：太陽光発電導入促進

施策の内容

本市では現在、再生可能エネルギーとして太陽光発電の導入が進められている一方で、脱炭素化の実現には更なる再エネの導入を推進していく必要があります。

本市の再エネ電力ポテンシャルのうち 99.8%（建物系：77.1%、土地系：22.7%）を太陽光発電が占めています。また、本市では人口増加によって世帯数・住宅が増加傾向にあります。新設の建物が増えることにより、太陽光発電の導入が相乗的に促進される可能性があるため、住宅・工場施設等の屋根や所有地への太陽光発電導入を促進していくことが、ゼロカーボン実現に向けて重要となります。

- 屋根置き等のオンサイト太陽光発電の導入促進（PPA モデルの活用）
- 荒廃地や遊休地等へのオフサイト太陽光発電の導入促進（PPA モデルの活用）
- 太陽光発電導入に向けた行政支援（設備導入への補助金・新技術情報の提供等）

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・ 公共施設への太陽光発電導入
- ・ 住宅太陽光発電導入に関する支援（補助制度）

【市民の取組】

- ・ 住宅屋根や所有している土地に太陽光発電を導入

【事業者の取組】

- ・ 事業所の屋根や所有地を利用した太陽光発電の導入
- ・ 大規模太陽光発電の導入施設や発電事業の運営検討

施策 2：営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）導入促進

施策の内容

本市の再エネ電力ポテンシャルを最大限に活用し、地域の農業活性化を行っていくためには、未利用地や耕作放棄地、農地等を活用した営農型太陽光発電やスマート農業等の積極的導入が必要です。営農型太陽光発電は、太陽光を農業生産と発電の両方で共有する仕組みであり、作物の販売収入に加え農地の上部に設置した太陽光発電によって生み出された電力を、売電もしくは自家消費することにより、農業従事者の収入拡大による農業経営の更なる規模拡大が期待できます。

本市では、特産品として水稻（白岡そだち）、梨（白岡美人）、トマト（白岡の太陽）があるほか、観光農園としてビニールハウスを使用したいちご狩り体験等が行われています。これらの特産品の付加価値創出（脱炭素農作物）や農業施設内で使用する電力を再エネで賄うといった、市内農業活性化を行っていくためにも、営農型太陽光発電の導入を検討していくことが重要です。

- 農地を活用した営農型太陽光発電の導入促進

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・ 営農型太陽光発電導入に関する支援

【市民の取組】

- ・ 市内の営農型太陽光発電による電力を、地域エネルギー会社等を介して利用

【事業者の取組】

- ・ 自農地の農地転用の可能性検討
- ・ 市内の農地に営農型太陽光発電の導入

施策 3：バイオマス資源（農業廃棄物等）利活用促進

施策の内容

本市の土地利用の特徴として、田畑等の農業用地が広く分布しています。本市の特産品である稲作や梨栽培では、もみ殻や剪定枝といった農業廃棄物が発生し、これらの農業廃棄物を処理する際に二酸化炭素が発生しています。そのため、令和 32 年（2050 年）のゼロカーボン達成に向けては農業廃棄物の活用方法を検討する必要があります。

近年、農業廃棄物の活用方法として、バイオ炭を活用した脱炭素への取組が注目されています。バイオ炭とは、木や農業廃棄物（もみ殻等）、食品廃棄物等の生物由来の原料を適切な温度で炭化したものを指し、バイオ炭を農地等に施用することにより、微生物のバイオマス資源分解による二酸化炭素排出量を抑制することができるほか、土壌改良の効果を期待できます。

- 農業廃棄物（もみ殻、剪定枝）の活用による、バイオ炭の農地施用の検討

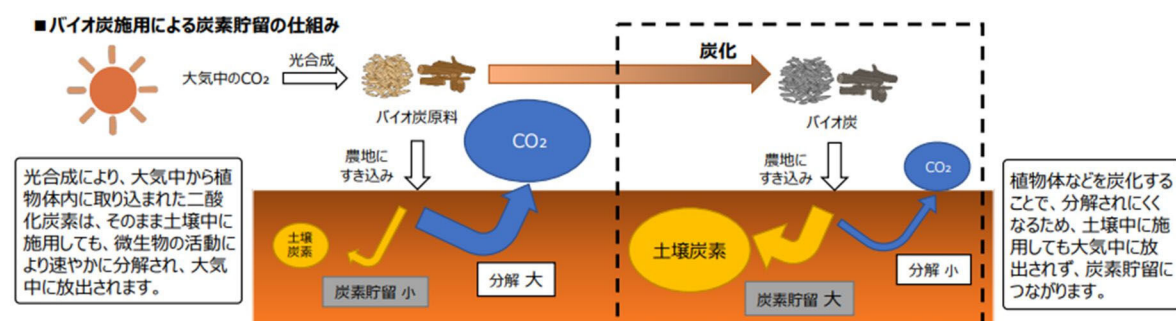
施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・ 市民や事業者に対するバイオマス資源の有効活用に関する情報提供

【市民・事業者の取組】

- ・ 廃棄物の適切な分別により、バイオマス資源循環を促進する
- ・ 農業廃棄物（もみ殻や剪定枝等）をバイオ炭の農地施用、堆肥化、薪として熱資源等へ活用する



出典：バイオ炭をめぐる事情（農林水産省、令和 7 年 4 月）

■ バイオ炭の農地施用による炭素貯留の仕組み

施策 4：地域エネルギー会社の活用

施策の内容

本市は、市民や事業者等が増加傾向であり、地域エネルギー会社を活用することで、エネルギーの地産地消につながることを期待されます。

再エネ電力を購入する方法としては、一般的な電力会社が販売する再エネ電力を購入する方法と、地域エネルギー会社を活用する方法が考えられますが、市内の再エネ電力を、市内で購入・販売する地域エネルギー会社が活用されることにより、再エネの域内普及だけでなく、雇用創出や資金の域内循環、地域の防災力強化等様々な波及効果を期待できます。

- 地域エネルギー会社の事業性検討
- 金融機関や民間企業等の関係者との検討と協議

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・エネルギーの地産地消や再エネ電力利用に関する普及啓発

【市民・事業者の取組】

- ・地域エネルギー会社の取組への参画と意見発信

【地域エネルギー会社とは】

地域エネルギー会社とは、特定の地域に根差した小売り電気事業者のことで、地域にある再生可能エネルギーで発電した電力を地域内の公共施設や家庭、事業者などに供給することを目的としています。

広範囲にわたる地域に電力を供給する従来の大手電力会社とは異なり、地域で作ったエネルギーをその地域で使う「エネルギーの地産地消」の考え方がもとになっています。



■地域エネルギー会社の仕組み

施策 5：産業部門の脱炭素化

施策の内容

産業部門における令和 4 年度（2022 年度）の二酸化炭素排出量は 34.0 千 t-CO₂ であり、市全体の約 17%を占めています。

本市の西部には工業団地があり、多くの事業所が立地しています。篠津地域では、民間企業が連携し次世代型施設園芸団地（イチゴノオカプロジェクト）の整備を推進しています。

市内の産業振興と脱炭素の取組を強化していくためには、事業者の再エネ導入や省エネ対策といった脱炭素の取組が必要不可欠となるため、市としても脱炭素に関する情報提供や意見交換の場の創出、支援制度の拡充等の取組を行っていくことが重要です。

- 製造業・建設業・鉱業の省エネ対策強化・再エネ最大限導入（ZEF 化の取組）
- 工場・農業の電力・熱を再エネで賄うため、市内の再生可能エネルギーを地産地消する仕組みを構築
- 農業分野での脱炭素に関する取組と収益性強化
- 脱炭素による製品の高付加価値化

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・事業者への脱炭素に関する情報（補助金や再エネ設備等）の提供
- ・行政や事業者間での情報交換の場の創出

【事業者の取組】

- ・再エネ電気：自家消費型の太陽光発電の積極的な導入、再エネ電力の購入、蓄電池導入によるエネルギーの効率的運用
- ・再エネ熱：脱炭素エネルギーの利用（CNLNG、水素・アンモニア利用、合成燃料等の次世代燃料）、熱利用設備の電化
- ・高効率機器導入、EMS を使ったエネルギー消費量の見える化、コージェネレーション（熱電併給）システムの導入、省エネ診断を活用した省エネ対策の徹底等
- ・省エネ性能の高い建機・設備・機器の利用、資材の活用
- ・カーボンプレジットの積極的活用
- ・農業分野でのバイオ炭の農地施用、営農型太陽光発電導入等の収益強化の取組促進
- ・経済産業省の「省エネお助け隊」や埼玉県の「省エネナビゲーター事業」を活用した省エネ対策の推進

施策 6：業務部門の脱炭素化

施策の内容

業務部門における令和 4 年度（2022 年度）の二酸化炭素排出量は 44.3 千 t-CO₂ であり、市全体の約 22%を占めています。

業務部門における主な脱炭素の取組として、事業所等の施設で使用する電力や給湯・冷暖房の再エネ化や省エネ対策による取組が必要です。

また、国が計画する省エネ対策等についても確実に実行していくことが重要であり、業務部門においては公共施設が対象となるため、脱炭素の取組を先導的に進めていくためにも率先的に取組を行う必要があります。

- 省エネ対策の強化・再エネの最大限導入による ZEB 化の促進
- 防災力の強化（公共施設等への再エネ導入による、災害時の電力確保）

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・ 事業者への脱炭素に関する情報（補助金や再エネ設備等）の提供
- ・ 公共施設への自家消費型太陽光発電導入、LED 照明や高効率な給湯器の導入促進
- ・ 節電やクールビズ等の省エネ対策の徹底
- ・ 災害時の電力確保やエネルギーの効率的運用のための蓄電池導入

【事業者の取組】

- ・ 自家消費型の太陽光発電導入、高効率な照明や給湯器の導入
- ・ BEMS を用いたエネルギー消費量の見える化とエネルギー利用の効率化
- ・ 省エネ性能の高い設備・機器や省エネ診断の利用による施設の ZEB 化の促進
- ・ 電力会社から購入する電力を再エネ電力（RE100）に切り替え

施策 7：家庭部門の脱炭素化

施策の内容

家庭部門における令和 4 年度（2022 年度）の二酸化炭素排出量は 57.3 千 t-CO₂ であり、市全体の約 28%を占めています。

本市は、都市近郊の市ということもあり、近年市内の人口が増加し、世帯数も併せて増加しています。本市では昼夜間人口比率が 79.9%（2020 年：埼玉県総務部統計課より）となっており、全国と比べても低くなっており、昼間と比較して夜間の電力・熱の使用量が多くなることが推測されます。

温室効果ガスの削減のため、新規住宅については ZEH を推奨するとともに、既存住宅においても、高効率な空調や給湯器の導入、節電・節水等による省エネ、住宅屋根等への太陽光発電の導入、RE100 電源の購入、断熱性能の向上といった脱炭素の取組による ZEH 化を目指すことが重要です。

また、太陽光発電が行えない夜間に住宅で使用する電力を再エネで賄うため、蓄電池の導入や次世代自動車を蓄電池の役割として活用する（V2H）ことで、夜間の使用電力再エネ化も推進していく必要があります。

- 省エネ対策の強化・再エネの最大限導入（ZEH 化の取組）
- 市民の行動変容

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・省エネ対策や再エネ導入に関する情報発信（普及啓発）
- ・市内のデコ活※の取組強化
- ・住宅の断熱性能向上の推進

※白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金、重点対策加速化事業の推進、ウォーターサーバー設置、EV 導入補助、うちエコ診断 WEB サービス活用促進

【市民の取組】

- ・自家消費型の太陽光発電の積極的な導入、家庭用蓄電池・V2H の導入
- ・照明の LED 化や省エネ家電への更新等による省エネ対策の取組強化
- ・住宅の断熱性能向上
- ・HEMS の導入によるエネルギー消費の見える化、エネルギーの効率的利用
- ・電力会社から購入する電力を再エネ電力（RE100）に切り替え
- ・こまめな節電、節水、ごみの分別の徹底

施策 8：運輸部門の脱炭素化

施策の内容

運輸部門における令和 4 年度（2022 年度）の二酸化炭素排出量は 63.0 千 t-CO₂ であり、市全体の約 31% を占めており、最も二酸化炭素排出量が多い部門となっています。

本市の自動車保有台数は増加傾向にあり、今後も増加していくことが予測されます。また、本市は公共交通機関による利便性も高く、多くの市民が公共交通を利用しているため、今後、高齢化が進んだ際に、公共交通の需要は更に増加していくことが想定されます。

そのため、脱炭素の取組と交通利便性の確保に当たり、公共交通機関やのりあい交通の拡充や、それに伴い次世代自動車への転換を行っていくとともに、近隣施設への移動を目的としたサービス（グリーンスローモビリティ等）の活用も検討していくことでさらに交通利便性を向上することができます。

また、本市の工業団地には多数の工場が立地しており、高速道路からのアクセスも良いため大型物流倉庫が多数立地しています。一方で、近年の運輸業界ではトラック運転手の不足や、働き方改革関連法の改正により、ドライバーの労働時間に上限が課されるといった課題があります。

そのため、物流分野の脱炭素の取組と物流業界の効率化を行うに当たり、事業者においてはモーダルシフトやドローン等の次世代技術を積極的に取り入れていくことが重要です。

運輸部門の脱炭素化の取組に当たっては、自動車の EV・FCV 化等の次世代自動車への転換が必要であるが、早急に次世代自動車へ転換することが難しいことも考慮し、公共交通機関・自転車等の利用、貨物自動車の効率的な運用、エコドライブの推進等の対策を行っていくことが重要です。

- エコドライブの実施
- 次世代自動車への転換促進・充電インフラの整備拡充
- 自動車、公共交通機関、自転車等の効率的な運用の実施促進
- 地域公共交通サービス「のりあい交通」の取組強化と次世代自動車化
- コンパクトシティを見据えたグリーンスローモビリティ等の次世代交通システムの活用
- 物流の効率化（モーダルシフト）や次世代物流（ドローン物流等）の利活用

【市の取組】

- ・ 市民や事業者への自動車利用の脱炭素に関する情報提供
- ・ 公用車のEV、FCV 化
- ・ 次世代自動車の充電インフラの整備
- ・ 次世代自動車導入、充電設備整備に関する補助金制度の維持、拡充
- ・ のりあい交通の活用促進に係る市民への周知

【市民の取組】

- ・ EV、FCV 等の次世代自動車への転換
- ・ エコドライブの実施、カーシェアリング・公共交通機関・自転車の利用促進
- ・ 宅配便を利用した再配達を減らす

【事業者の取組】

- ・ EV、FCV 等の次世代自動車への転換
- ・ 貨物自動車の輸送効率化、モーダルシフトの活用、低炭素型コンテナ等の導入
- ・ ドローン物流等の次世代物流システムの導入検討
- ・ 低炭素な輸配送システムの構築、物流シェアリングの運用
- ・ 次世代自動車の充電インフラの整備
- ・ グリーンスローモビリティの導入検討

広島県福山市（タクシー事業）

運行主体: アサヒタクシー(株)
 運行地域: 鞆地区
 利用料金: 初乗り630円(通常タクシーと同等)
 車両: ゴルフカート
 事業開始: 2019年4月



大分県姫島村（レンタカー事業）

事業主体: 姫島エコツーリズム推進協議会
 利用地域: 姫島
 利用料金: 1時間 2,500円
 (4人乗り)
 車両: ゴルフカート
 事業開始: 2018年7月



東京都豊島区（バス事業）

運行主体: WILLER EXPRESS(株)
 ※豊島区より委託
 運行地域: 池袋駅周辺
 運賃: 一回券(大人) 200円
 車両: eCOM-10
 運行体系: 路線定期運行
 運行開始: 2019年11月27日



東京都町田市（自家用有償旅客運送）

運行主体: 社会福祉法人悠々会
 運行地域: 鶴川2・5・6丁目団地と
 鶴川団地センター名店街との間
 利用対象: 団地に居住する高齢者
 (登録制)
 登録料: 年間 500 円
 車両: ゴルフカート
 運行開始: 2019年12月3日



6

出典：グリーンスローモビリティとは（国土交通省）

■グリーンスローモビリティの活用事例

施策 9：廃棄物分野の脱炭素化

施策の内容

本市には蓮田白岡衛生組合が運営する処理場（蓮田白岡環境センター）があり、廃棄物の処理による二酸化炭素排出量の削減を行う必要があります。

廃棄物分野における令和 4 年度(2022 年度)の二酸化炭素排出量は 6.3 千 t-CO₂ であり、市全体の約 3%を占めています。市全体に対する排出割合としては大きくはありませんが、循環型社会の実現や 2050 年のゼロカーボンを達成するためには取組を進めていく必要があります。

一般廃棄物焼却の際に排出される二酸化炭素を減らすためには、化石燃料由来のプラスチックごみや合成繊維の焼却量を減らす必要があるため、資源の有効活用やごみの減量化の取組が重要となります。

- 廃棄物の減量化
- 再利用可能な資源の再資源化（3R の徹底）
- 廃棄物発電の導入検討、浄化槽等の処理施設内の省エネ化

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・ 事務事業から排出されるプラスチックごみの削減と分別、リサイクルの徹底
- ・ 環境配慮型製品（バイオマスプラスチック等）の購入
- ・ 廃棄物削減やリサイクルに関する市民への普及啓発

【市民の取組】

- ・ 家庭から排出されるプラスチックごみの削減と分別、リサイクルの徹底
- ・ 環境配慮型製品（バイオマスプラスチック等）の購入
- ・ コンポストの利用による生ごみの堆肥化・減量化

【事業者の取組】

- ・ 事業所から排出されるプラスチックごみの削減と分別、リサイクルの徹底
- ・ 環境配慮型製品（バイオマスプラスチック等）の購入
- ・ 廃棄物処理による廃熱活用（周辺工場等への熱供給や廃棄物発電等）の検討
- ・ 過剰包装の低減

施策 10：脱炭素に関する普及啓発・行動変容

施策の内容

令和 12 年（2030 年）の二酸化炭素排出量削減目標の達成や、令和 32 年（2050 年）のゼロカーボン達成には、市民一人一人の意識改革と環境配慮に対する日々の取組を実現していくことが重要です。

市ではこれまで、環境基本計画の策定や環境学習会の開催、白岡市デコ活宣言等の取組を通して、市民への環境に対する意識啓発を行ってきました。

本市は子育て世代の転入が多く、それに伴い若い世帯が増加しているため、脱炭素に関する取組を推進していくに当たり、小中学生等の子どもへ環境教育を行っていくことも重要です。

そのため、今後もこれまで開催してきた活動を継続的に実施し、更なる環境教育の充実・市民の行動変容の促進を行っていきます。

- 節電・節水に関する取組の徹底
- 3R の取組・脱炭素型の製品やサービスの選択等二酸化炭素排出削減の取組促進
- 市民へ積極的に脱炭素に関する情報を提供・環境教育の拡充

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・市民や市内の子どもへ、出前講座等を通して環境教育を実施
- ・脱炭素に関する情報を市民や域内事業者へ提供
- ・テレワークの促進、残業時間の削減等の脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進
- ・ペーパーレス化や資源の分別等を通じた省資源化の取組

【市民の取組】

- ・環境教育や環境イベント等の普及啓発活動への積極的な参加
- ・環境配慮に関する情報収集
- ・環境配慮型の生活習慣（節電・節水・ごみの分別等）への転換

【事業者の取組】

- ・テレワークの促進、残業時間の削減等の脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進
- ・ペーパーレス化や資源の分別等を通じた省資源化の取組

施策 11：重点対策加速化事業

施策の内容

本市では、脱炭素に関する取組の 1 つとして、令和 12 年（2030 年）までに目指す地域脱炭素の姿を数値目標で示した計画「都市近郊自治体における脱炭素化モデル推進事業」が、環境省の重点対策加速化事業（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）に選定されています。今後は計画の達成を目指し、更に取組を強化していくことが重要です。

- 屋根置き等自家消費型の太陽光発電導入促進
- 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

施策実現に向けた具体的な方針（各主体の取組）

【市の取組】

- ・ 公共施設等への太陽光発電設備、省エネ、高効率機器の導入促進
- ・ 職員への意識啓発、行動変容により節電・節水の徹底
- ・ 市内の住宅や事業所等への再エネ機器や省エネ設備の導入助成を推進

【市民・事業者の取組】

- ・ 住宅屋根に太陽光発電設備、省エネ、高効率家電（LED 照明等）の導入
- ・ 省資源化の取組を促進

進捗管理指標（環境基本計画の再掲）

項目	基 準	目 標
	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
白岡市事務事業の温室効果ガス排出量	3,417,552kg-CO ₂ (令和 2 年度実績)	2,201,000kg-CO ₂
住宅用太陽光発電システム設置助成での出力累計	83kW	850kW
住宅用創エネ・省エネ機器設置費用累計助成件数	50 件	700 件
公共施設への太陽光発電システム設置数	5か所	12 か所
市役所庁舎電気使用量	1,016,412kWh	904,606kWh
市民一人一日当たりのごみ排出量	784g/人・日	730g/人・日 (令和 14 年度目標)

※市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物処理基本計画における令和 12 年度の目標値をすでに達成しているため、令和 14 年度の予測値を目標とする。

第 7 章 白岡市気候変動適応計画

1. 気候変動への適応とは

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

「適応」とは、すでに起きている気候変動や将来的に予想される状況に対応することを目的としたアプローチであり、「緩和」を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、「適応」によって備え、被害を抑えることが重要になります。

平成30年（2018年）6月に日本における気候変動の影響に適応するための基本的な法律として「気候変動適応法」が制定されたことによって、気候変動への適応が法的に位置づけられ、国、地方公共団体、事業者、そして私たち国民一人ひとりが連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備されました。

また、同法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30年（2018年）11月27日には「気候変動適応計画」が閣議決定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、7つの基本戦略が示されるとともに、分野ごとの適応に関する取組が網羅的に示されています。

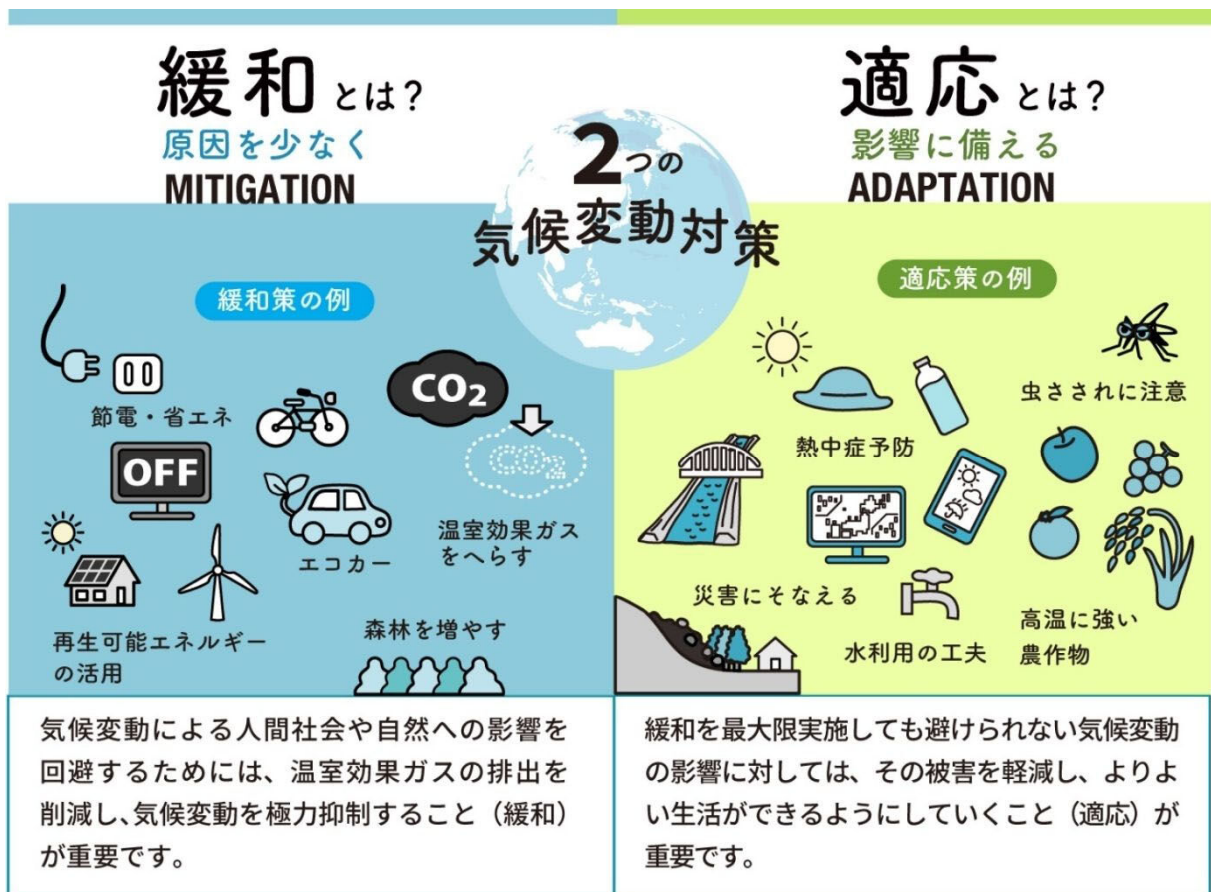
地方公共団体には、その地域の自然的・経済的・社会的な実情に応じた気候変動適応に関する施策の推進に努めるとともに、その地域の事業者等による気候変動適応を促進するため、地方公共団体が行う施策について周知を図ることが求められています。

本市においては、気候変動適応法第13条に基づき、令和6年（2024年）6月5日に埼玉県気候変動適応センターと共同して白岡市気候変動適応センターを設置しました。

白岡市気候変動適応センターとは、本市における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析を行う拠点であり、市内における気候変動適応に関する施策を推進する役割を担っています。

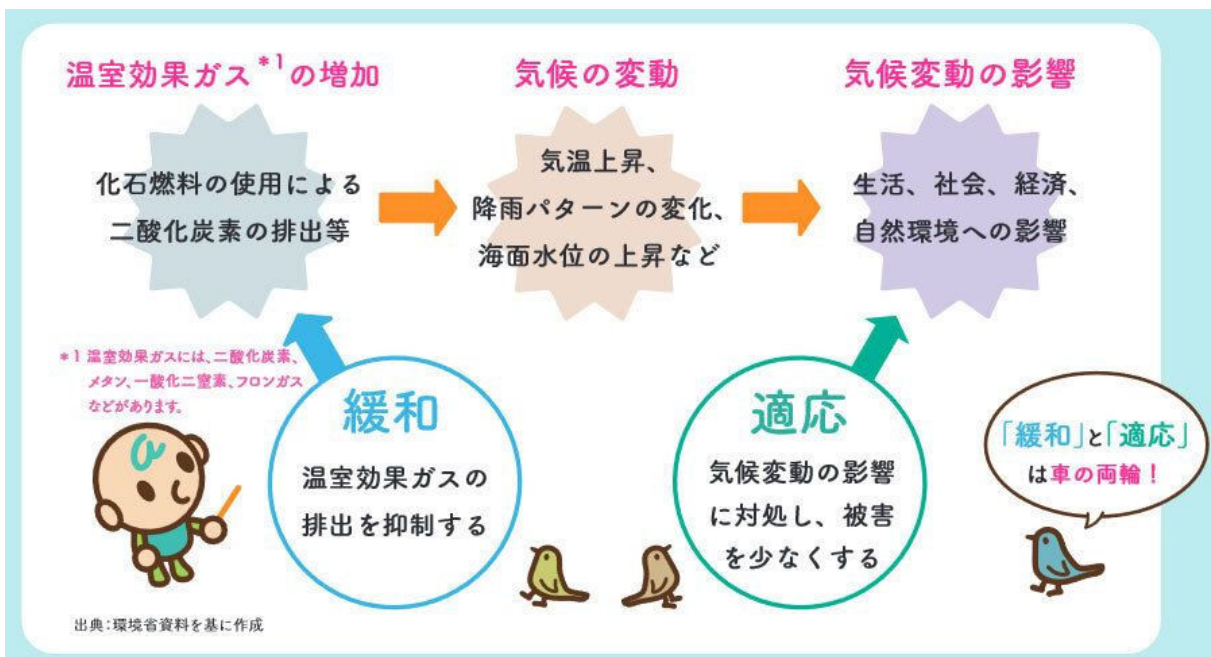
今後、市内における気候変動の適応をより一層推進するため、「白岡市気候変動適応計画」を策定し、地域の特性に応じた適応策を推進します。

なお、本計画では、適応策を講じていくに当たり、国の「気候変動影響評価報告書」を活用し、気候変動の影響の現状と将来予測される影響の整理・評価を行います。



出典：気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト

■地球温暖化への2つの対策（緩和・適応）



出典：気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト

■緩和と適応の関係

2. 気候変動の影響の評価

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加等、気候変動及びその影響が世界中で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとって重大な問題となっています。

環境省が公表している気候変動影響評価報告書では、気候変動が日本にどのような影響を与えるのかについて、科学的知見に基づき、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康、産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7分野を対象として、「重大性」、「緊急性」、「確信度」といった3つの観点から評価を行っています。

令和2年12月に公表された報告書によると、7分野71項目のうち、49項目（69%）が「特に重大な影響が認められる」、38項目（54%）が「緊急性が高い」と評価されており、多岐にわたる分野において、気候変動による影響が重大かつ緊急であることが示されました。

適応策は、地域の実情に応じてきめ細かに推進することが求められるため、国が実施する適応策とあわせて、地方公共団体やその区域の事業者等が各地域において実施する適応の取組が極めて重要となります。

本計画では、本市の地域特性を踏まえた気候変動への適応を推進するため、上記の7分野について、国の評価に基づき、本市における気候変動の影響を評価しました。



出典：「気候変動で私たちの生活はどう変わる？～気候変動影響評価報告書～」（環境省）

■気候変動の影響のイメージ

■気候変動の影響の評価（1/2）

分野	大項目	小項目		評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業・ 林業・ 水産業	農業	水稻	RCP2.6	○	○	○
			RCP8.5	○		
		野菜等		◇	○	△
		果樹	RCP2.6	○	○	○
			RCP8.5	○		
		麦、大豆、飼料作物等		○	△	△
		畜産		○	○	△
		病害虫・雑草等		○	○	○
		農業生産基盤		○	○	○
		食糧需給		◇	△	○
水環境・ 水資源	水環境	河川		◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	RCP2.6	○	○	○
			RCP8.5	○		
		水供給（地下水）		○	△	△
		水需要		◇	△	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	RCP2.6	◇	○	○
			RCP8.5	○		
		里地・里山生態系		◇	○	□
		人工林		○	○	△
		野生鳥獣の影響		○	○	□
		物質収支		○	△	△
	淡水生態系	湖沼		○	△	□
		河川		○	△	□
	その他	生物季節		◇	○	○
		分布・個体群の移動（在来種）		○	○	○
		分布・個体群の移動（外来種）		○	○	△
		生態系サービス		○	—	—
	生態系サービス	自然生態系と関連する レクリエーション機能等		○	△	□
自然災害・ 沿岸域		河川	洪水	○	○	○
			○			
	内水		○	○	○	
その他	強風等		○	○	△	

※凡例は以下の通り

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、—：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

※重大性におけるシナリオ別（RCP2.6、8.5）の評価については、一部可能な項目のみ行っています。

※RCP（代表濃度経路）とは、気候変動に関する将来のシナリオを示すもので、数値が高いほど温暖化の影響が大きいシナリオです。

■気候変動の影響の評価（2/2）

分野	大項目	小項目		評価		
				重大性	緊急性	確信度
健康	暑熱	死亡リスク等		○	○	○
		熱中症等		○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症		○	○	△
		その他の感染症		◇	□	□
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響		◇	△	△
		脆弱性が高い集団への影響		○	○	△
		その他の健康影響		○	○	△
産業・ 経済活動	製造業	製造業		◇	□	□
		食品製造業		○	△	△
	エネルギー	エネルギー需給		◇	□	△
	商業	商業		◇	□	□
		小売業		◇	△	△
	金融・保険		○	△	△	
	観光業	レジャー		◇	△	○
		自然資源を活用したレジャー等		○	△	○
	建設業		○	○	□	
医療		◇	△	□		
国民生活・ 都市生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等		○	○	○
	文化・歴史などを 感じる暮らし	生物季節、伝統行事・ 地場産業等	生物季節	◇	○	○
			地場産業	—	○	△
	その他	暑熱による生活への影響等		○	○	○

※凡例は以下の通り

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、—：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

※重大性におけるシナリオ別（RCP2.6、8.5）の評価については、一部可能な項目のみ行っています。

※RCP（代表濃度経路）とは、気候変動に関する将来のシナリオを示すもので、数値が高いほど温暖化の影響が大きいシナリオです。

3. 気候変動への適応策

気候変動の影響の現状と将来予測される影響の評価結果を基に、本市の地域特性を踏まえた気候変動への適応策を推進します。

なお、取組は「第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組」に示したものを基本とします。

市の取組

●農業

- 農地中間管理事業などを活用し、優良な農地の確保と農地の集積、遊休農地の活用を進めることで、生産性の高い農業を目指します。
- 各土地改良区や水利組合等と連携しながら、用排水路やかんがい用水門などの水路設備の適正な維持・管理と長寿命化に努めます。

●水環境・水資源

- 河川・水路の水質監視体制を強化し、汚濁源への改善を要請するとともに、維持・管理に努めます。
- 治水機能の向上に向けて、河川や用排水路、池沼の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる治水機能の向上を求めて国や県に働きかけます。
- 都市の健全な発展と公衆衛生の向上や公共水域の水質保全のため、「白岡市生活排水処理基本計画」に沿った下水道事業を進めます。
- 下水道管や雨水流出抑制施設等の適切な維持管理を行います。
- 市民の水環境に関する学習機会の充実を図るとともに、市民主体による河川美化活動や水環境愛護活動を支援します。

●自然生態系

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生き物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

●自然災害

- 水害防止への対応として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川改修、調節池等の整備を県に要望します。また、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により、総合的な治水対策の推進を図ります。
- 河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流水対策等を推進します。
- 避難場所・避難路となる公園・道路等の防災空間の確保、防災上有効な緑化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 市民、事業者への地震・洪水ハザードマップの周知徹底を図ります。
- 防災訓練や防災に係る出前講座などを通じて、市民の防災意識の向上を図ります。
- 地域の自主的な防災組織の育成を促進します。

市の取組

●健康

- 温暖化による気温上昇に伴い懸念される熱中症の予防に関する情報提供を行います。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念されるデング熱等の発生など、感染症リスクに関する情報提供を行います。

●市民生活・都市生活

- 温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発に努めます。
- 公共施設におけるエアコンの使用に当たっては、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。

市民の取組

●主な取組

- 家庭において、様々な知恵を活かしたクールビズやウォームビズを実践しましょう。
- 暑さ対策や熱中症対策として、外出する際は日傘を活用しましょう。
- 暑さ指数を確認できる熱中症モニターを携行しましょう。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけましょう。
- 地震・洪水ハザードマップを把握しましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 地域の防災活動に参加しましょう。
- 温暖化による気温上昇に伴い傷みやすくなる食品の衛生管理など、食中毒対策を図りましょう。

事業者の取組

●主な取組

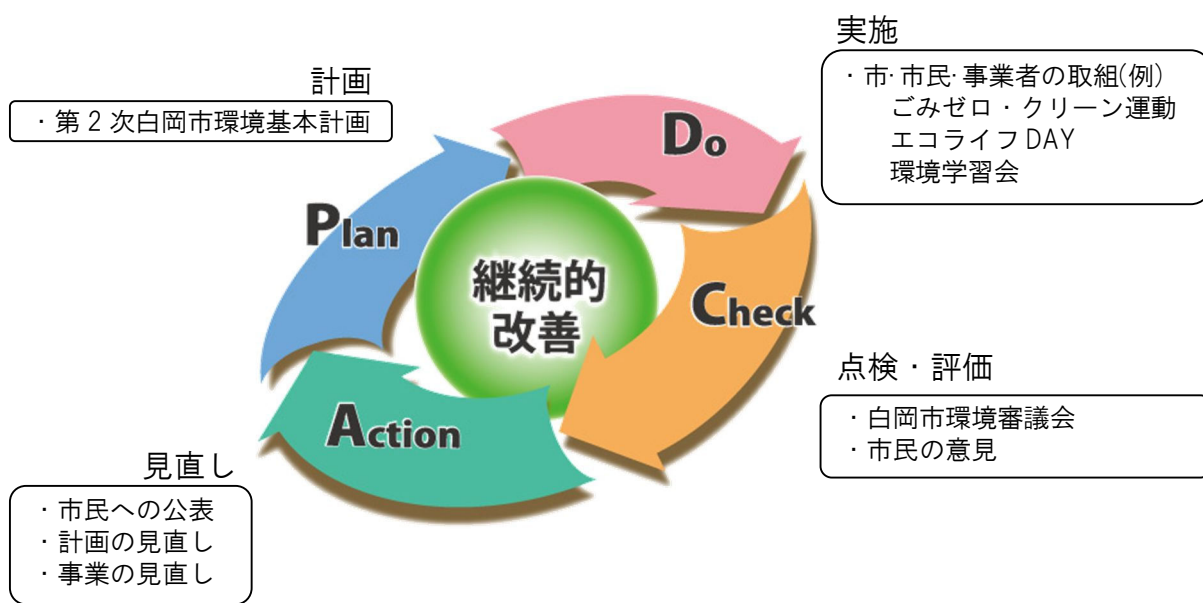
- 事業所における室温の管理を徹底し、クールビズやウォームビズに努めましょう。
- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討をしておきましょう。
- 事業活動における熱中症対策を徹底しましょう。

第8章 計画の推進方策

1. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、点検・評価、見直しまでの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）による環境マネジメントサイクルにより進行管理していきます。



(2) 進行管理の方法

進行管理については、リーディングプロジェクトに位置付けた施策及び数値目標を中心に実施していきます。

具体的には、市の環境の状況や、施策の実施状況、数値目標の達成状況などを定期的に把握・調査し、これらの結果を「広報しらおか」やホームページを通じて市民に公表します。併せて、「白岡市環境審議会」等への報告を行い、意見・提言をいただいた上、計画を見直し、それに基づく更なる取組を実施していくものとします。

2. 計画の進捗状況や目標達成状況の公表

毎年、計画の進捗状況や目標達成状況について、「広報しらおか」やホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。

3. 計画の推進体制

(1) 白岡市環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただきます。また、環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について報告し、意見・提言を受けます。

(2) 白岡市環境ネットワーク（仮称）

市の環境の保全及び創造に向けて、市民・事業者等が、自発的な活動の協力や情報交換、意見交換等を行い、協働して取組を推進するためのネットワークづくりを進めます。

(3) 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取組が求められる課題や地球環境問題への対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組めます。